

第4期

みやぎ建設産業振興プラン

～「地域の守り手」として宮城の県土づくりを担う
持続可能な建設産業の育成～

令和7年3月

宮城県

第4期みやぎ建設産業振興プランの策定にあたって



令和7年度は、県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」がスタートしてから5年目となります。人口の本格的な減少局面を迎える中、県政運営においては地域社会・経済の持続性の確保や、頻発化・激甚化する自然災害への的確な対応等、「宮城の将来像」の実現に向け、さらなる変革が求められています。

政策推進の基本方向の一つである「強靱で自然と調和した県土づくり」には、地域の建設産業の持続的な発展が不可欠です。このため、これまで県では「第3期みやぎ建設産業振興プラン」に基づき、各種現場見学会や動画配信などの建設産業のイメージ向上のための広報等の実施や、高校生と若手建設技術者との交流により職業理解を深める架け橋サロンやみやぎ建設ふれあいまつりなど、担い手の確保・育成のための取組をはじめとする各種施策に取り組んできました。

しかし、労働基準法改正に伴う時間外規制の建設業への適用開始、資材価格の高騰など、建設業をとりまく環境は依然として厳しい状況が続いています。このような中、国は「第三次・担い手3法」により担い手確保、地域建設業等の維持、処遇改善、働き方改革などを進めているほか、ICT活用による現場の省人化を目指す「i-Construction2.0」やインフラ分野のDXを推進し、建設業の支援を強化しています。

このような状況を踏まえ、このたび、産学官を構成員とした懇談会を開催し「第4期みやぎ建設産業振興プラン」を策定しました。『「地域の守り手」として宮城の県土づくりを担う持続可能な建設産業の育成』を基本理念とし、外国人を含む多様な人材の活用、経営支援セミナーの開催や事業承継支援による経営強化、地域建設業の維持・発展に向けた入札契約制度の改善など、官民が建設産業振興に向けた取組を連携しながら推進する内容となっております。

これらの取組により、地域の建設産業が社会的役割を果たしながら、「地域の守り手」として持続的に発展していくことを願っております。建設関係団体はじめ県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、このプランの策定に当たり、御尽力をいただいた「みやぎ建設産業振興懇談会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御協力をいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

第4期みやぎ建設産業振興プラン

目 次

はじめに	P 1
1 趣旨	
2 位置付け	
3 計画期間	
4 推進体制	
第1章 本県の建設産業を取り巻く現状	P 2
第1節 社会環境の現状	P 2
1 宮城県の将来の人口	
2 県内総生産の推移	
3 自然災害の発生状況	
4 社会資本の状況	
第2節 建設産業の現状	P 6
1 建設投資額と建設業許可業者数	
2 建設業の経営状況	
3 建設業就業者等の現状	
4 建設企業の現状	
第3節 第三次・担い手3法の成立等	P21
1 第三次・担い手3法の成立	
2 i-construction2.0～建設現場のオートメーション化～の取組	
3 「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書（令和6年3月）	
第2章 第3期みやぎ建設産業振興プランの検証	P24
第1節 第3期みやぎ建設産業振興プランの概要	P24
第2節 施策評価アンケートについて	P25
第3節 実績・効果等の検証	P26
基本目標1 担い手の確保・育成	
基本目標2 生産性の向上	
基本目標3 経営の安定・強化	
基本目標4 地域力の強化	
第4節 まとめ	P48

第3章 現状の考察と課題の整理	P49
第4章 基本理念及び基本目標	P53
第1節 基本理念	P53
第2節 基本目標	P54
第3節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	P56
第5章 各基本目標を推進する施策	P57
第1節 施策体系	P57
第2節 基本目標1「担い手の確保・育成」を推進する施策	P58
第3節 基本目標2「生産性の向上」を推進する施策	P66
第4節 基本目標3「経営の安定・強化」を推進する施策	P71
第5節 基本目標4「地域力の強化」を推進する施策	P75
第6章 数値目標及び進行管理	P79
第1節 基本目標ごとの数値目標	P79
第2節 推進体制	P87
資料編	P89

はじめに

1 趣 旨

本県の建設産業は、就業者数の10.0%、県内総生産の8.3%を占め、本県の雇用や経済を支える産業であるとともに、社会資本の整備や維持管理の担い手として、また、激甚化・頻発化する自然災害や特定家畜伝染病の防疫措置への対応に最前線で当たるなど、県民が安全で安心できる生活を営む上で必要不可欠な「地域の守り手」として重要な役割を果たしている。

しかし、東日本大震災（平成23（2011）年3月）による復旧・復興需要の拡大と収束、令和元（2019）年末からのコロナ禍による経済の停滞、令和4（2022）年2月のロシアのウクライナ侵攻を契機とした資材・燃料費の高騰など、建設産業を取り巻く社会情勢は急激に変化し、建設企業の経営状況は厳しさを増している。

とりわけ、全国的な人口減少・少子高齢化の進行に伴い、建設産業においても就業者の高齢化や若手技術者・技能者の減少など担い手不足がより深刻化しており、地域の建設産業の持続性をいかに確保するかが喫緊の課題となっている。

このような中、国においては、令和6（2024）年に時間外労働上限規制の建設業への適用が開始したほか、「第三次・担い手3法」が成立し、働き方改革促進による就労者の長時間労働の是正や待遇改善の実施による担い手確保、「i-Construction2.0」によるICTなどのデジタル技術を活用した建設現場の生産性向上（省人化）、地域建設業等の維持に向けた環境整備など、上記の課題を踏まえた対応力強化の取組を進めている。

今般、以上を踏まえ、官民が連携し、地域の建設産業が将来にわたって持続的にその役割を全うできるよう体系的に支援していくため、「第4期みやぎ建設産業振興プラン」（以下「本プラン」という。）を策定するものである。

2 位置付け

本プランは、県政運営の基本的な指針となる総合計画「新・宮城の将来ビジョン」と、その分野別計画の「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」を上位計画とする、「本県の建設産業の振興に係る個別計画」である。

3 計画期間

令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの3年間とする。

4 推進体制

本プランの推進のため、建設業団体と行政機関等の委員で構成する「みやぎ建設産業振興プラン推進会議」を設置し、目標指標の達成状況や施策に関わる動向等を共有し、PDCAサイクルのもと、本プランの進行管理を行うものとする。

〈本プランにおける言葉の使い方〉

「建設業」は、建設業法の定義のとおり元請、下請そのほか名義を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

「建設企業」は、建設業を営む事業者をいう。

「建設産業」は、調査・設計・施工・維持管理を含む土木や建築などの工事を行う産業（生業・仕事）をいう。

第1章 本県の建設産業を取り巻く現状

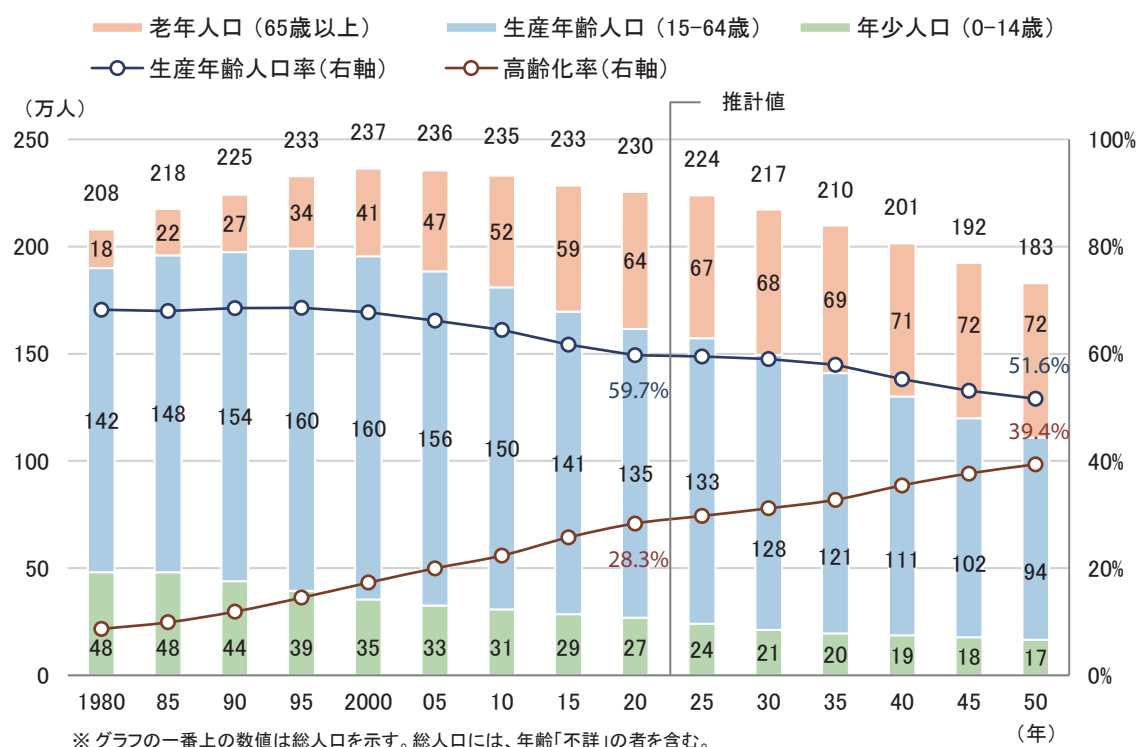
第1節 社会環境の現状

1 宮城県の将来の人口

少子高齢化・人口減少の進展

- 宮城県の人口は2000年の237万人をピークに減少傾向が続いている。今後も人口減少が続くことが予想されており、2050年には183万人まで減少すると見込まれている。
- 一方、65歳以上の老年人口は増加傾向にある。高齢化率（老年人口/総人口）は2020年では28.3%だが、2050年には39.4%に達すると予想されている。人口減少に加えて高齢化率が上昇するため、生産年齢人口は加速度的に減少していくと考えられる。

【図1】宮城県の将来の人口



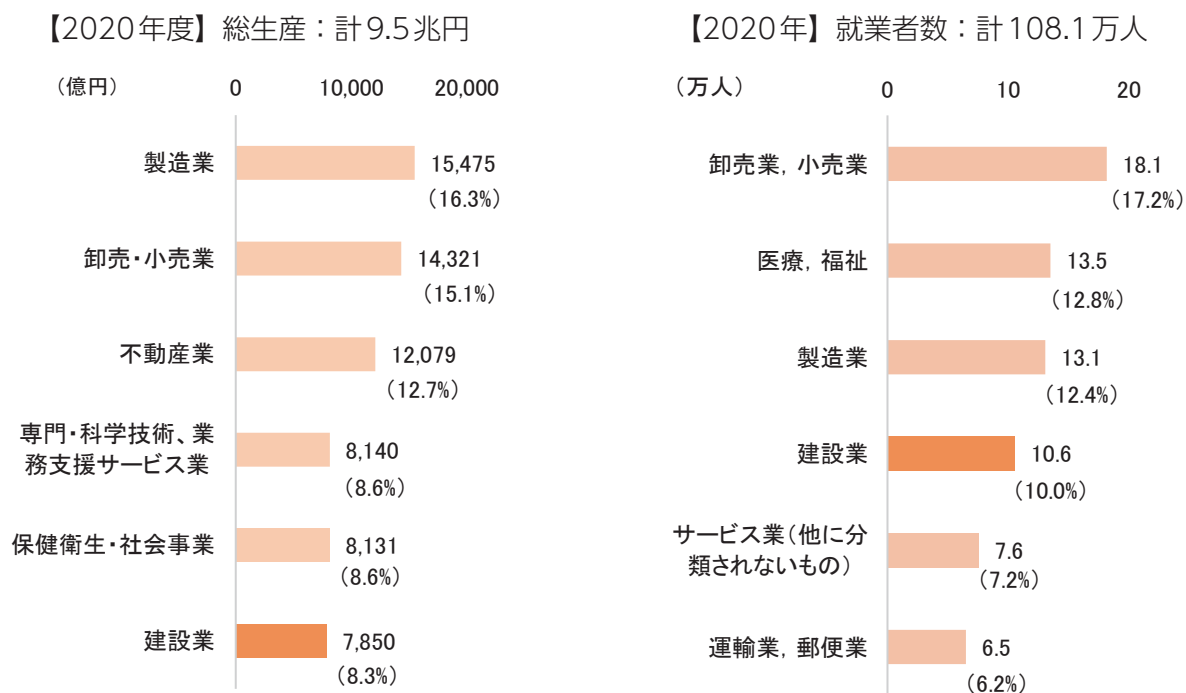
（出典）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」

2 県内総生産の推移

総生産・就業者数にみる建設業の重要性は依然として高い

- 建設業の県内総生産は7,850億円（8.3%）、就業者数は10.6万人（10.0%）と、建設業は全体の約1割を占める上位産業である。

【図2】宮城県の産業別生産額と就業者数（上位6産業）



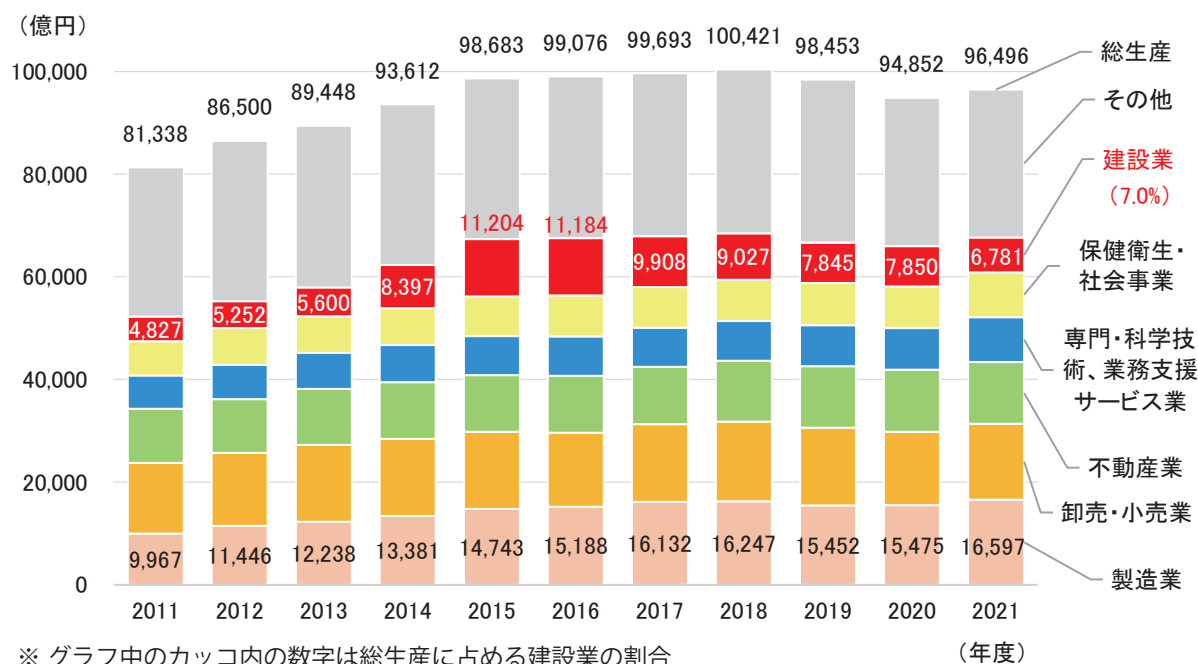
（出典）宮城県「市町村民経済計算」、総務省「国勢調査」

復興需要のピークアウト

- 建設業の生産額は、2015年度までは東日本大震災の復興事業の影響を受けて大幅に増加したが、その後減少に転じている。
- 建設業の就業者数についても、2015年から2020年にかけて減少している。

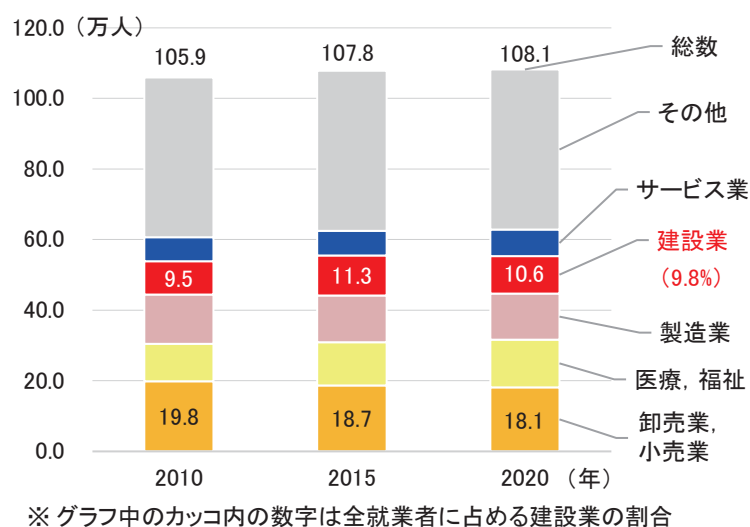
【図3】宮城県の生産額と就業者数の推移

【生産額】



(出典) 宮城県「市町村民経済計算」

【就業者数】



(出典) 総務省「国勢調査」

3 自然災害の発生状況

頻発化・大規模化する自然災害

- 近年、全国各地で地震・台風等による自然災害が激甚化・頻発化しており、令和6年には石川県能登半島において、1月1日に地震が、9月には豪雨による甚大な被害が発生した。
- 本県においても、平成23（2011）年の東日本大震災をはじめ、平成27（2015）年の関東・東北豪雨や、令和元（2019）年の東日本台風等による被害が発生していることから、今後も大規模地震や集中豪雨による自然災害に対する備えが必要である。
- さらに、近年は、鳥インフルエンザや豚熱といった特定家畜伝染病も発生しており、これらに対する防疫措置への迅速な対応も求められる。

【図4】近年の大規模自然災害の発生状況



【図5】近年の特定家畜伝染病の発生状況

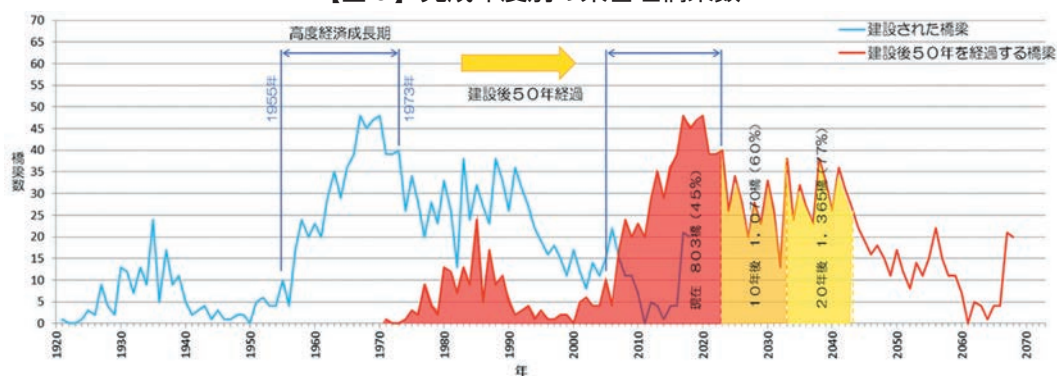
- H29.3 高病原性鳥インフルエンザ（栗原市）
R3.12 豚熱（大河原町・丸森町）
R4.3 高病原性鳥インフルエンザ（石巻市）
R4.11 高病原性鳥インフルエンザ（気仙沼市）
R5.1 高病原性鳥インフルエンザ（角田市）
R6.11 高病原性鳥インフルエンザ（石巻市）

4 社会資本の状況

加速化するインフラの老朽化

- 県が管理する社会資本には、高度経済成長期に整備されたものも多く、耐用年数の到来を迎えている。例えば橋梁においては、全1,774橋のうち、完成後50年を超え老朽化が進む橋梁の割合は、令和6（2024）年3月現在で約45%、10年後には約60%、20年後には約77%まで上昇する。今後、加速化する社会資本の老朽化対策が大きな課題である。

【図6】完成年度別の県管理橋梁数



（出典）宮城県第4次橋梁長寿命化計画（令和6年度改定）（県道路課）

第2節 建設産業の現状

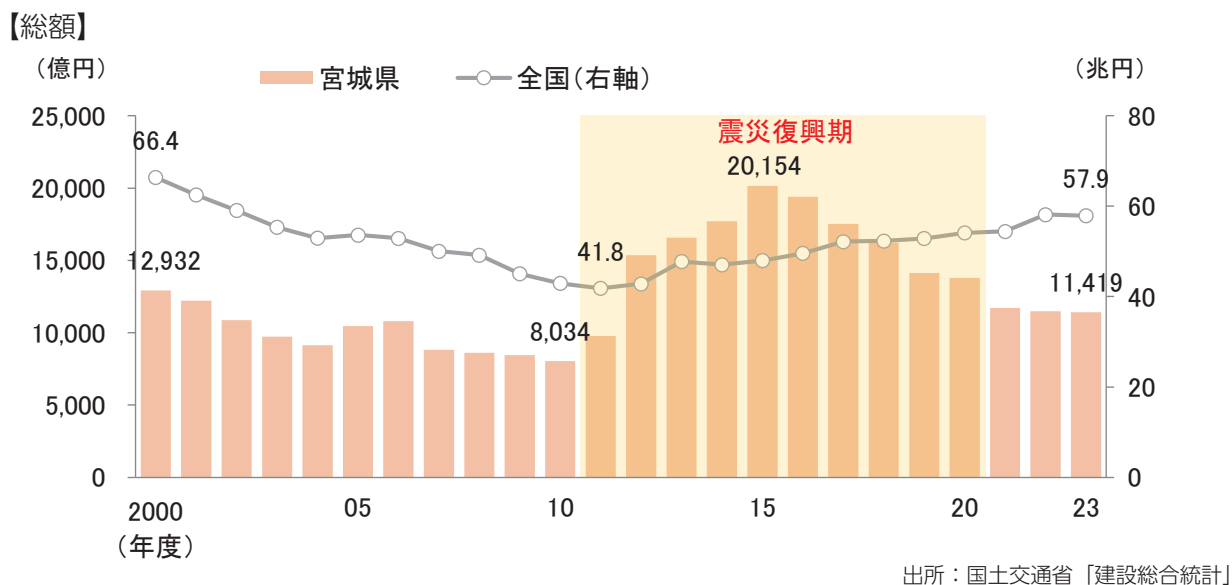
1 建設投資額と建設業許可業者数

(1) 建設投資額

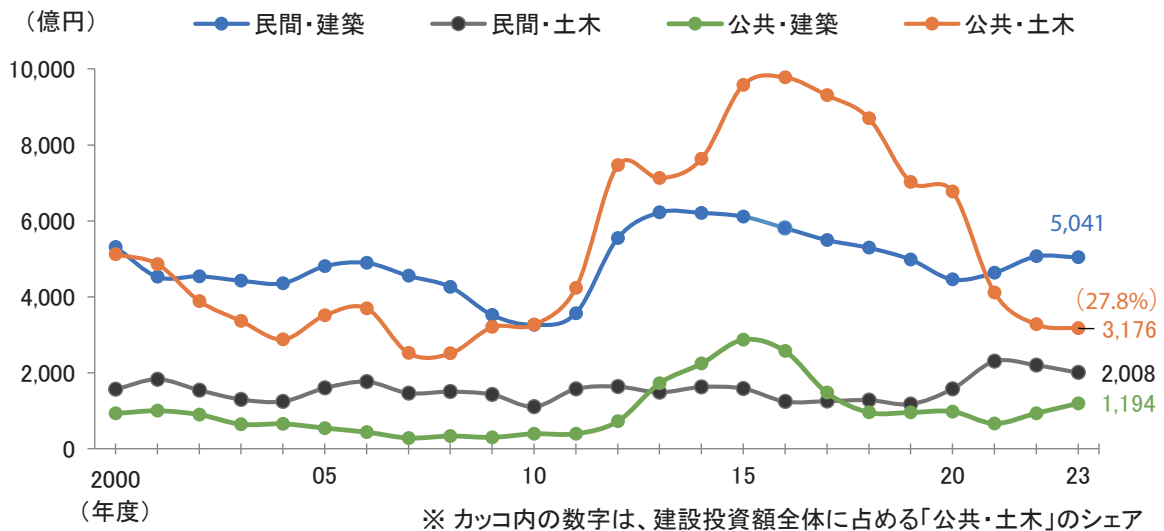
建設投資額は復興需要の反動が大きく、震災前の水準に近づきつつある

- 宮城県の建設投資額は、震災前の2010年度には8,034億円まで減少していたが、震災後の復興需要により、2015年度には2兆154億円まで大幅に増加した。しかし、2015年度をピークに減少に転じ2023年度は1兆1,419億円まで減少した。復興需要が一段落した後の反動が大きく、震災前の水準に近づきつつある。この間、全国的には緩やかな増加を続けており、本県の傾向とは大きく異なっている。
- 建設投資額の種類別では、「公共・土木」は2016年度をピークに減少しており、2023年度は震災前の水準となっており、全体の建設投資額と同様の傾向を示している。
- 一方、後述（P8（2））のとおり建設業者数は近年まで増加傾向が続いたことから、建設需要の動きと業者数の動きにはタイムラグがみられる。

【図7】建設投資額と建設業許可業者数

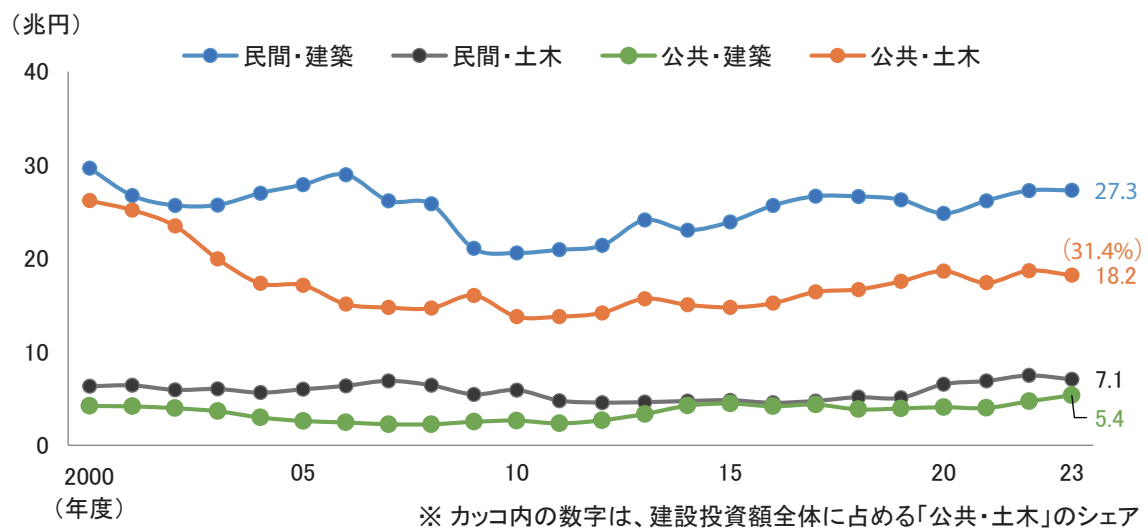


【種類別（宮城県）】



出所：国土交通省「建設総合統計」

【種類別（全国）】



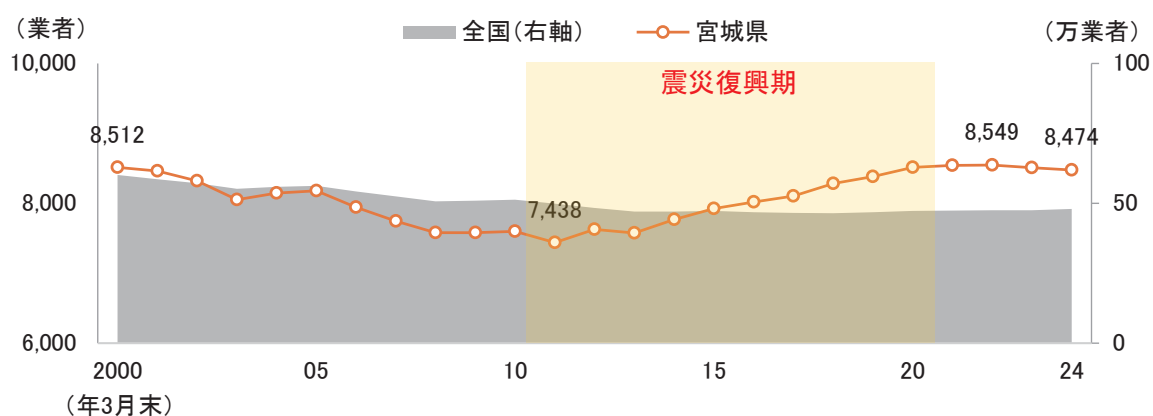
出所：国土交通省「建設総合統計」

(2) 建設業許可業者数

建設業者数は増加傾向にあり、受注環境の激化に伴う経営環境の悪化を懸念

- * 全国の建設業許可業者は、2000年以降緩やかに減少傾向にある。一方、宮城県では、2000年の8,512業者から減少傾向にあったが、2011年の7,438業者を底に増加に転じており、2022年は8,549業者まで増加した。
- * 直近2年間はやや減少傾向にあるが、建設投資額が先述のとおり2015年をピークに減少していることから、受注環境の激化に伴う経営環境の悪化が懸念される。

【図8】全国及び宮城県の建設業許可業者数

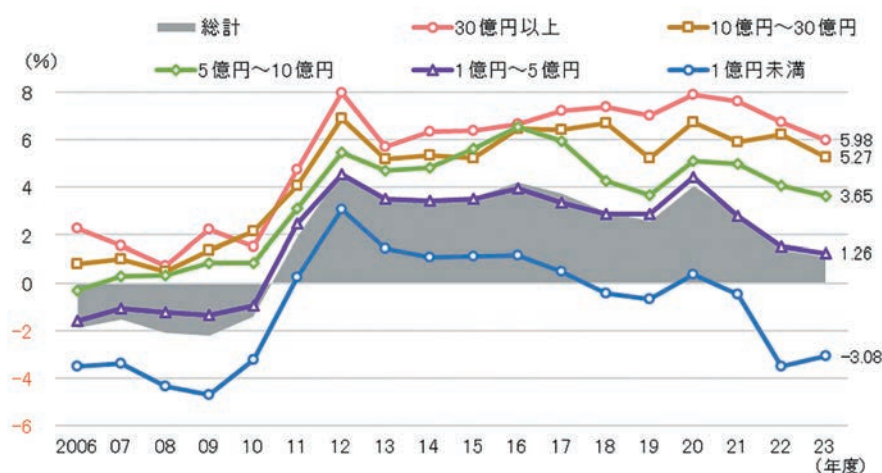


2 建設業の経営状況

小規模な建設企業の経営状況が悪化

- 売上高経常利益率を売上高階層別にみると、1億円未満の建設企業は直近3年間で0%未満が続き、他県と比較しても宮城県では収益力の低下が激しい。また売上高が1億円から5億円においても、宮城県は他地域より減少幅が大きく、小規模な建設企業の経営状況の悪化により、県内建設業全体への影響が懸念される。
- 自己資本比率を売上高階層別にみると、直近5年間は緩やかに増加傾向にあるが、売上高1億円未満の建設企業は10%台で推移している。他県と比較すると大きく下回っており、利益の確保・蓄積が難しい状況にあると考えられる。

【図9】 売上高経常利益率の推移（売上高規模別）



$$\text{売上高経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}}$$

【損益計算書指標】

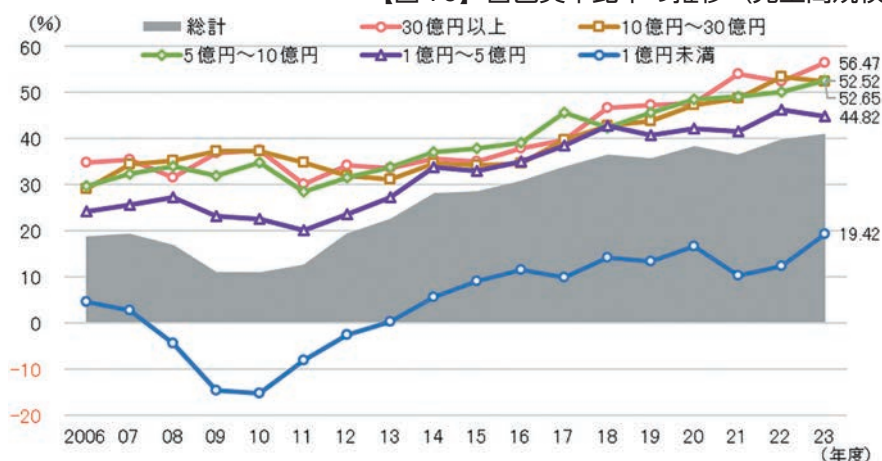
▼売上高経常利益率の比較（R5年度）

	全売上高規模	うち売上高1億円未満の企業
宮城県	1.11	-3.08
東北平均	2.45	-1.94
東日本平均	3.07	-0.87

P83に再掲

（出典）東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」より作成

【図10】 自己資本比率の推移（売上高規模別）



$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$$

【貸借対照表指標】

▼自己資本比率の比較（R5年度）

	全売上高規模	うち売上高1億円未満の企業
宮城県	41.00	19.42
東北平均	47.05	24.13
東日本平均	42.90	22.75

P84に再掲

（出典）東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」より作成

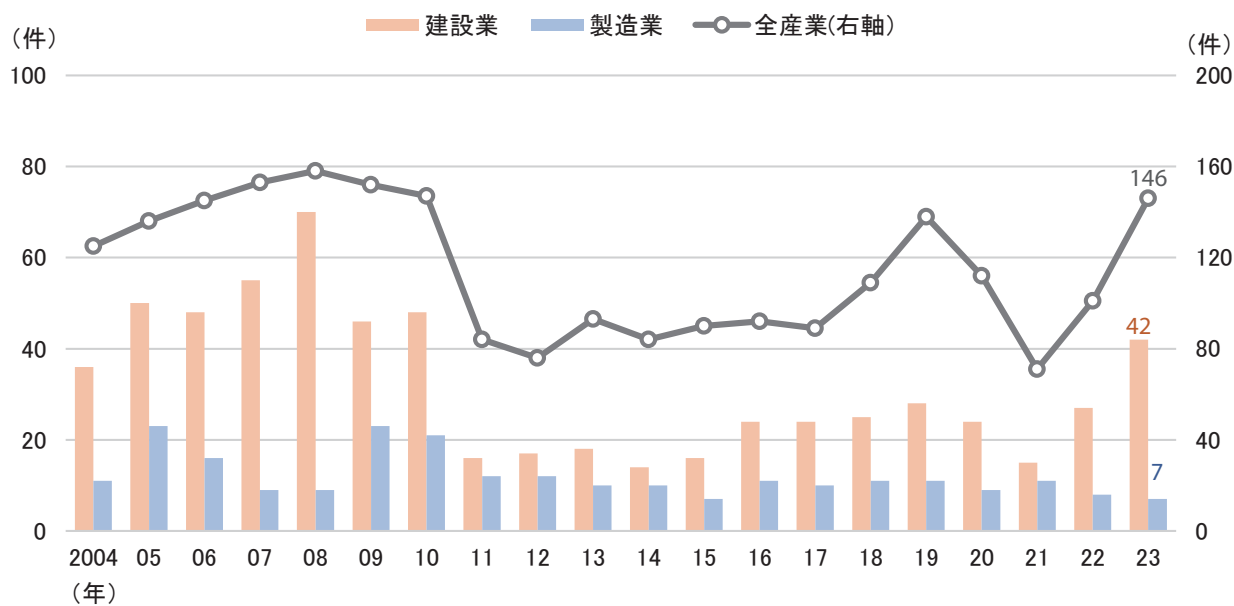
【図11】 売上高規模別の建設企業数と構成割合（東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標【令和5年度決算分析】」）

総計	1億円未満	1億円～5億円	5億円～10億円	10億円～30億円	30億円以上
711社 100.0%	177社 24.9%	344社 48.4%	88社 12.4%	81社 11.4%	21社 3.0%

(2) 倒産件数の傾向

- 宮城県の倒産件数の推移をみると、全産業では2021年から急増しており、2008年頃のリーマンショック直後の水準に近付きつつある。
- 製造業は2021年以降若干減少している一方、建設業は急増しており、動向を注視する必要がある。

【図12】 宮城県の倒産件数推移



(出所) 株式会社帝国データバンク提供資料に基づき作成

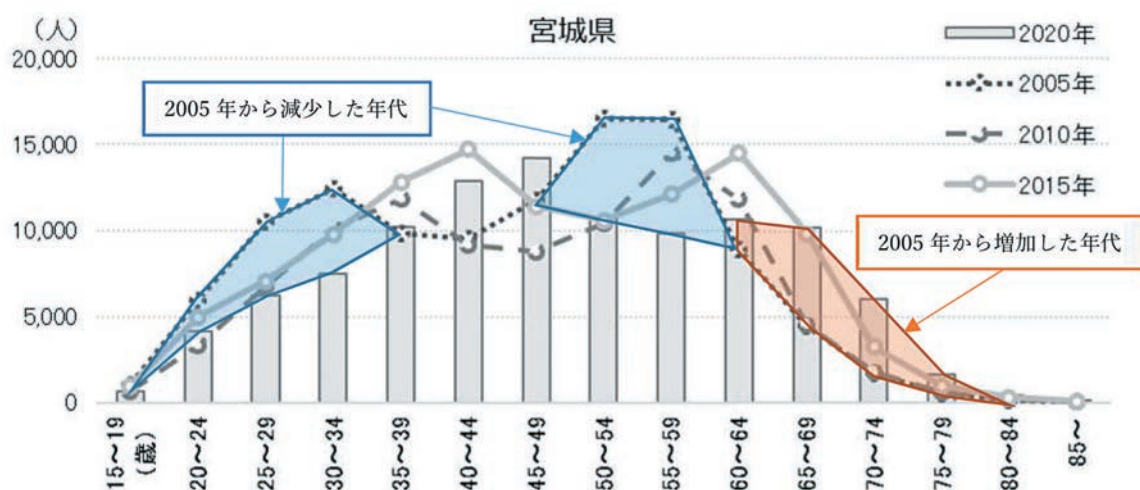
3 建設業就業者等の現状

(1) 建設業就業者の年齢構成

若者の入職が少なく高齢化が進展

- 建設業就業者の年齢構成として、2005年時点では50歳～54歳、55歳～59歳が最も就業者数の多い年齢階級であった。しかし、退職・離職等により2020年には大幅に減少した（2020年時点の年齢階級：65歳～69歳、70歳～74歳）
- 2020年時点では45歳～49歳が最も就業者数の多い年齢階級だが、それより若い就業者は減少傾向で高齢化が進展しており、今後更なる減少が懸念される。

【図13】 宮城県の建設業就業者の年齢構成



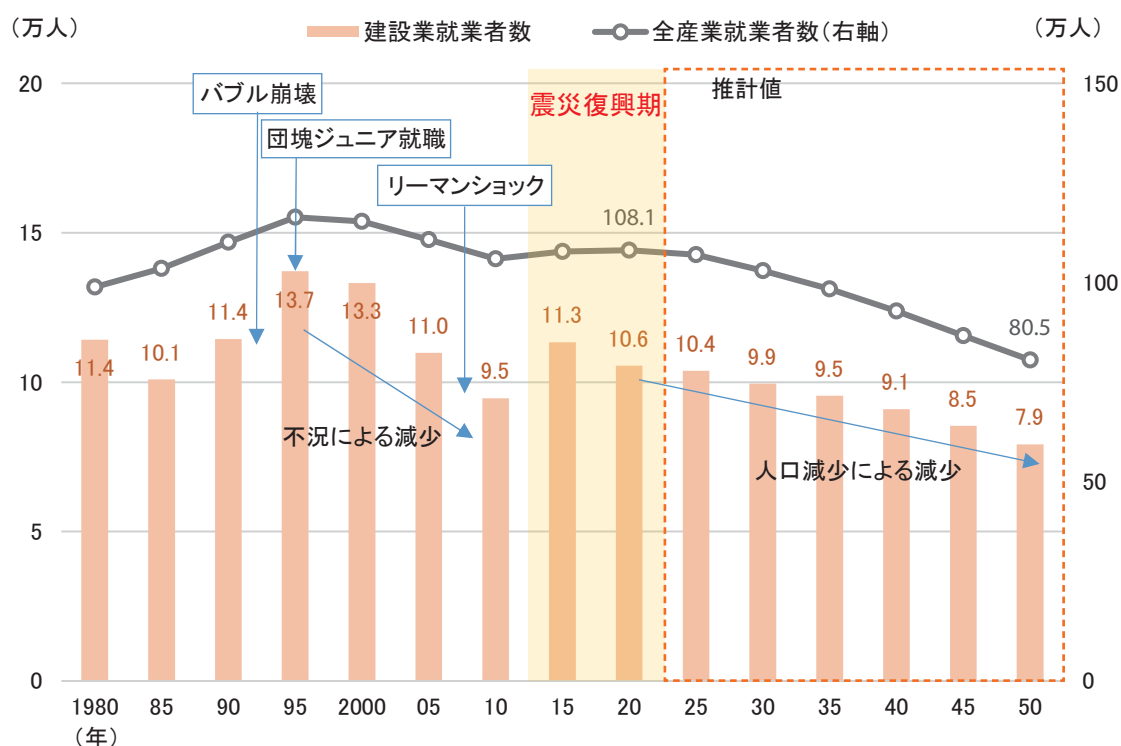
(出典)「国勢調査」(総務省)

(2) 将来の建設業就業者数の予測

就業者数減少が加速すると予測され、一層の担い手確保と生産性向上が求められる

- 県内の建設業就業者数の推移をみると、東日本大震災の影響により2015年は一時的に就業者が回復したが、復興需要の落ち着きとともに2020年には10万人まで減少した。
- 全産業就業者数に占める建設業就業者数の割合は、2020年時点で9.8%である（P4参照）。将来予測として、仮に2020年時点の労働力率・就業者率、建設業就業者の割合が維持されたとしても、少子高齢化とともに生産年齢人口が減少する見通しから、2050年には7.9万人まで減少することが予想される。減少が続けば、社会資本の整備や維持管理に支障が出る可能性がある。

【図14】 宮城県における全産業及び建設業就業者数の推移



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」

注) 算出根拠について

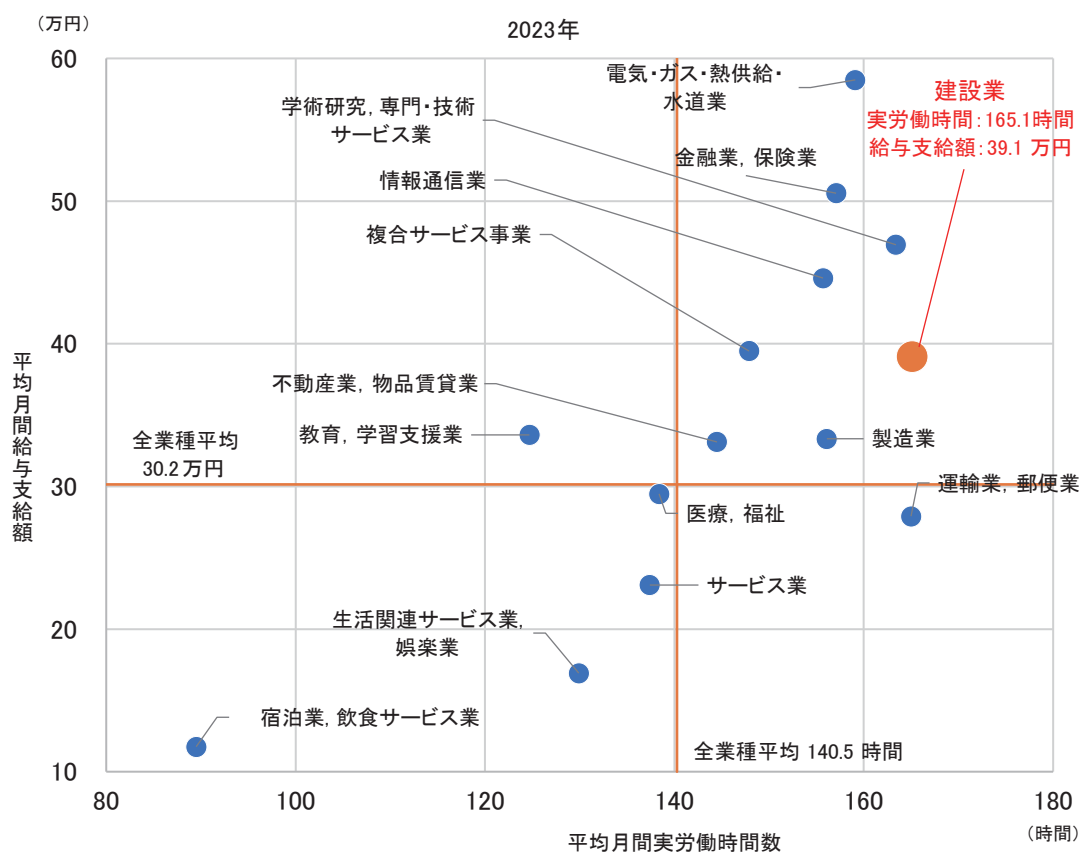
- * 全産業および建設業の就業者数の実績値（2020年まで）は、国勢調査の数値を参照。
- * 全産業就業者数の推計値（2025年以降）は、5年毎・5歳階級別の各人口予測値に対して、2020年国勢調査における労働力率と就業者率を掛けて計算している。
- * 建設業就業者数の推計値（2025年以降）は、上記で算出した全産業の数値に対して、2020年時点での5歳階級別の建設業就業者の割合を各年代別に掛けて計算している（建設業の割合は2020年から変動しないという前提）。

(3) 建設業の就業環境

給与水準は高いが、他産業と比較すると労働時間の削減が求められる

- 建設業の給与水準（平均月間給与支給額）は県内の全業種平均を上回っているが、労働時間水準（平均月間実労働時間数）は全産業の中で最長である。
- 給与水準だけでなく労働時間も就職先決定の有力な要因となる。他産業と比較される中で、今後建設業の担い手を維持・確保していくためには、働き方改革等による労働時間の削減が必要である。

【図15】宮城県の産業別給与・労働時間水準の比較（2023年）



(注)「複合サービス事業」は、総務省統計局の定義（大分類）によれば、「郵便局」「協同組合」が該当する。

出所：宮城県「毎月勤労統計調査 地方調査結果」

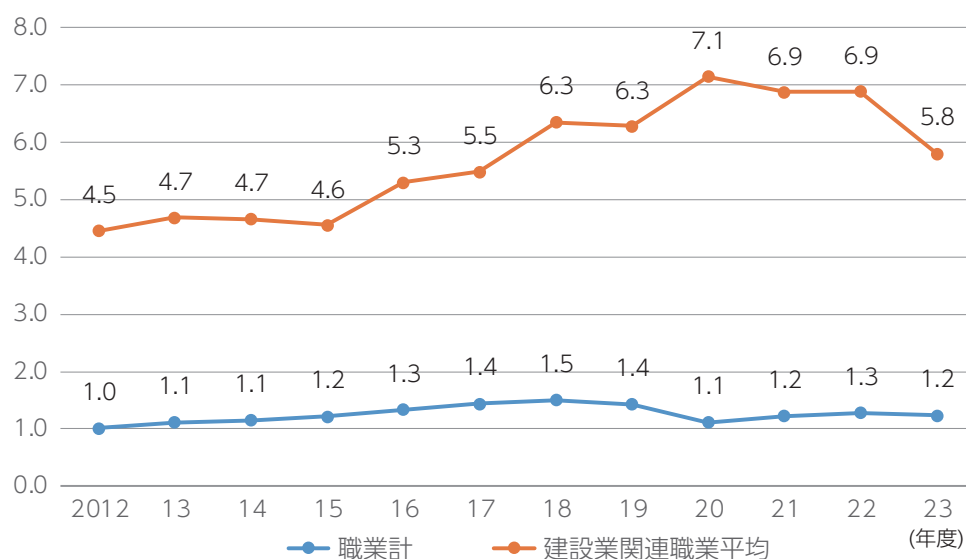
(4) 建設業への入職・採用状況

建設業関係職種は依然として人手不足の状況

- 建設業関係職種の有効求人倍率は、全職種の水準を大きく上回っており、2020年以降若干減少したものの、依然として高い水準である。
- 企業が、求人に対して実際に雇用できた人数の割合である充足率は全職種より低く、求人を出しても雇用には結びついていない状態が続いている。

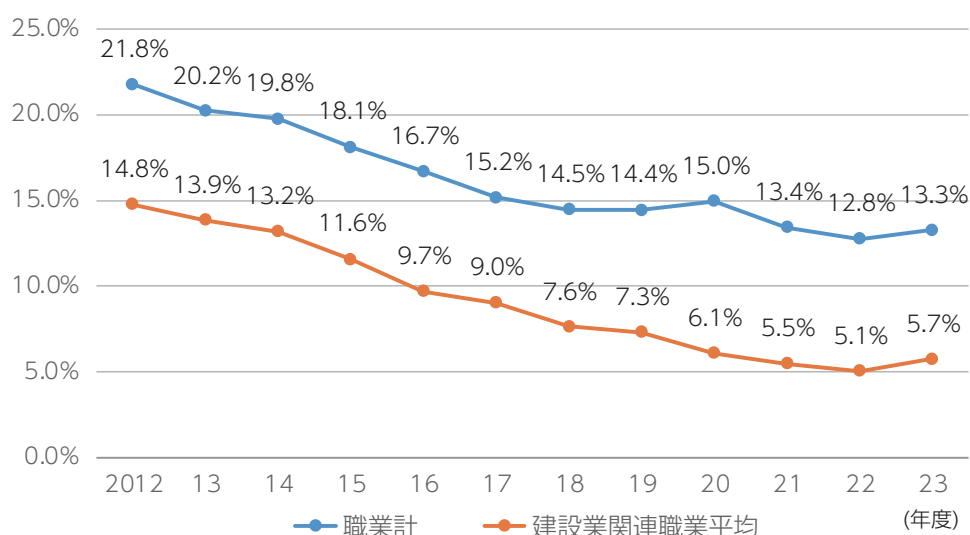
【図16】宮城県建設業関係職種の有効求人倍率・充足率

【建設業関連職種の有効求人倍率】



(出典) 厚生労働省「職業安定業務統計」より事業管理課が作成

【建設業関連職種の充足率】



(出典) 厚生労働省「職業安定業務統計」より事業管理課が作成

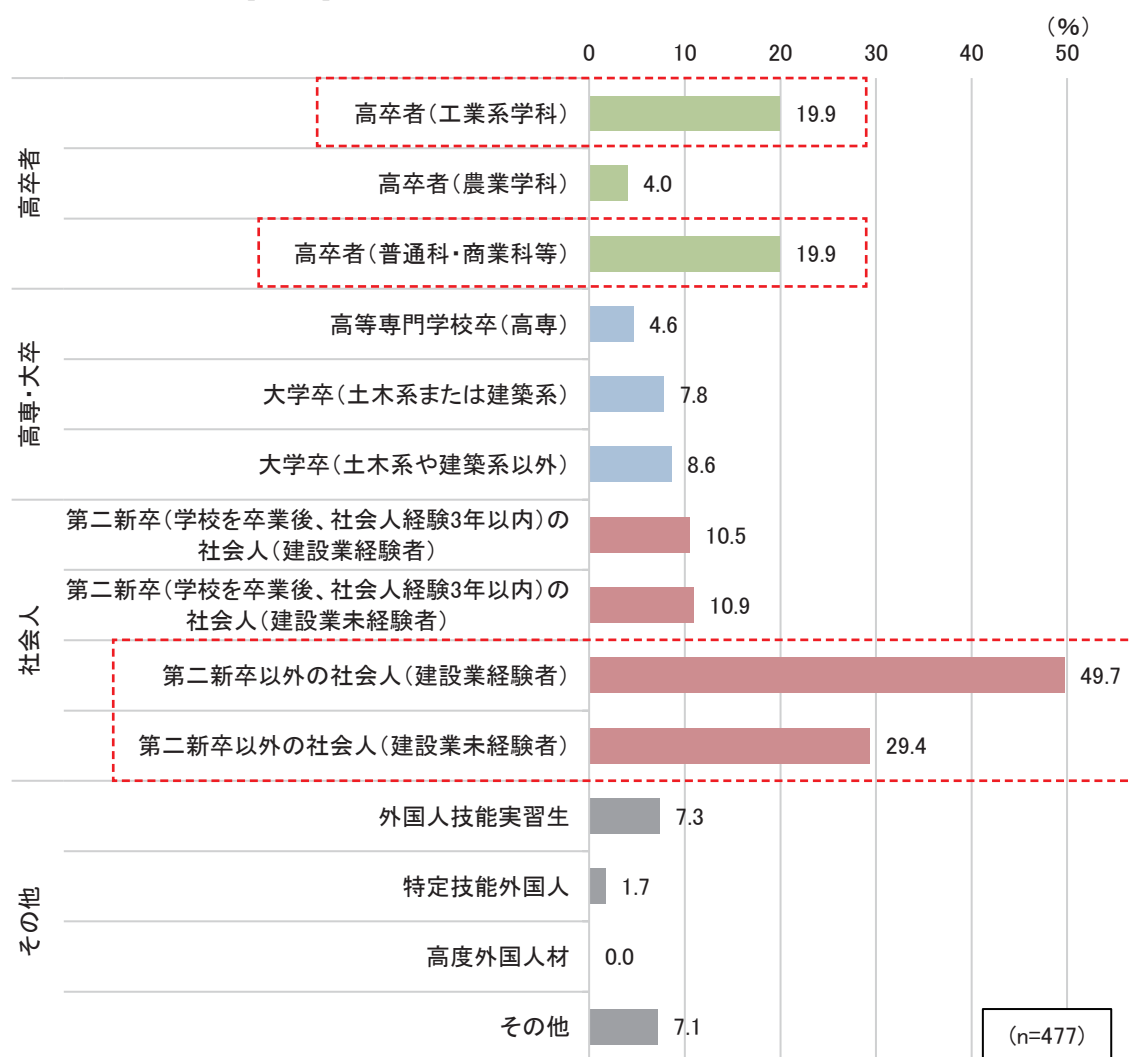
$$\text{充足率} = \frac{\text{充足数}}{\text{新規求人数}} \quad \text{※充足数：職業安定所の紹介により企業に雇用された人数}$$

(注) 本プランにおける「建設業関連職業」は、「職業安定業務統計」における「建築・土木・測量技術者」「建設躯体工事従事者」「建設従事者」「電気工事従事者」「土木作業従事者」をいう。

建設企業では工業系以外の学科卒、建設業未経験者にも採用対象を広げている

- 高卒者においては、工業系学科と同じ割合で普通科・商業科等からも採用している。また、社会人（中途採用）においても建設業未経験者を採用するケースは少なくない。
- 担い手を確保すべく、土木・建築以外を専攻する高校生・大学生、建設業未経験の社会人などに対しても採用対象を広げている様子が見える。

【図 17】 採用した技術者・技能労働者の属性（複数回答）



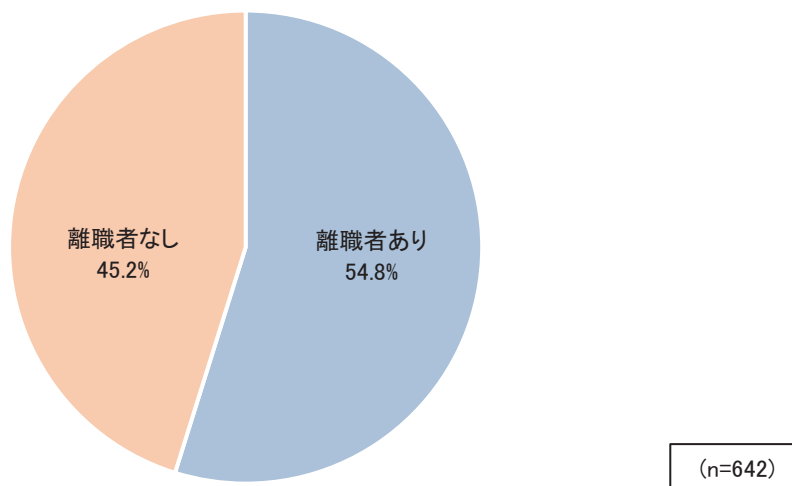
(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター 「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」報告書」より。宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

(5) 離職状況

職場環境の改善など、人材の定着に向けた取組が必要

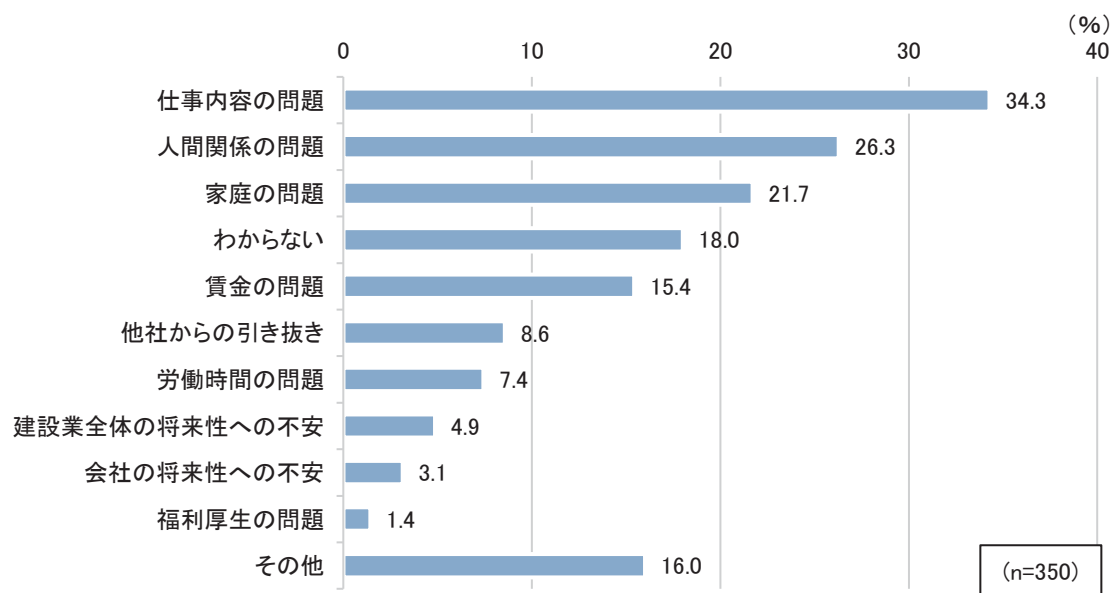
- 多くの建設企業で採用者の離職が発生しており、人材の定着が課題となっている。
- 離職の理由としては業務内容や人間関係などの職場環境に起因するものが多く、離職防止に向け、入職前からの仕事内容への理解向上や、DX推進、ハラスメント防止など職場環境の改善に取り組む必要がある。

【図18】新たに採用した技術者・技能労働者の離職状況



(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「『地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）』報告書」より。宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

【図19】新たに採用した技術者・技能労働者の離職理由（2つまで選択）



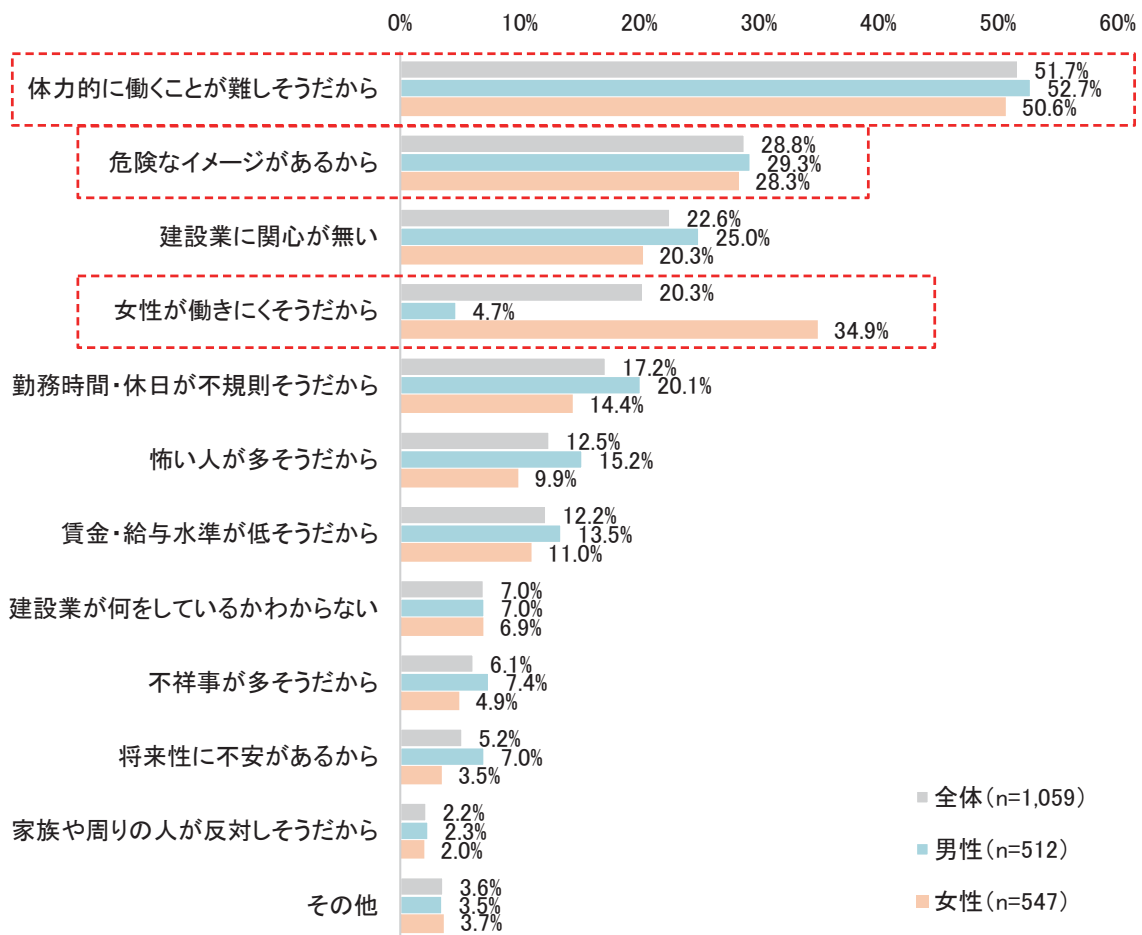
(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「『地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）』報告書」より。宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

(6) 建設業に対するイメージ

建設業に対するマイナスイメージの改善が必要

- 建設業は、体力面での不安やかつて3K（きつい、汚い、危険）と呼ばれた悪いイメージが依然として残っているため、就職先に選ばれにくい。特に、女性から敬遠されやすい職業のため、マイナスイメージを改善していくことが必要である。

【図 20】 就職先の候補に建設業を挙げなかった理由



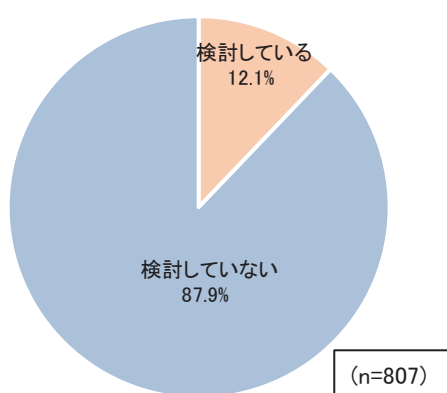
(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」報告書」より。宮城県内在住の20代～70代男女を対象に建設業に対するイメージをアンケート

(7) 外国人労働者の雇用

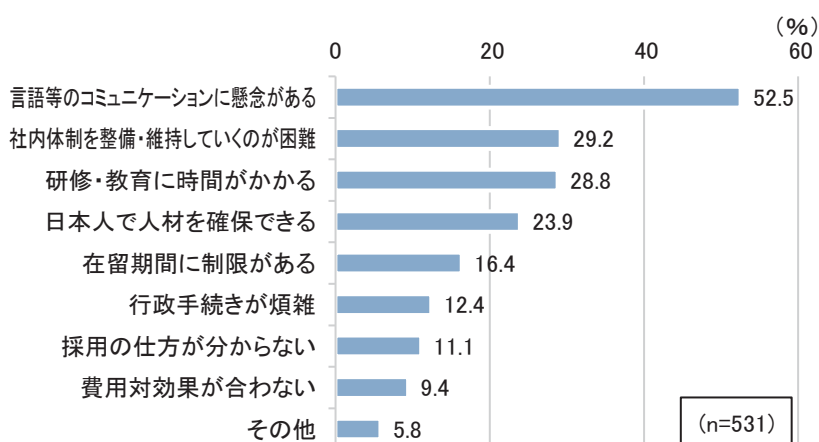
言語や社内体制等に課題があり、外国人労働者の雇用を検討する企業は少ない

- 外国人労働者の雇用を検討する建設企業は少ない。言語等のコミュニケーションに懸念があること、社内体制を整備・維持していくのが困難であること、研修・教育に時間がかかることなどが理由として挙げられている。このほか、在留期間に制限がかかることなども要因として考えられる。
- こうした問題から、建設業における外国人労働者数は、他の主要産業と比較しても少ない状況であるが、担い手が不足している建設業において、外国人労働者の活用も必要性を増しており、上記の問題を解決するため、建設企業に対する支援を検討する必要がある。

【図21】外国人の雇用検討状況

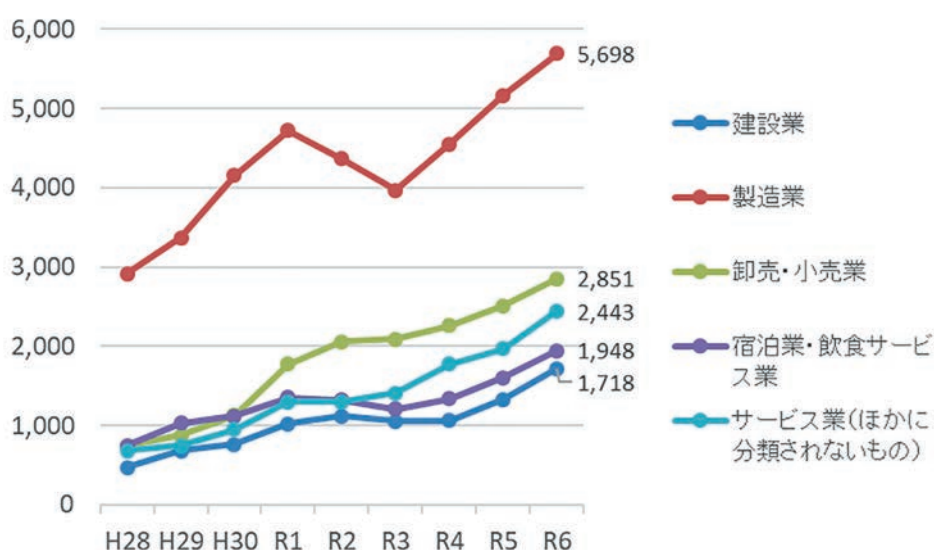


【図22】外国人労働者の雇用を検討しない理由



(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「『地域建設産業のあり方検討委員会(宮城県)』報告書」より。宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

【図23】県内外国人労働者数の主要産業別推移



(出典) 宮城労働局「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」より県事業管理課が作成

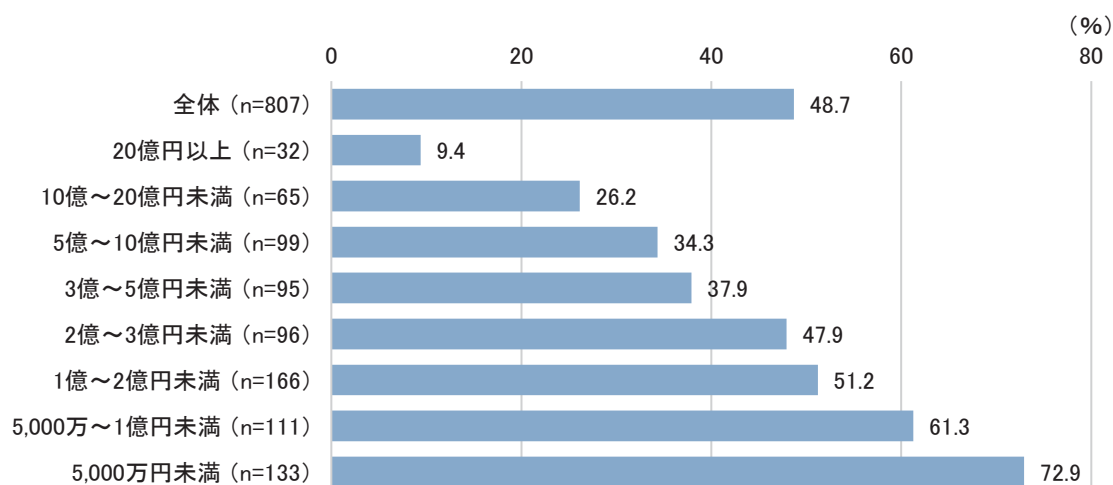
4 建設企業の現状

(1) 生産性向上 (ICT 導入・活用状況)

コスト負担や人材・情報不足により小規模の建設企業ほどICTを導入していない

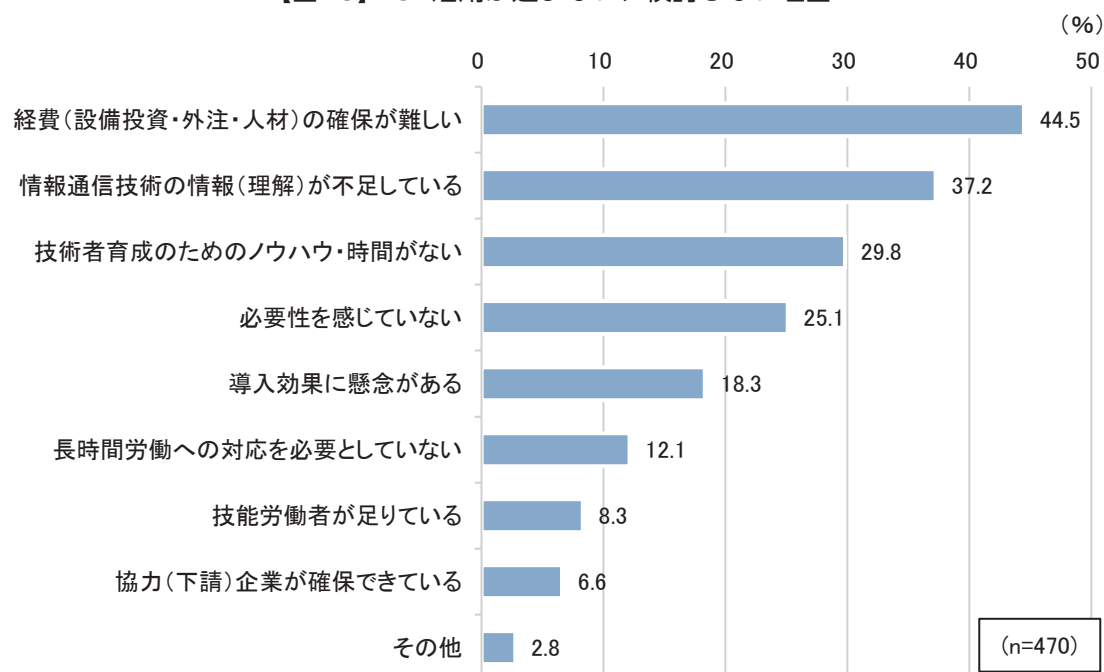
- ICT未導入の建設企業は多く、コスト負担や人材が確保できないといった問題がある。特に事業規模が小さな企業ほどICTを導入していない傾向がみられる。
- 他方、ICT導入の必要性を感じていないと考える建設企業も一定数存在する。情報不足等により企業がICT導入の費用対効果を正しく検証できていないといった可能性も考えられるほか、小規模の家族経営事業者では、高齢化から世代交代や廃業を見据えている可能性も考えられる。

【図24】 ICT導入・活用状況のうち、「どれも導入していない」と回答した割合（売上高別）



(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」報告書」より。宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

【図25】 ICT活用が進まない、検討しない理由



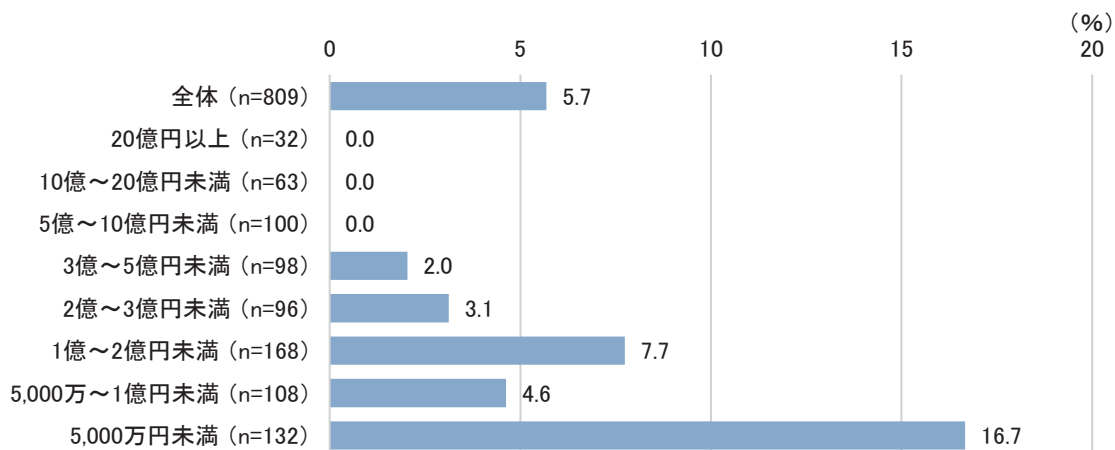
(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」報告書」より。宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

(2) 事業承継

廃業を防ぐためには、小規模な建設企業に対するフォローが必要

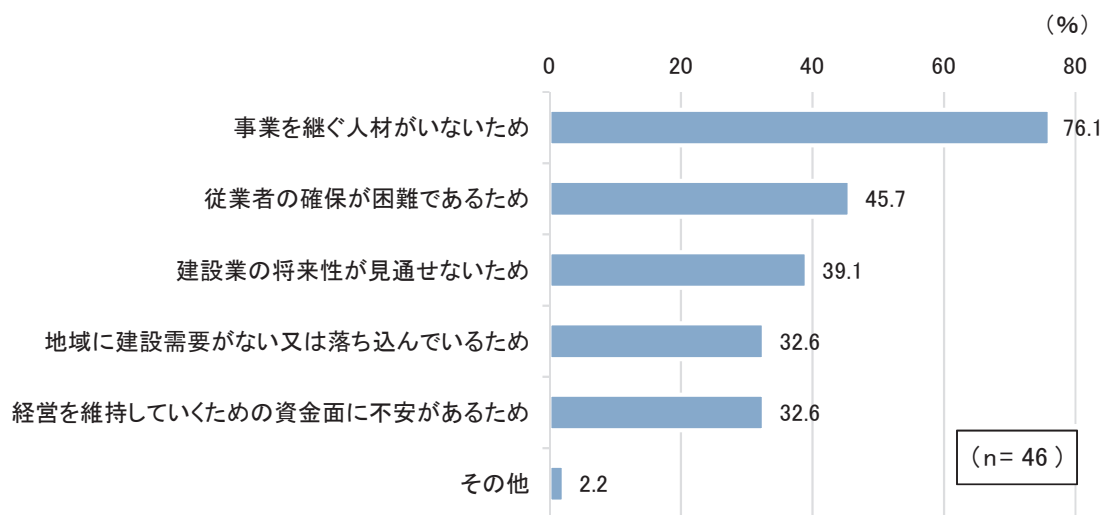
- 事業を継ぐ人材がない、従業員の確保が困難など、後継者問題を抱える企業は多く、廃業予定の企業も一定数存在する。特に、事業規模の小さな建設企業ほどその割合は高い。地域インフラの担い手の廃業を防ぐには、こうした建設企業の経営状況を注視しながら支援していくことが必要である。

【図26】「廃業する予定である」と回答した割合（売上高別）



(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「『地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）』報告書」より。宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

【図27】廃業する予定である理由（複数回答）



(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「『地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）』報告書」より。宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

第3節 第三次・担い手3法の成立等

1 第三次・担い手3法の成立

担い手3法の成果を更に充実させ、新たな課題へ対応

- 国では、令和元年（2019）年に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）を一体として改正し、働き方改革促進による長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上などに取り組むことを盛り込んだ。（「新・担い手3法」）。
- 「新・担い手3法」施行後の社会的環境の変化に対応するため、令和6（2024）年6月に「第三次・担い手3法」として再び品確法と建設業法・入契法を改正した。
- 今回の改正では、建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要があるとし、「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」を目的としている。
- 法改正により、注文者と受注者の間で契約前後のルール設定が義務化されることで、資材高騰分の転嫁や工期変更の協議が円滑になり、労務費へのしわ寄せを防ぐといったことが盛り込まれており、元請下請関係適正化や労務賃金を下請け企業に確実に行き渡らせる効果が期待されている。

【図28】第三次・担い手3法 概要

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像			
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正			
担い手確保	処遇改善	議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	働き方改革 ・環境整備	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
		●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

（出典）国土交通省公表資料より抜粋

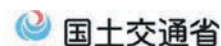
2 i-Construction2.0～建設現場のオートメーション化～の取組

現場の省人化・オートメーション化の促進

- 国では、建設現場の生産性向上を目指し、建設生産プロセス全体の抜本的な生産性向上に取り組むi-Constructionを推進してきた。
- 人口減少下において、将来にわたって持続的にインフラ整備・維持管理を実施するためには、i-Constructionの取組を更に加速し、これまでの「ICT等の活用」から「オートメーション化（自動化）」にしていけることが必要だとし、2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち1.5倍の生産性向上を目指すi-Construction2.0の取組を2024年4月にとりまとめ公表。
- i-Construction2.0では、省人化（生産性の向上）、安全確保、働き方改革と多様な人材の確保、新3K（給与がよく、休暇が取れ、希望がもてる）の実現を目標として掲げている。

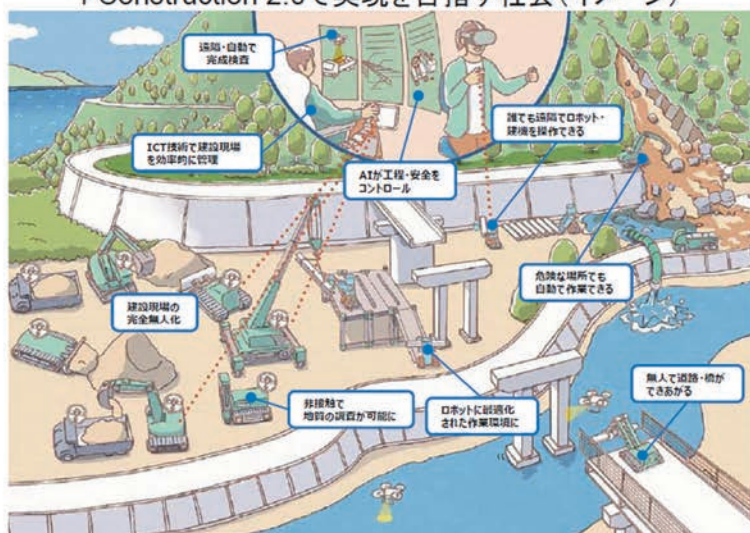
【図29】 i-Construction2.0～建設現場のオートメーション化～の概要

i-Construction 2.0（建設現場のオートメーション化）



- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

i-Construction 2.0で実現を目指す社会（イメージ）



第5期技術基本計画を基に一部修正

i-Construction 2.0 で2040年度までに 実現する目標

省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

安全確保

- ・建設現場の死亡事故を削減。

働き方改革・新3K

- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

i-Construction 2.0: 建設現場のオートメーション化に向けた取組 (インフラDXアクションプランの建設現場における取組)

3

(出典) 国土交通省「i-Construction2.0～建設現場のオートメーション化～」より

3 「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書（令和6年3月）

「担い手確保・育成」「働き方改革・生産性の向上」「持続可能な経営環境の整備」

（1）委員会の設置趣旨

「地域建設産業のあり方検討委員会」は、建設産業の今後のあり方として行政や関係主体が取る方策を提言すべく、一般財団法人建設業情報管理センター¹により設置された。令和5（2023）年度は、宮城県がモデルとして選定された。

（2）宮城県における建設産業の将来に向けた提言

建設業は「地域の守り手」として、インフラの維持管理や災害対応など必要不可欠な役割を担っているが、建設企業を取り巻く経営環境は厳しい状況に置かれている。建設業が今後も地域に存続し、健全に発展していくために、同委員会では宮城県建設業の現状と課題を実態に即して把握した上で、進むべき方向性を検討を行った。各種調査結果を踏まえると、「担い手確保・育成」、「働き方改革・生産性向上」、「持続可能な経営環境の整備」の3つの課題に取り組み、持続可能な産業を目指すことが、宮城県の建設業には求められると提言している。

【図30】宮城県における建設産業の将来に向けた提言

課題	取組方針	具体的な取組項目（抜粋）
担い手確保・育成	イメージ改善、的確な情報発信	若い世代に向けて、ホームページやSNS、パンフレットを活用したPR 学校教員や保護者に向けた建設業の役割に対する的確な情報発信、理解醸成
	幅広い担い手の確保	女性や外国人人材が活躍できる職場環境の配慮や社内制度の整備、社内理解の醸成 中途採用における採用方式の多様化
	社内体制の整備	キャリアデザインの構築、給与や休日の取得のしやすさの処遇改善
働き方改革・生産性向上	労働環境の改善	コンプライアンスや週休2日制の業界全体への周知徹底 適正な工期設定を行わない発注者、時間外労働上限規制への対応
	簡素化・分業化	書類の簡素化や必要性の見直し・削減、バックオフィスの活用等現場事務の分業化
	ICT・DX活用による効率化	デジタル化に伴う支援や情報提供、デジタル人材の育成及び採用 建退共など他業務と連携させたCCUSの有効活用
持続可能な経営環境の整備	受注機会の確保、競争力の向上	震災復興終了に伴う新設工事から維持管理業務へのシフト対応 地域間の受注環境等の差を踏まえた対応、民間需要に対応する競争力向上
	持続可能な制度運用、環境整備	総合評価の適切な運用と改善、適切な工期・価格設定 円滑な事業承継への対応
	地域課題の対応や災害対応力の強化	行政と地域企業の情報連携、行政による災害対応支援 脱炭素への取組支援

（出典）「地域建設産業のあり方に関する調査研究（宮城県）」報告書より

¹ 一般財団法人建設業情報管理センターは、建設業の健全な発達の促進を図ることを目的に、建設業許可の膨大なデータを一元的に管理し効率的なシステム運営を行う組織として昭和62（1987）年に設立された。平成22（2010）年度から毎年度、有識者から成る「地域建設産業のあり方検討委員会」を設置し、モデル県の建設産業のあり方について分析・検討し、提言にまとめた報告書を公表している。

第2章 第3期みやぎ建設産業振興プランの検証

第1節 第3期みやぎ建設産業振興プランの概要

- ◆ 令和3年（2021）年3月策定
- ◆ 基本理念：「地域の守り手」として宮城の県土づくりを担う持続可能な建設産業
- ◆ 計画期間：令和3（2021）年4月から令和7（2025）年3月まで
- ◆ 策定の趣旨

建設産業は、社会資本の整備や災害対応など、安全で安心な生活を支えるとともに、地域経済にも重要な役割を果たす産業である。東日本大震災以降、建設企業の経営環境は好調であったが、少子高齢化に伴い人材不足が深刻化している。国は働き方改革やi-Construction推進を通じ、労働環境改善や生産性向上を目指しており、県はこれらに対応しつつ、建設業の持続的発展を支えるため「第3期みやぎ建設産業振興プラン」（以下、「前プラン」という。）を策定した。

【基本目標、施策体系】

基本目標 1 担い手の確保・育成			
	施策 1	働き方改革の推進（処遇改善）	
		取組 1	適切な賃金水準の確保
		取組 2	建設キャリアアップシステムの活用促進
		取組 3	社会保険加入対策の更なる強化
		取組 4	技能者の雇用形態の明確化・安定化
		取組 5	計画的な休暇取得の推進
		取組 6	建設工事従事者の安全及び健康確保
	施策 2	若者・女性等の活躍及び定着	
		取組 1	若手技術者・技能者の人材育成
	取組 2	女性活躍・定着の推進	
施策 3	建設産業の戦略的広報		
	取組 1	産学官が連携した積極的な広報活動の展開	
基本目標 2 生産性の向上			
	施策 1	現場の省力化・効率化	
		取組 1	新技術・新工法の活用促進
		取組 2	施工時期の平準化の推進
		取組 3	現場の効率化促進
	施策 2	技術力・専門力の強化及び評価	
取組 1		技術力・専門力の向上支援	
基本目標 3 経営の安定・強化			
	施策 1	復興需要後の経営支援	
		取組 1	経営力の向上支援
		取組 2	経営力に対する評価
	施策 2	将来を見通せる環境整備	
		取組 1	中長期的な公共投資見通し等の公表
		取組 2	適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等
	施策 3	建設産業の健全化	
		取組 1	法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底
		取組 2	適正な元請・下請関係の促進
	施策 4	適正かつ公平な市場環境の整備	
		取組 1	入札契約制度の的確な運用・改善
取組 2		ダンピング対策強化	
基本目標 4 地域力の強化			
	施策 1	「地域の守り手」として地域社会の維持、安全・安心の確保	
		取組 1	地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及
		取組 2	専門性の高い維持管理技術者の確保・育成
	施策 2	災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保	
		取組 1	地域の災害対応力の強化

第2節 施策評価アンケートについて

◆ 目的

本プラン策定の検討にあたり、県内建設企業から、前プランに基づく各取組や今後の課題等について効果検証を行うため、アンケート調査を実施した。

◆ 対象建設企業数

955

▼対象建設企業の内訳

内訳		建設企業数	備考
①	建設業団体所属建設企業	635	重複12を除く
	（一社）宮城県建設業協会	245	
	（一社）みやぎ中小建設業協会	137	
	（一社）宮城県専門工事業団体連合会	261	
②	上記団体に所属していない県内建設業許可業者※	320	
合計		955	

※ 県の入札参加登録業者から建設業団体所属業者を除いたうち、過去5年間に県工事の受注実績が有る建設企業

◆ 回答数

341建設企業（回答率 約35%）

◆ 調査期間

令和6年6月17日（月）～7月7日（日）まで

◆ 調査方法

みやぎ電子申請サービスにより回答

◆ 調査内容

前プランで実施した『取組の必要性』と『取組実績に対する評価』のほか、入札契約制度に対する意見、BCP策定の状況について（選択式及び自由意見）

第3節 実績・効果等の検証

基本目標1 担い手の確保・育成

施策1 働き方改革の推進（処遇改善）

取組1 適切な賃金水準の確保 実施主体：県・民間

- 県発注工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」について、農林水産省及び国土交通省が毎年実施している公共事業労務費調査により決定された労務単価について、毎年2月に改定を行い3月から適用している。
 - 積算時点の設計単価と工事契約時点での設計単価に差が生じる事があるため、当初契約時に、契約時点の設計単価に入替した上で変更を行っている。
 - 請負契約締結後の急激な賃金水準又は物価水準の変動により当初の請負金額が不適当となった場合、県の工事請負契約書27条の規定により、基準日以降の残工事について見直しを行えることとしている。（スライド条項）
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が85%、「取組の実績を評価する」が63%であり、今後も取組を継続していく。

取組2 建設キャリアアップシステムの活用促進 実施主体：県・民間

- 技能者の能力・経験等に応じた適正な処遇改善につなげることを目的とした建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進のため、県の総合評価落札方式において、令和3年度より「CCUSの事業者登録」を、令和4年度より「CCUSの活用提案」を評価項目に追加した。評価項目「事業者登録」における加点された企業の割合は、導入した令和3年度の約5割から令和5年度で約9割、評価項目「活用提案」では令和4年度の6割から令和5年度で約7割とCCUSの活用が進んでいる。
 - また、建設業団体においては、会員企業へのCCUS登録サポートのほか、ポスターなどによる普及啓発・広報活動を実施している。
 - （一財）建設業振興基金が公表している本県の事業者及び技術者の登録状況は、令和6年3月時点でそれぞれ、5,493者、41,579人と令和3年3月時点と比べ約2倍の登録状況となっている。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が62%、「取組の実績を評価する」が53%であり、活用促進に向けた取組を継続していく必要がある。

▼県の総合評価におけるCCUS 加点状況

加点企業の割合	R3	R4	R5
事業者登録	53%	77%	92%
工事での活用	未導入	55%	66%

▼県内事業者・技能者の登録状況

登録数	R3.3時点 ①	R6.3時点 ②	増加率 (②/①)
事業者（者）	2,491	5,493	2.2
技能者（人）	17,307	41,579	2.4

※（一財）建設業振興基金 公表資料より

取組3 社会保険加入対策のさらなる強化 実施主体：県・民間

- 建設企業の社会保険加入が、令和2年10月から建設業許可要件として義務化され、建設業許可申請及び経営事項審査時に確認を行ったほか、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、県発注工事において、元請下請間の契約時に下請企業の社会保険加入の確認を行った。

- また、建設企業への立入検査を随時実施し、県発注工事以外においても、下請契約時の法定福利費を適切に計上しているか確認し、必要に応じて指導を行った。さらに令和6年4月から県工事の契約時に法定福利費の妥当性を確認する取組を開始している。

▶ 『施策評価アンケート』では、社会保険加入促進について「取組の必要性が高い」が86%、「取組の実績を評価する」が85%であり、国土交通省による公共事業労務費調査によれば、令和5年10月時点での県内における企業単位での社会保険加入率は100%、労働者単位での加入率は96%となり、ほとんどの担い手が社会保険に加入している状態となった。

▼県内建設企業及び労働者の社会保険加入率

社会保険の加入率	R3	R4	R5
企業	98%	99%	100%
労働者	89%	97%	96%

※公共事業労務費調査より

▶ 一方で、法定福利費の内訳を明示した見積条件の普及促進については、適切な労務費の計上のため、引き続き取組を継続する必要がある。

取組4 技能者の雇用形態の明確化・安定化

実施主体：民間

- 建設業団体において宮城労働局等との共催で働き方改革説明会を実施するなど、普及啓発活動を実施した。令和5年度に（一財）建設業情報管理センターが実施した建設業の若手就業者を対象とした調査では、88%が月給制となっている。
- ▶ 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が76%、「取組の実績を評価する」が58%であり、月給制への移行が進みつつあるが、一部では依然として日給月給制が残っており、担い手確保に向けては引き続き待遇改善の取組が必要である。

取組5 計画的な休暇取得の推進

実施主体：県・民間

■ 週休2日の促進

- 県発注工事においては、週休2日モデル工事の発注件数を拡大しながら実施してきた。令和6年4月からは、建設業においても「罰則付き時間外労働の上限規制」が適用になったことを踏まえ、原則すべての工事を週休2日工事（発注者指定型）として実施するとともに、従来の現場全体を休みにする「閉所型」に加え、現場に従事する個人単位で週休2日を確保できる「交替制」を導入した。また、令和6年11月には、さらなる休日の質の向上を図るため「月単位の週休2日（受注者希望型）」を導入した。
- 国、市町村、建設業団体と連携して「週休2日制普及促進DAY」の閉所目標を、令和3年度は「第2土曜日」、令和4年度は「第2・4土曜日」、令和5・6年は「毎週土曜日」と拡大しながら実施した。

▼県発注工事における週休2日の発注状況

年度	R3	R4	R5	R6 (予定)
週休2日工事（発注者指定型）での発注	13件	43件	207件	344件 (全工事)

▼週休2日制普及促進DAYの達成率と目標

年度	R3	R4	R5
閉所達成率	67%	77%	74%
閉所目標	第2土曜	第2・4土曜	毎週土曜

- 市町村発注工事における週休2日工事を促進するため、週休2日工事の必要性を説明の上、取組推進に向けた働きかけを実施し、市町村においても取組みが進んだ。

- 完全週休2日制の推進については、時間外労働上限規制が適用されたR6.4月より、県発注工事において週休2日工事を標準化し、取組みが大きく進捗した。

- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が87%、「取組の実績を評価する」が56%であり、今後は、さらなる休日質の向上（完全週休2日工事）に取り組む必要がある。また、一部の市町村や民間工事においては、浸透していない状況もあり、市町村工事を含む公共工事から取組を加速化・牽引することで、民間工事へも波及させていく必要がある。

▼市町村における週休2日実施状況

年度	R5.11月 時点	R6.3月 時点	R6.12月 時点
週休2日工事を実施している市町村数 (N=35)	4	28	32

■ 工期設定支援システム活用工事の発注

- 適正な工期の設定は、品確法における発注者の責務であり、工事の実態に見合った工期の設定が必要となることから、県は「工期設定支援システム」を活用し、4週8休や天候による不稼働日を考慮した工期設定を行っている。
- 令和2（2020）年度に「工期設定支援システム活用マニュアル」を制定し、試行工事を令和3（2021）年度に18件、令和4（2022）年度に37件、令和5（2023）年度に161件実施した。令和6年度からは、原則全ての土木工事で「工期設定支援システム」を活用し工期設定を行っている。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が85%、「取組の実績を評価する」が52%であり、今後も取組を継続し、工事の実態に見合った適切な工期設定を行っていく。

■ ウィークリースタンスの促進

- 担い手の育成及び確保を目的として、受発注者間相互の1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に工事・業務を履行することで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っている。令和2（2020）年度に「ウィークリースタンス等実施要領」を策定し、建設工事及び建設関連業務で取組みを行っており、令和5（2023）年度には共通仕様書にウィークリースタンス（工事・関連業務）の取組を記載することで標準化し、県・市町村職員の参加する研修会場の場を通じて周知を行っている。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が68%、「取組の実績を評価する」が38%であり、今後も取組の継続と周知を徹底する必要がある。

取組6 建設工事従事者の安全及び健康確保

実施主体：県

- 令和3（2021）年度に建設工事の事故防止対策を計画的に進めるために「第6次県工事事務事故防止対策事業計画」を策定し、事故の発生状況や傾向を踏まえた安全管理目標を定め、事故防止に努めている。また、毎年、受発注者向けに建設工事安全管理講習会を実施しており、令和3（2021）年度に3回、令和4（2022）年度に9回、令和5（2023）年度に14回実施し、労働災害の防止に取り組んでいる。
- また、「宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画」により、県発注工事において、受注業者に対して、社会保険加入状況や労働安全衛生法の遵守について確認を行った。

- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が89%、「取組の実績を評価する」が74%であり、「危険ゼロ」の実現を目指し、取り組んでいく。

施策2 若者・女性等の活躍及び定着

取組1 若手技術者・技能者の人材育成

実施主体：県・民間

- （一財）みやぎ建設総合センターによる若手技術者研修、若手現場代理人研修のほか、工程管理、原価管理、安全管理などの実務的な研修を実施し、若手技術者の技術力向上を図った。

▼みやぎ建設総合センター開催の研修回数

R3	R4	R5	R6
19回	14回	15回	17回

- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が70%、「取組の実績を評価する」が45%であり、引き続き取組を継続していく。
- 若手技能者へのキャリアパス提示促進のため、各建設業団体の広報媒体でCCUS関連情報の周知を実施していたが、令和5年度に「地域建設産業のあり方検討委員会」が実施した調査(P23参照)では、担い手定着のためにキャリアパスを作成している企業は3.9%に留まり、取組が進展していない。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が58%、「取組の実績を評価する」が29%と低い状況であり、キャリアパス提示の啓発活動を継続していく必要がある。

取組2 女性活躍・定着の推進

実施主体：県

- 女性が働きやすい職場環境を推進するため、公共工事の現場に配置される女性技術者用の更衣室やトイレの整備に要する費用計上等の取組により、現場での環境整備を支援した。これらにより、現場に従事する女性技術者等の活用件数は増加傾向にあるが、まだまだ実施件数は少ない状況となっている。

▼女性活躍モデル工事の実施状況（県工事）

年度		R3	R4	R5
女性活躍モデル 発注件数		41	80	94
実施 件数	女性技術者等の配置	7	9	12
	内、トイレ・更衣室設置	5	8	12

- 総合評価落札方式において「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた建設企業を評価するほか、経営事項審査において「えるぼし」・「くるみん」の認定を受けた建設企業を評価し、女性活躍に向けた取り組みをする企業を後押しした。これらにより、入札参加登録をしている建設業者の内「女性のチカラを活かす企業」の認証件数、総合評価落札方式で「女性のチカラを活かす企業」認証を評価した落札者の割合とも年々、増加している。

▼「女性のチカラ」認証を受けている企業数

年度	R3	R4	R5
「女性のチカラ」認証の企業数	290	346	401

※認証企業の内、入札参加登録をしている建設業者

▼「女性のチカラ」認証による評価割合

年度	R3	R4	R5
総合評価で「女性のチカラ」認証を評価した落札者の割合	51%	65%	74%

- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が80%、「取組の実績を評価する」が49%であり、取組の継続が必要である。

施策3 建設産業の戦略的広報

取組1 産学官が連携した積極的な広報活動の展開

実施主体：県・民間

■ イベントの開催

- 建設産業に対する興味・関心を高め、理解を深めることを目的とした普及啓発イベントとして、特に小学生とその保護者をメインターゲットに建設業団体等と連携して「みやぎ建設ふれあいまつり」「小学生と保護者の建設現場見学会」「建物づくりの現場体験会」を開催した。

「みやぎ建設ふれあいまつり」

- 県庁行政庁舎前駐車場において、重機、高所作業車の展示、搭乗体験や塗壁、ドローン操作、VR体験などのブースを配置し、仙台市青葉区が主催する青葉区民祭りと連携して、同日開催とした。
- 来場者は毎年4,000～6,000人と非常に盛況かつ来場者からの評価も高く、マスコミ取材もあることから、県民の方々へ建設業の魅力を広くPRすることができ、広報手段として有効である。
- 令和6年度は来場者が減少したが、青葉区民祭りが勾当台公園から商店街を含めた分散開催となったことなどが要因と考えられる。
- 来場者アンケートでは、建設業へのイメージが「良くなった」と52%が回答し、『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が76%、「取組の実績を評価する」が55%であり、今後も取組の継続と充実を図っていくことが必要である。

▼みやぎ建設ふれあいまつり来場者数

開催年度	来場者数
R 3	コロナ禍による中止
R 4	約6,000人
R 5	約6,000人
R 6	約5,000人

▼会場の様子



「小学生と保護者の建設現場見学会」

- (一社)宮城県建設業協会などと連携し県内の小学生と保護者を対象に夏休み期間を利用して、工事現場見学や建設機械搭乗体験、完成予想図のVR体験などを実施した。
- 参加保護者のアンケートでは、1割が子供に建設業への就職をぜひ進めたい、8割が子供が望むなら構わないと回答し、また建設業のイメージについても8割が良いイメージに変わったと回答した。
- 本イベントは、将来、子供たちが就職する際に大きな影響力を持つ保護者へのイメージ向上に大きく貢献している。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が65%、「取組の実績を評価する」が52%であり、実際の現場を見学していただくことで建設業の魅力がはっきりと伝わっていると考えられるが、コロナ禍後は県内全域で年間3回の開催となっており、開催地域にも偏りがあるなど、建設業に触れる機会はまだまだ少ない状況である。このため、開催数の拡大を図っていく。

「建物づくりの現場体験会」

- 小学生と保護者を対象に、民間施設や大崎高等技術専門校の施設を活用して、実際に建物を作る作業（木組み、カンナがけ、電気配線等）の体験会を実施した。
- 参加保護者アンケートでは、建設業への就職について、子供が望むなら構わないは96.4%であり、本イベントにおいても、保護者への建設業への理解向上に効果が見られることから、今後も取組を継続していく。

■ 高校生の入職意欲醸成

- 県内高等学校の生徒を対象に、建設産業に携わる若手技術者・技能者等が、県内高等学校を訪問し生徒と交流することで、生徒の建設産業への関心・理解を深め、入職促進を図る「みやぎ建設産業架け橋サロン」を開催した。
- 若手技術者・技能者とのグループトークにおいて、仕事のやりがいや魅力、待遇などの率直な話を聞くほか、講話や啓発動画の視聴を通じて生徒が建設産業の職業像を知るきっかけとなった。
- 参加生徒のうち令和4年3月から令和6年3月までの卒業生402人のうち121人が建設業に就職し、全就職者のうち建設業への入職率は約45%であった。
- これまでは、工業高校を中心に開催しており、さらなる入職者の確保に向け、就職率の高い普通科高校への拡充を図っているが、開催が実現できていない。
- しかし、参加者の建設業への印象が好転し、工業高校中心の開催ということもあるが、参加者の半数近くが建設業へ入職するなど、担い手確保の効果も発現しており、『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が74%、「取組の実績を評価する」が54%であり、今後も取組の拡大を図っていくことが必要である。

▼みやぎ建設産業架け橋サロン参加者の就職状況

サロン参加生徒総数 665人 (R1～R5累計)							
うち既卒業生				既卒業生のうち就職者			
					建設業	建設業以外	建設業割合
	R 4.3卒		77人	43人	19人	24人	44.2%
	R 5.3卒		166人	109人	51人	58人	46.8%
	R 6.3卒		159人	112人	51人	61人	45.5%
	合計		402人	264人	121人	143人	45.8%

■ SNSによる建設業への興味関心の醸成、理解の促進

- 建設産業の仕事内容や社会的役割、重要性を伝えることにより、職業としての建設業に対する興味関心の醸成を促進するため、動画コンテンツ制作と配信を行った。
- 動画は、県のYouTube公式アカウントやウェブサイトに掲載したほか、令和6年度には宮城県道路公社に協力を頂き、三陸自動車道春日パーキングエリア（上下線）の店舗内モニターで放映しているほか、道の駅「おながわ」「さんさん南三陸」「硯上の里おがつ」の3か所の情報提供モニターで、動画のQRコードを掲示し、動画コンテンツへ誘導している。このほか、令和6年9月に仙台市内で開催された土木学会全国大会関連行事においても放映を行った。
- 動画を「みやぎ建設産業架け橋サロン」の参加者の高校生が視聴した結果、動画を視聴して建設産業に「とても興味を持つ」「少し興味を持つ」と回答したのは78.8%であった。

- ▶ 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が72%、「取組の実績を評価する」が46%であり、動画コンテンツは、作成した動画をターゲットである中高生により多く視聴してもらえるかが課題となっている。今後は作成した動画を街中のデジタルサイネージで放映する等、有効に活用していく必要がある。

▼制作動画の概要

年度	制作職種		公開時期	総再生数 (R73/3時点)
	中高生向け	その他の動画		
R 4	建築施工管理・とび・左官	小学生向け建設業紹介動画	R 5年2月公開	5,200回
R 5	土木施工管理・杵大工・塗装	保護者向け建設業紹介動画	R 6年2月公開	2,590回
R 6	設備施工管理・鉄筋・測量		R 6年12月公開	29,809回



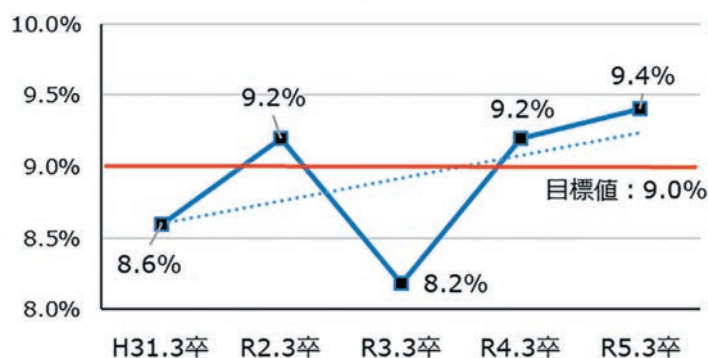
目標指標の状況

高卒者の建設業への就職割合

- ◆ 将来的な担い手の確保に向け、県内高等学校の新規学卒者の建設業への入職率を指標として、前プラン策定時の8.6%からの改善を目指し、9.0%以上を数値目標としていた。
- ◆ 前プラン期間では入職促進に向け、高校生をターゲットにした「みやぎ建設架け橋サロン」や動画配信等によるイメージアップと興味関心の醸成に向けた取組を実施した結果、入職率はそれまでの下降傾向から増加傾向へ変化が見られ、令和5年3月卒業の数値では目標値を上回る9.4%となった。

- 目標値を達成したものの、将来にわたる担い手の確保には、安定的な若年層の入職が必要であり、若年人口は減少し続けていることから、今後も引き続き担い手の確保に向けた取組を継続・拡充していく必要がある。

▼高卒者の建設業への就職割合

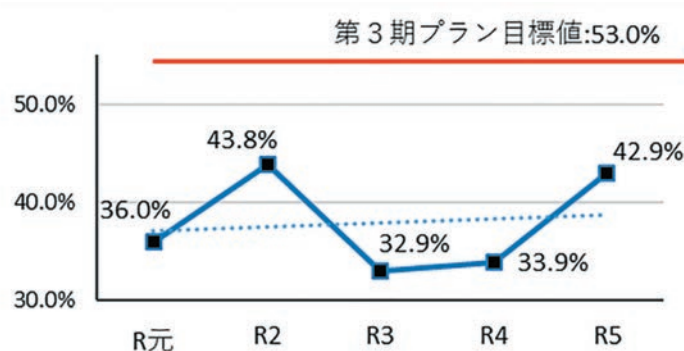


(出典)「学校基本調査」(県統計課)

完全週休2日制実施率

- ◆ 2024年から建設産業にも適用された時間外労働の上限規制への対応と労働環境改善に向け、完全週休2日制の実施率を指標としていた。目標値は担い手確保にあたって他産業との競争となることから、建設業と同じ第二次産業で比較対象になることが多い製造業と同等の53%以上としていた。
- ◆ 県工事における週休2日工事の発注拡大や建設産業・国・市町村と協力して週休2日制普及促進DAYなどの取組を実施してきたが、42.9%（令和5年度）と目標値を下回っている。
- ◆ 本指標では期間中の数値変動が大きくなっているが、これは指標のサンプル数が少数かつ固定されていないことが要因であると推察される。
- 生産年齢人口減少が続く社会環境下では、製造業だけに留まらずあらゆる産業との担い手確保競争がより激しくなっていくことが予見されることから、他産業と遜色の無い労働環境をなお一層、構築していく必要がある。

▼完全週休2日制実施率



(出典)「労働実態調査」(県雇用対策課)

基本目標2 生産性の向上

施策1 現場の省力化・効率化

取組1 新技術・新工法の活用促進

実施主体：県・民間

ICTの活用拡大

- 担い手不足が課題となる中、現場での生産性の向上が不可欠となっている。このため、ICT工事が可能な工事を対象に、総合評価落札方式において、中小企業においても取組み易いよう「3次元起工測量」～「3次元データ納品」までの5つのプロセスに区分し、その活用数に応じて評価する「ICT施工・3次元化等の活用提案」を設け、加点評価を実施した。当該項目における落札者のICT活用提案割合は年々増加しており、ICT活用証明書の発行枚数も増加している。

▼総合評価における ICT 活用提案の割合

年度	R3	R4	R5
総合評価でのICT活用提案の割合	58%	70%	79%

▼ICT 活用証明の発行枚数

年度	R3	R4	R5
ICT活用証明書の発行枚数	80枚	101枚	141枚



↑ドローンを活用した堤防調査



↑無人化施工（名取川災害復旧工事）

- また、ICTを活用できる人材の育成を目的に、国や建設業団体と連携し、工事でのICT活用に関する講習会を実施した。
- ICT導入時の設備投資（イニシャルコスト）の面から、活用に踏み込めない企業もあり、『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が68%、「取組の実績を評価する」は48%に留まっており、ICT活用による生産性向上に向けた支援を検討していく。
- ICTなどの新技術・新工法の活用促進について、県内企業ではICT人材の育成が課題となっていることから、研修・講習会の取組は今後も継続して実施していく必要がある。

BIM/CIMによる3次元データの活用

- BIM/CIMによる3次元データの活用促進を図るため「BIM/CIMモデル業務」を実施した。作成した3Dモデルの活用により「構造物の干渉チェックなどの照査作業の効率化」、「施工手順の可視化」、「数量の算出」などによる生産性・品質の向上、「住民説明」・「関係機関協議」での活用による合意形成の迅速化を図った。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が56%、「取組の実績を評価する」が37%、「わからない」は30%となっており、取組の理解とあわせて活用促進に向けた取組を継続していく必要がある。

▼「BIM/CIM モデル業務」の実施件数

年度	R3	R4	R5
BIM/CIMモデル業務	10件	13件	34件

■ プレキャスト製品及びプレハブ工法の活用

- コンクリート構造物の設計において、工期短縮に伴う仮設費の縮減など本体工事以外の要素も考慮して比較検討を行った上で活用を図っている。
- 国土交通省では、設計段階において中型～大型のコンクリート構造物を対象に、建設地の地域性や個々の現場条件の違い等の施工費以外の効果や価値を考慮した比較検討に取り組んでおり、県でも導入に向けて検討している。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が60%、「取組の実績を評価する」が47%、「わからない」は31%であり、活用推進について取組を検討していく必要がある。

■ 工事情報共有システムの普及促進

- 受発注者双方の工事帳票の処理の迅速化することで業務を効率化し生産性の向上を図ることとして、令和元（2020）年度に「工事情報共有システムの実施要領」及び「工事情報共有システムの活用ガイドライン」を策定し、工事書類の提出は原則、工事情報共有システム（ASP）を活用することとしており、令和5（2023）年度の実績は88%だった。
- 工事情報共有システムの普及促進については、県・市町村の技術職員を対象に研修会等で利用促進について周知を図っている。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が72%、「取組の実績を評価する」が54%であり、さらなる利用推進について周知を図っていく。

■ 遠隔現場臨場やウェブ会議等リモート技術の活用

- 工事及び地質・土質調査（ボーリング調査）において、受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して段階確認や材料確認、立会を行うことで、受発注者の移動時間の削減等による効率化を図ることを目的として令和3（2022）年度に「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を策定している。
- 令和3（2022）年度に、遠隔臨場の活用促進に向けて、発注者の環境整備として、大型のミーティングボードや大型ディスプレイ、ヘッドフォン等の機器の整備を行った。
- 令和4（2023）年度に58回（27工事、4業務）、令和5（2023）年度に218回（87工事、7業務）の遠隔臨場を実施している。
- 令和6（2024）年度には共通仕様書に「建設現場における遠隔臨場の実施について」を明記し、標準化している。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が66%、「取組の実績を評価する」が48%であり市町村工事での活用も含めさらなる取組の徹底が必要と考えており、引き続き、研修会等において周知し、推進していく。

遠隔臨場実施件数	R4年度	R5年度
工事	27工事	87工事
業務	4業務	7業務

取組2 施工時期の平準化の推進

実施主体：県

- 施工時期の平準化の推進に向けては、債務負担行為の活用、柔軟な工期の設定（余裕期間制度などの活用）、速やかな繰越手続き、早期執行のための目標設定などにより取り組んだ。令和5年度の国補正予算においては、これまで2月議会において予算を計上していたが、11月議会において予算を計上し、併せて繰越手続きを行った。これにより、発注時期が2ヵ月程度前倒しとなり、一般的に閑散期となる4月に現場着手が実現できるよう発注を行った。
- 施工時期の平準化（工事）に関する全国的な指標である平準化率は、令和5年度の宮城県単独では、0.84、市町村では、0.66となっており、県単独では、東北発注者協議会の目標値である0.75を上回ったものの、市町村では目標に届いていない。
- 建設関連業務における納期率については、令和5年度の宮城県単独では、0.42となっており、東北発注者協議会の目標値である0.50以下を上回った。
- 宮城県単独の平準化率は、目標値の0.75を上回っているが、市町村では、0.66となっており、市町村も含めた公共工事発注者全体での取組みが必要となっている。
- 『施策評価アンケート』では、繰越手続きによる適正な工期設定について、「取組の必要性が高い」が76%、「取組の実績を評価する」が46%であり、今後も取組を継続する。

▼平準化率（工事）

※対象は、宮城県、市町村

平準化率	年度	R3	R4	R5	目標値
宮城県域		0.84	0.75	0.74	0.75
うち、宮城県		1.00	0.92	0.84	
うち、市町村		0.69	0.61	0.66	

※東北発注者協議会資料より

▼納期率（建設関連業務）

※対象は、宮城県、仙台市

納期率	年度	R3	R4	R5	目標値
宮城県域		0.46	0.47	0.47	0.50 以下
うち、宮城県		0.46	0.47	0.42	
うち、仙台市		0.52	0.53	0.57	

※東北発注者協議会資料より

取組3 現場の効率化促進

実施主体：県

- 建設工事現場の効率化には、連続した複数の異なる作業や工程等を遂行するスキルを有する多能工の活用が有効である。多能工の活用により、工種の入替えが無いことによる工期の短縮、手戻りの縮小、人材の有効活用、コスト縮減などが期待できる。このため、国土交通省での多能工育成に関する先進事例や建設キャリアアップシステム評価検討状況等の情報収集を実施した。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が59%、「取組の実績を評価する」が35%であり、具体的な活用など取組内容の検討が必要である。

施策2 技術力・専門力の強化及び評価

取組1 技術力・専門力の向上支援

実施主体：県・民間

■ 工事成績評価結果の公表

- 工事検査の公平性・透明性の確保と、企業の技術力・専門力の向上を目的として、前年度に完成し審査を行った契約額が500万円以上の工事を対象に、平成30（2018）年度から工事成績審査結果を出納局検査課HPで公表している。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が80%、「取組の実績を評価する」が72%であり、今後も取組を継続していく。

■ 表彰制度を活用した技術力向上等への支援

- 宮城県が発注する建設工事及び建設関連業務において、他の模範となる優良な県内建設企業、特に安全に努めている技術者、優良な建設工事に貢献した専門工事業者に対する表彰を実施している。令和5年度の優良工事表彰は延べ243者、事故防止優良代理人表彰は197者
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が82%、「取組の実績を評価する」が76%であり、企業や技術者のモチベーション向上に有効であると考えられることから、今後も取組を継続していく。

表彰実績（延べ）		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
工事	優良工事	164者	236者	244者	243者
	事故防止	129者	153者	187者	197者
	専門工事	76者	112者	106者	98者
業務	優良業務	19者	23者	42者	63者
	優秀技術者	10者	13者	13者	22者

■ 産学官連携による技術力向上支援

▼基礎技術講習会の受講人数

単位：人

- 国・県・建設業団体で構成される人材育成協議会において、インフラDXやICT・UAVに関する基礎技術講習会を実施した。当該講習会では、ICT関連技術の習得に意欲のある企業が参画した。

年度	R3	R4	R5	R6
基礎技術講習会（ICT・UAV）	74	55	76	99

※上記人数は、県・市町村・民間を含めた人数

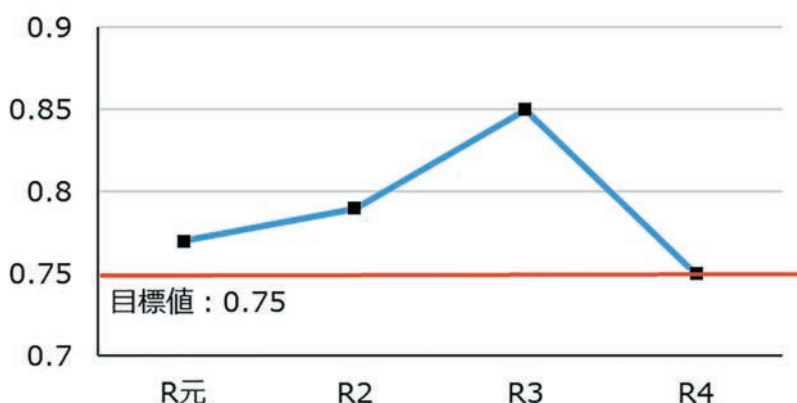
- 県産業技術総合センター、産業支援機関、学術機関等で構成される「KCみやぎ推進ネットワーク」（事務局：県新産業振興課）において技術相談や技術支援を行ったほか、土木技術奨励賞による技術者の表彰、企業向けのセミナーの開催等の取組を実施した。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が67%、「取組の実績を評価する」が48%に留まっており、引き続き技術力向上に向けた支援を継続していく必要がある。

目標指標の状況

施工時期の平準化率

- ◆ 公共工事においては、年度内の時期によって工事量の繁閑に偏りが生じており、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用等に支障を及ぼす一因となっている。
- ◆ 施工時期の平準化が図られることで、休日の確保による技術者・技能者の処遇改善、年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化、人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用が可能となるなどの効果が期待される。また、品確法においては、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定されている。
- ◆ このため、施工時期の平準化率を指標とし、東北地方発注者協議会により決定された宮城県域の目標値0.75を目指すこととしていた。
- ◆ 前プランの期間において、速やかな債務負担行為の活用や適切な繰越手続きなど県の予算制度を活用して次年度に施工する工事を前年度中に発注・契約するなどの取組により、目標値を上回る水準で推移している。
- 施工時期の平準化については、目標を上回っているものの、生産年齢人口が減少していく社会環境において、年間を通して業務を行うことにより、各建設企業の生産性を、なお一層向上させる必要があることから、引き続き取組を継続していく必要がある。

▼前プラン期間中の施工時期の平準化率



■ 平準化率とは

$$\text{平準化率} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働率}}{\text{年度の工事平均稼働率}}$$

いわゆる公共事業の閑散期といわれる4月～6月期の工事平均稼働数を年度（12ヶ月）の平均稼働件数で除したもので、この数字が1に近いほど平準化がなされている。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の登録データを活用

対 象：契約金額500万円以上の工事

稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

基本目標3 経営の安定・強化

施策1 復興需要後の経営支援

取組1 経営力の向上支援

実施主体：県

■ 経営相談窓口の運営

- 建設業者から経営課題の解決に向けた相談を受ける建設業総合相談窓口を県庁事業管理課に設置し、また建設業支援ガイドブックを作成し、経営に対するアドバイスを受けられる相談窓口や、各種融資・投資制度、人材育成に係る助成金等を紹介している。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が53%、「取組の実績を評価する」が40%、「わからない」が32%であり、取組が認知されていないことから、周知方法を改善していく必要がある。

■ 経営課題解決に向けたセミナーの開催

- 平成24年から実施してきた「建設産業復興支援講座」と平成28年から実施している「担い手確保セミナー」を統合し、建設企業の経営課題及び建設業に係る政策課題に即したテーマの普及・啓発による安定した経営基盤構築の支援のほか、入職者の減少と高齢化による退職者の増加がもたらす担い手不足深刻化の改善に資する知見の普及・啓発のため、経営者層をメインターゲットとして、「建設産業振興支援セミナー」を開催した。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が55%、「取組の実績を評価する」が39%であるが、受講者アンケートでは、74%が講義内容に「満足」「ほぼ満足」と回答しており、テーマの厳選により受講者より高い評価を得ているが、定員を割っているセミナーも多く、より多くの建設企業に本セミナーを各企業の経営戦略立案に活用いただくため、開催の広報・周知方法について改善が必要である。

▼各年度の開催テーマと参加者数

年	開催テーマ	参加者数
R 3	建設業担い手確保と定着率の向上	20人
	建設キャリアアップシステム活用モデル工事・義務化工事	23人
	週休2日・女性活躍推進モデル工事について	
	建設工事請負契約に関する法律問題	28人
	法定福利費の適正な算定	
R 4	改革・改善のための戦略デザイン「建設業DX」	27人
	宮城県の建設ICT推進について	
	人手不足時代到来！選ばれる中小建設会社になるための人材採用・育成セミナー	16人
	建設産業のBCP策定と効果的な運用について	34人
R 5	将来の工事量減少に備えて、今すべき経営改善～経営の赤信号を回避する手段	23人
	建設業の若者を定着させる働き方改革～生産性向上や時間外労働対策など	18人
	建設業のためのBCPセミナー～宮城県建設産業BCPモデルの活用	10人
R 6	災害対応力強化！～BCP策定のためポイントと事例紹介～	10人
	生産性を高め、残業時間を減らすマネジメント	5人
	～小さな会社でもできる残業削減の労務管理テクニック～ DXで人手不足を解決！地域建設企業のデジタル化事例	28人

取組2 経営力に対する評価

実施主体：県

- 新分野進出及び企業合併に係る入札参加登録の再評価の制度について、県契約課ウェブサイトにおいて周知を行ったが、本制度の建設企業の活用実績は無かった。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が40%、「取組の実績を評価する」が31%、「わからない」が42%であり、低評価であるとともに、制度自体の認知が不十分であった。
- 建設企業が、社会環境の変化に対応する経営戦略を取れていないと推察されることから、まずは、本業の営業基盤の強化に向けた支援を行っていく必要がある。

施策2 将来を見通せる環境整備

取組1 中長期的な公共投資見通し等の公表

実施主体：県

- 「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」において、計画期間10年間の計画投資額（6千億円）を公表するとともに、当該計画の実施計画である「宮城県土木・建築行政推進計画アクションプラン（前期）」において、前期4年間に実施する事業名、事業費などを公表した。
- 施工体制の確保、入札不調の防止を図るため、発注見通しの年4回の定期公表に加え、補正予算や災害復旧事業に係る発注見通しを臨時で公表した。
- 『施策評価アンケート』では、発注見通しの公表を「取組の必要性が高い」が91%、「取組の実績を評価する」が80%であり、企業は経営の見通しや戦略を立てるために非常に重要視していることが分かることから、今後も取組を継続していく。



取組2 適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等

実施主体：県

- 県工事の発注にあたっては、毎年、国の実態調査を踏まえた最新の積算基準に改定している。高騰する建設資材に対応するため、刊行物調査頻度を毎月実施し、設計単価へ反映を行っているほか、国と同様にスライド条項の柔軟な運用を実施し、最新の取引価格を反映し予定価格を設定している。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が84%、「取組の実績を評価する」が62%であり、物価上昇のスピード感に合わせて単価を反映していくため、今後も取組を継続していく。

対象	主な資材	品目数	R4まで	R5～
主要資材	油脂類・鉄筋等	99	毎月	毎月
主要資材以外	コンクリート 2次製品等	3,336	年4回	
地域別資材	生コン、骨材、 AS合材等	2,156	年1回	

施策3 建設産業の健全化

取組1 法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底

実施主体：県

- 定例的に建設企業の営業所や工事現場立入検査等を実施し、建設業法に規定された技術者の配置や書類の作成・保管状況を確認し、必要に応じて指導、監督処分を行った。その他法令違反が疑わしい案件が発覚した場合にはその都度立入検査を実施し、必要があれば監督処分を行った。

▼立入検査及び監督処分実施件数

	R 3	R 4	R 5	R 6 10月末
立入検査件数	2	39	42	28
監督処分件数	9	15	20	32

※立入検査は定例および疑義案件の合計

※監督処分は「取消」「営業停止」「指示」の合計

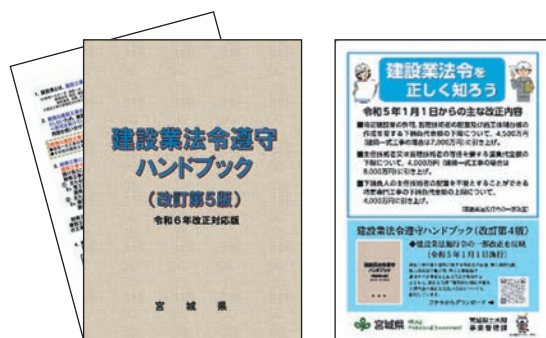
- 東北地方整備局との共催で「建設業法令遵守講習会」を毎年1回実施し、毎回100人以上の建設企業に参加していただき、建設業法や関連法令における注意事項等について周知を行った。

- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が75%、「取組の実績を評価する」が71%であり、一定の評価を得ているものの、監督処分の件数は減少していないことから、今後も引き続き取組を継続していく。

取組2 適正な元請・下請関係の促進

実施主体：県

- 建設業法で規定されている技術者の配置ルール等について掲載している「建設業法令遵守ハンドブック」を随時更新し、ハンドブックを周知するノベルティを作成して窓口等で配布するなど周知を行った。
- 適正な元請・下請関係を促進するため、取組1で述べた立入検査を建設企業に実施する際に、適切に契約・工事代金の支払がなされているか確認し、必要に応じて指導を行った。



- 県発注工事においては「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、下請契約する前に、事前に下請負人に係る工事費内訳書の提出を求め、その妥当性の確認を行っている。また、令和6（2024）年度より、法定福利費の妥当性についても確認したうえで承認している。

- 下請契約代金の未払いなど建設工事に関する紛争の相談件数は減少傾向である。

▼県事業管理課に寄せられた紛争相談件数

	R 3	R 4	R 5	R 6 10月末
紛争相談件数	96	57	38	24

- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が80%、「取組の実績を評価する」が74%であり、建設企業からも一定の評価を受けている。

- 元請・下請関係の適正化については、第三次・担い手3法においても労務費の下請け企業へのしわ寄せ防止が盛り込まれており、今後も引き続き取組を継続していく必要がある。

施策4 適正かつ公平な市場環境の整備

取組1 入札契約制度の的確な運用・改善

実施主体：県

- 総合評価落札方式において、国や業界の動向、建設業における時間外労働の上限規制など社会的要請を踏まえ、入札動向や実施状況を見ながら、価格と品質に優れた調達为推进及び県内企業の育成が図られるよう評価項目などの改定を行った。

＜総合評価落札方式の評価項目の改正（主なもの）＞
（工事）CCUS評価項目の導入（登録・活用）
地域の守り手としての評価を拡大
（業務）業務箇所管内企業の加点点評価を導入
専門技術力の業務成績の対象期間の拡大

- また、一般競争入札における総合評価落札方式を適用した割合は、令和5年度において建設工事では約8割、建設関連業務では約9割となっており、価格評価点が1位でないものが落札した割合（＝逆転率）は建設工事、建設関連業務とも約5割となっており、価格と品質に優れた調達がされている。また、工事成績評価は、令和5年度完成工事に完成した工事において総合評価落札方式の適用した工事と適用していない工事では、適用した工事が5点高く、品質確保につながっている。
- 県工事への新規参入や受注実績の少ない企業の受注機会の拡大を図ることを目的に、建設工事及び建設関連業務の総合評価落札方式において、過去の受注実績に関する評価項目を無くし、施工計画等の割合を高くした「技術提案チャレンジ型」を導入し、発注件数を拡大しながら実施した。
- チャレンジ型で受注した一部の企業では工事成績評価で優良な成績を収め、得た実績を基に別の工事を受注するなど、これまで、県発注工事の少なかった企業の育成に寄与している。
- 地元企業の受注機会の確保を図るため、複数ブロック限定を含む「ブロック限定型」による発注を行っているが、近年、地元企業の受注割合は減少傾向にある。また、一部の地域では管外企業の算入割合が高く、地元企業の受注が難しい状況となっている。

➤ 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が73%、「取組の実績を評価する」が53%であり、引き続き取組を継続していく。

➤ 一方で、一部の地域では、管外企業の算入により地元企業が受注が厳しい状況となっていることから、「地域で調達できるものは地域に発注する」という調達方針に基づき、地元企業の受注機会の確保に向けた制度の運用・改善の検討が必要となっている。

▼総合評価の適用率と逆転率

年度		R3	R4	R5
適用率	工事	85%	83%	84%
	逆転率	39%	47%	45%
建設関連業務	適用率	79%	81%	94%
	逆転率	58%	53%	52%

※一般競争入札件数における割合

※逆転率：価格評価点が第1位でない者が落札した割合

▼令和5年度の工事成績評価

項目	工事成績評価 (平均点)
総合評価適用	82.4点
総合評価非適用 (最低価格落札方式)	77.4点
差	5.0点

▼技術提案チャレンジ型の実施状況

単位：件

年度		R3	R4	R5
種別	工事	3	5	18
	業務	未導入	2	8

※R6は予定を含む

▼土木一式工事（全等級）における地元企業の受注率

	R3	R4	R5
地元企業受注率 (②/①)	81.3%	81.6%	80.0%
工事件数①	289	282	325
地元企業受注件数 ②	235	230	260

取組2 ダンピング対策の強化

実施主体：県

- ダンピング受注を防止するため、低入札調査基準価格及び失格判断基準について、国の改定状況を踏まえ、令和3年4月に建設関連業務の指名競争入札において調査基準価格を適用するとともに、令和4年10月に建設工事で、令和6年10月に建設関連業務で、調査基準価格の改定を行った。

▼建設工事における調査基準の改定

改正前	改正（R4.10～）
・純工事費 × 0.97 ・現場管理費 × 0.75 ・一般管理費 × 0.65	・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費 × 0.68

▼建設関連業務における調査基準の改定

改定前	改定（R6.10～）
<設計業務> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その原価 × 0.90 ・一般管理費 × 0.48	<設計業務> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その原価 × 0.90 ・一般管理費 × 0.50

- これにより、建設関連業務の指名競争入札では落札率が大幅に改善し、建設工事では減少傾向であった落札率が改定以降は回復傾向にあり、低入札の抑制効果が現れている。

▼業務における落札率（指名競争入札）

年度	R2	R3	R4	R5
指 名	77.0%	83.6%	83.5%	84.5%

→調査基準価格制度を導入

▼工事における落札率（一般競争入札）

年度	R2	R3	R4	R5
一 般	93.3%	91.5%	91.0%	92.8%

→調査基準価格を改定

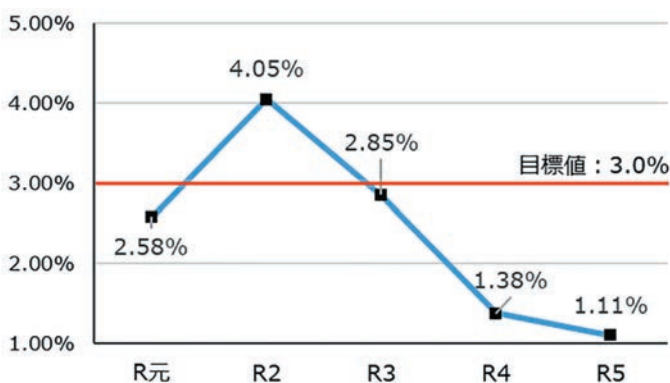
- これまで除融雪業務など一部の業務のみに適用していた維持管理業務においても、低入札調査基準価格を適用し、ダンピング受注防止を図った。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が81%、「取組の実績を評価する」が70%であり、国の改定状況などを注視しながら取組を継続していく必要がある。

目標指標の状況

売上高経常利益率

- ◆ 前プラン策定時の建設投資額が急減している状況下において、建設企業が将来にわたって持続していくためには、利益を確保し経営の安定を図る必要があることから、企業の収益性を示す売上高経常利益率を指標としていた。
 - ◆ 目標の数値は、前プラン策定時に宮城県の数値が2.58%に対し東日本平均が3.39%であったことから、3.0%に設定していた。
 - ◆ 建設産業支援セミナーの開催や発注見通しの公表等により、建設企業の経営戦略を立案できる環境の醸成や、入札契約制度における総合評価落札方式の改正や入札時のダンピング対策の取組を実施してきたが、売上高経常利益率は低下傾向であり、令和5年度には1.11%となった。
 - ◆ 売上規模別にみると、比較的大規模な建設企業では一定の水準を維持しているが、企業数の多い売上高1億円未満の小規模な建設企業において、売上高経常利益率がマイナスであり、企業の持続性が懸念される状況である。
- 地元建設業が「地域の守り手」としての役割を担っていくためには、安定した経営を維持していく必要があることから、経営の安定・強化に向けた取組を継続していく必要がある。

▼前プラン期間中の売上高経常利益率



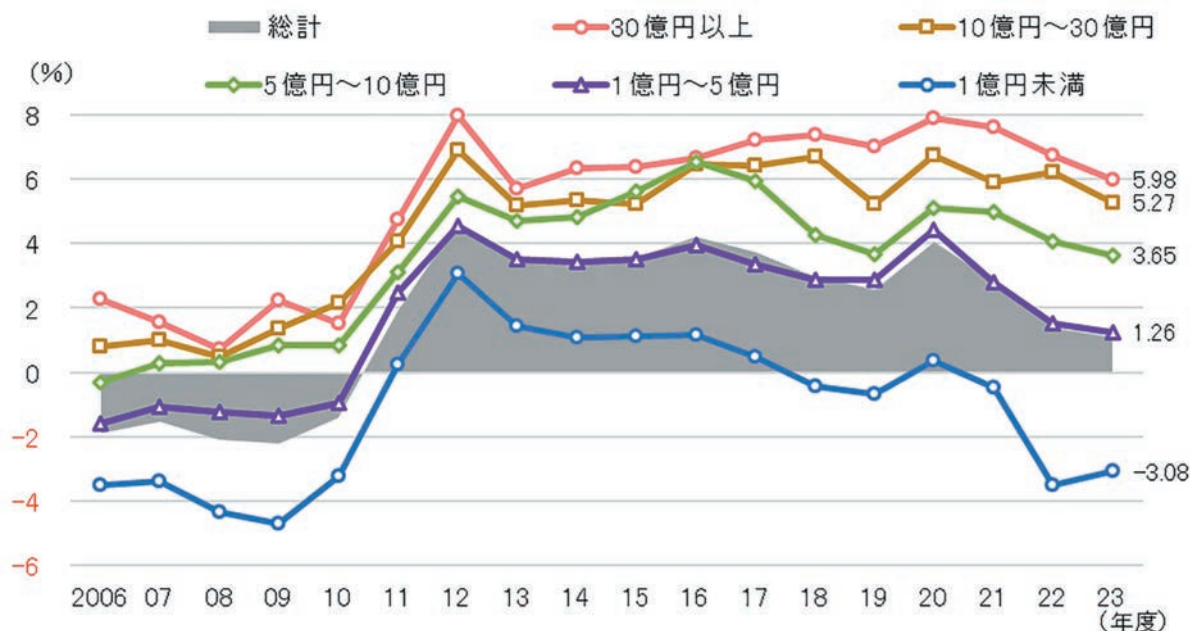
■ 売上高経常利益率とは

$$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100 (\%)$$

売上高に対して、どれだけの経常的な利益を上げたかを表している。財務力を含めた総合的な収益力を表す重要な比率。

※東日本建設業保証（株）『建設業の財務統計指標』より引用

▼売上高経常利益率（売上高階層別）【再掲】



基本目標4 地域力の強化

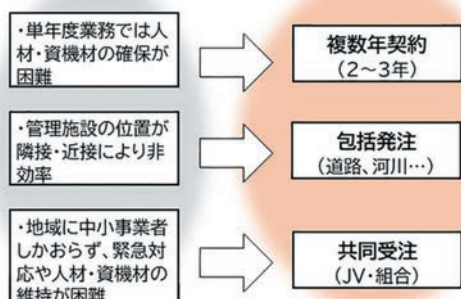
施策1 地域の守り手として地域社会の維持、安心・安全の確保

取組1 地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及 実施主体：県

- 「地域維持型契約方式」は、地域の社会資本の維持管理や除雪など地域の維持に不可欠な維持管理業務について、地域ごとの実情に応じた、複数年契約・包括発注・共同受注による発注方式であり、平成28年に試行導入後、令和6年度時点で34業務が稼働している。各地域での意見交換を踏まえ、地域の状況に応じた維持管理業務を実施している。

▼地域維持型の適用の考え方

<地域の実情> <地域維持型契約方式>



▼地域維持型契約方式を活用した業務数

	令和3年度	令和6年度
地域維持型契約方式を活用した業務	5業務	34業務
複数年契約	2業務	13業務
包括発注	5業務	34業務
共同受注	2業務	9業務
重複あり	年度当初時点で稼働している業務	

- 本方式の発注により複数年契約が増加している状況にあり、業務の実態に合わせて、より適切な諸経費の確保で安定した業務が行えるよう、複数年契約における積算基準を改定し、これまで複数年分毎の直接工事費に対して諸経費を計上していたものを、単年度毎に諸経費を計上する方法に変更した。



▽ 複数年契約における業務費の試算例 金額の増大により諸経費が目減り						
従来	<直接工事費(総額)>			<諸経費>		<業務費>
	1.8億円			1.5億円		3.3億円
	0.6億円 1年目	0.6億円 2年目	0.6億円 3年目	1.8億円×0.8 総額に対する諸経費率		(税抜き) 3か年契約
改正後	<業務費(1年目)>		<業務費(2年目)>		<業務費(3年目)>	
	1.2億円		1.2億円		1.2億円	
	直工 0.6億円	諸経費 0.6×1.0	直工 0.6億円	諸経費 0.6×1.0	直工 0.6億円	諸経費 0.6×1.0
	<業務費>		<業務費>		<業務費>	
	3.6億円		3.6億円		3.6億円	
	(税抜き)		(税抜き)		(税抜き)	
	3か年契約		3か年契約		3か年契約	

- 建設業団体からは、「複数年契約となることで人員配置など中期的な見通しが可能となった」、「共同受注となることでワークシェアにより迅速な対応が可能となった」といった意見が挙がっている。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が65%、「取組の実績を評価する」が56%、「わからない」が25%であり、制度への理解が浸透していない。
- 地域維持型契約方式の活用は、運用が始まって間もないということもあり、必要性が高いと評価する企業は6割であるが、地域の実情に合わせて活用していくことは地域の守り手の維持に繋がっていくことから、今後も取組を継続し浸透を図っていく。

取組2 専門性の高い維持管理技術者の確保・育成

実施主体：県

- 建設関連業務の配置管理技術者等において、国土交通省資格に登録された点検・診断等の民間維持管理資格の活用を図るため、（一財）みやぎ建設総合センターによる維持管理業務に資する研修会開催に向けて検討を行ったが、プラン期間中に開催までには至らなかった。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が49%、「取組の実績を評価する」が35%、「わからない」が38%であり、建設企業においても民間維持管理資格への理解が低いことが推察され、取組の継続が必要である。

施策2 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保

取組1 地域の災害対応力の強化

実施主体：県・民間

■ BCP策定の普及啓発

- 事業継続計画（BCP）は大規模災害時に地域の建設企業がいち早く「地域の守り手」としての役割を果たすために必要であることから、BCPの普及啓発と策定率の把握のため、『施策評価アンケート』において、BCPの策定状況についても調査を実施した結果、BCP自体の認知不足や必要性の認識不足、策定に係る資金的課題が浮彫となった。
- 令和4年から6年にかけて毎年BCPの普及啓発に向けたセミナーを開催し、令和5年度からはBCP策定を要件とした補助事業を実施しているものの、上記アンケート調査におけるBCP策定率は16.4%と低迷している。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が58%、「取組の実績を評価する」が41%であり、今後も災害対応力の強化のためBCP策定率向上に繋がるよう取組を継続していく。

■ 災害対応力強化に向けた支援

- 「地域の守り手」である地域建設産業において、大規模災害への備えの強化に意欲的な県内建設企業等をハード・ソフトの両面から支援する「地域建設産業災害対応力強化支援補助事業」を令和5年度に創設した。
- 災害への備えとしての備蓄資材の購入や災害への迅速な対応としてのICT関連機器の購入、BCPの策定に要する費用など令和5年度に25者へ、令和6年度に31者へ支援した。また、本事業によりBCPを策定した建設企業は33者となっており、BCPの策定促進と企業における災害対応力の向上が着実に図られた。



▼補助事業の交付決定状況

年度	R5	R6
企業数	25者	31者

※R6年度は、R6.11月末時点の見込み数

- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が83%、「取組の実績を評価する」が69%、「わからない」が12%であるが、本事業が想定していたより活用されていない状況にあり、周知が課題となっている。本事業は企業のBCP策定を促し、資機材導入により災害対応力強化に繋がることから、今後も取組を継続していく。

■ 地域建設企業等との防災協定に基づく連携体制の確保

- 県と防災協定締結団体合同による防災訓練や、防災協定締結団体及び個別企業単位で訓練を実施した。Web会議を活用した防災訓練では、各地域の活動状況を共有システムに集約するなど、実践的な訓練で災害対応力の強化を図った。
- 令和4年7月に発生した豪雨災害においても、防災協定に基づき訓練を生かした迅速な応急復旧を実施した。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が87%、「取組の実績を評価する」が75%であり、今後も、災害時の迅速な対応をとれるよう取組を継続していく。

■ 建設資材の安定供給に向けた連携確保

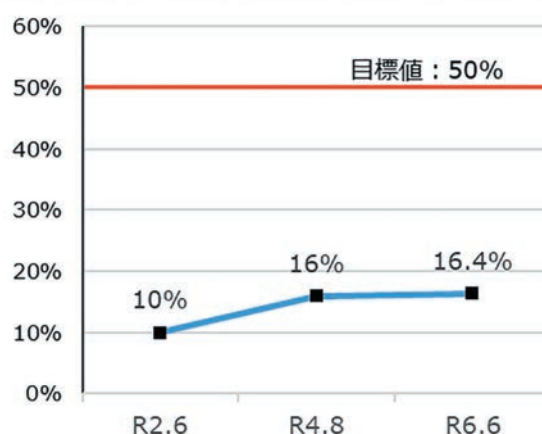
- 建設資材の安定的確保等を図ることを目的に、発注機関、建設業団体、資材業社団体、資材等調査機関で構成する建設資材東北地方連絡会を設置し、建設投資の見通し及び建設資材の需給見通しについて情報交換、調査等を行っている。
- 建設工事に使用する主要建設資材について、供給の逼迫が生じないように、各発注機関での需要見通しを調査し、年2回開催される建設資材東北地方連絡会の場で情報交換を行っている。
- 『施策評価アンケート』では、「取組の必要性が高い」が80%、「取組の実績を評価する」が60%であり、安定供給に向けて引き続き情報提供を続けていく。

目標指標の状況

BCP策定率

- ◆ 災害発生等の緊急時に「地域の守り手」として地域建設業に期待される役割を果たしていくため、各建設企業で即応できる体制を構築・維持していけるようにという観点から、BCP策定率を採用し、目標値の50%を大きく下回る16.4%となっている。
- 「地域の守り手」として、大規模災害時に迅速に活躍するためには、BCPの策定など災害対応力の強化に向けた取組を継続していく必要がある。

▼ BCP策定率



※『施策評価アンケート』より。県事業管理課作成

第4節 まとめ

基本目標1 担い手の確保・育成・・・継続

- 前プランでは、建設キャリアアップシステムの登録の促進や適切な工期設定と週休2日工事の拡充などの働き方改革と待遇の改善に取り組み、併せて、女性の働きやすい職場環境の構築にも取り組んだ。
- また、建設業のイメージ向上による入職者の増加を目指し、建設業団体と連携し一体となってイベントの開催や、交流会、動画の配信など、建設業への興味関心の醸成に向けた取り組みを実施した。
- 取組の結果、高卒者の建設業への入職率が増加傾向となっており、一定の成果が上がっているが、建設業における完全週休2日制の導入率はまだ低く、他産業と比較して労働条件の改善には課題が残るため、今後も取組を継続していく必要がある。

基本目標2 生産性の向上・・・継続

- 前プランでは、生産年齢人口の減少に対応するため、建設業の省力化・効率化のため、新技術を採用を促進し、ICT工事の施工やBIM/CIMによる3次元データの活用、遠隔現場臨場の実施などに取り組んだ。このほか、公共工事の施工時期の平準化が進展し、建設企業の業務の繁閑が改善傾向である。
- 取組の結果、一定程度規模以上の建設企業においては、新技術の導入が進んだが、中小規模では、ICT機器等を導入している建設企業は少なく、引き続きDXの推進等の取り組みを行っていくことが必要である。

基本目標3 経営の安定・強化・・・継続

- 前プランでは、震災復興需要収束による経営環境の変化に建設企業が対応していくため、建設業総合相談窓口を設置したほか、建設産業振興支援セミナーを開催し、直近の社会情勢の変化から建設企業の課題にピンポイントに支援を行った。
- また、入札契約制度の適切な運用と改善、ダンピング対策のほか、物価高騰に対する対応にも取り組んだ。
- しかしながら、資材価格高騰の影響等により、建設企業の売上高経常利益率が下降しており、今後も経営の安定に向けた取組の継続が必要である。

基本目標4 地域力の強化・・・継続

- 前プランでは、「地域の守り手」としての建設業を維持していくため、地域維持型契約方式の導入のほか、大規模災害に備え、地域の災害対応力を強化するため、BCP策定の普及促進とICT関連機器等の資機材の導入支援に取り組んだ。
- 取組の結果、県内の多くの地域で地域維持型契約方式による維持管理業務が実施されている。一方で、BCP策定率は上昇傾向ではあるものの、依然として低水準のため、今後も取組を継続していく必要がある。

《まとめ》

- 前プランの各基本目標における施策及び取組は、県内の建設業団体等を対象とした「建設産業振興に関するアンケート調査」からも、一定の効果があったものと考えられ、今後も継続した取組が求められている。
- 本プラン策定にあたっては、本県の建設産業を取り巻く現状や国の政策、県内の建設業団体の意向等を踏まえ、持続可能な建設産業の実現に向けた取組を盛り込んでいく必要がある。

第3章 現状の考察と課題の整理

1 担い手の確保・育成に関する課題

現状の考察

- 高校新卒者の入職率については改善がみられ、コロナ禍の影響を受けながらも戦略的広報を積極的に実施したことが、建設産業のイメージ向上、高校新卒者の入職促進に繋がったと考えられる。今後もイメージ向上と入職促進に向け、年代や性別に関係なく入職促進に繋がる効果的な取組を検討し、実施していく必要がある。
- 完全週休2日制の浸透については、県工事においては、時間外労働上限規制が適用された令和6年4月より週休2日工事を標準化し、取り組みが大きく進展している。今後は休日の質の向上や、市町村工事での取組の加速化による民間工事への波及に取り組み、就労環境の改善に取り組む必要性がある。
- 毎年、公共工事の労務単価を改定しているものの、CCUSの活用による技能者のレベルに応じた給与水準の実現や事務処理の効率化等への活用には繋がっていないなど、技能者の待遇改善に向けた取組は道半ばであり、取組を継続していく必要がある。
- 今後も生産年齢人口は減少し続けるため、様々な担い手確保対策を講じたとしても、就業者数の減少と高齢化は避けられず、労働力不足が深刻化していくことが予想される。必要な労働力を労働市場において確保するため、若年層だけにこだわらず中途採用者や、女性・外国人も含めた多様な人材が活躍することが求められる。
- 長時間労働や労働争議、労働災害の発生は3K（キツイ・汚い・危険）イメージを想起させ、新規入職者増加の阻害要因となる。建設産業のイメージ向上のため、働きやすい職場環境実現に向けた取組や3Kイメージの払拭により、必要となる人員を充足することが必要である。



課題整理

- 労働力不足が深刻化しているにもかかわらず、女性や外国人の活躍が広がっていない。
- 完全週休2日制の浸透や長時間労働の是正などの待遇改善による担い手の他産業への流出防止が必要となっている。
- 建設業のさらなるイメージの改善が必要である。

人口減少社会において建設産業が持続していくためには、
「担い手の確保・育成」の課題解決が必要

2 生産性の向上に関する課題

現状の考察

- 公共工事における施工時期の平準化は高水準となり、建設企業における業務の繋がり改善され、労働環境改善と業務効率化が進展した。今後は平準化率の維持に向けた取組の継続と市町村における取組の浸透を図る必要がある。
- 業界の取組などもあり、公共工事におけるICT活用は拡大している。一方で、特に小規模な建設企業におけるICT活用の更なる普及に向けてICT技術への理解向上へ向けた講習会等の取組など、更なる拡大に向けて人材の育成の継続が必要である。
- 少数の担い手で社会資本の整備・維持管理等を行っていくためには、ICT活用等による労働生産性の向上が不可欠であるが、各圏域の中小建設企業においてはICT活用が十分とはいえず、導入コストや人材育成に対しての経営努力が必要となっている。



課題整理

- 生産年齢人口減少による人手不足及び2024年問題への対応のため、より一層の現場の省力化・効率化が必要である。
- 効率化の手段の一つとして、DXへの取組が必要だが、特に中小建設企業においてDXが十分に進展しているとは言えない。
- 現場やDXの取組を担う人材の育成が必要である。

人口減少社会に、建設産業が対応していくためには、
「生産性の向上」の課題解決が必要

3 経営の安定・強化に関する課題

現状の考察

- 売上高経常利益率が低下し、特に中小建設企業の数値が悪化しており、今後の経営の健全性を維持していけるのか自己資本比率などの経営指標にも注目していく必要がある。
- 建設投資額の減少に伴い、行政は過大な価格競争とならないよう入札契約制度の適正な運用と改善により、透明性・公平性・競争性の更なる確保を図っていくとともに、物価上昇へも随時対応していくことが必要である。建設企業には市場環境の変化に対応していく経営努力が必要とされる。
- 建設業法違反の疑いによる立入検査や監督処分の件数が増加しており、コンプライアンス意識の強化と不良不適格業者の指導監督を継続することが必要である。
- 建設投資額は震災前の水準に戻りつつある中で、建設業者数はほとんど減少していない。企業は競争に生き残る経営体力を強化していく必要がある。



課題整理

- 特に小規模な建設企業において市場環境の変化に対応できる経営力の強化が必要とされる。
- 過度な価格競争とならないよう、入札契約制度の適正な運用と改善により、透明性・公平性・競争性の更なる確保を図っていく必要がある。
- 第三次・担い手3法にも盛り込まれた物価変動への対応や下請業者への労務費のしわ寄せ防止を図っていく必要がある。

社会環境の変化に対応し、地域の建設産業が持続していくためには、
「経営の安定・強化」の課題解決が必要

4 地域力強化に関する課題

現状の考察

- BCP策定率が低い現状であるが、災害が激甚化・頻発化している状況に対応していくため、BCPの普及促進と、災害対応力強化に向けた取組を継続していく必要がある。
- 地域維持型契約方式の活用による地域の建設業者の協働による社会資本の維持管理業務の実施や、建設工事においても地元の建設企業による受注を確保するなど、地域建設業の維持発展に向けた取組が必要とされる。
- 小規模な建設企業では、事業承継せずに廃業を検討している割合が高く、将来的に各圏域の建設企業が減少し、地域の社会資本維持管理能力の低下を招く恐れがある。



課題整理

- 各圏域の社会資本の維持管理を担うのに十分な地域建設業の規模を維持していく必要がある。
- 大規模災害発生時の「地域の守り手」としての役割を十分に発揮できるよう地域建設業の災害対応力を強化していく必要がある。

地域住民の生活基盤の維持と災害発生時の対応力を維持・強化していくため
「地域力の強化」の取組が必要

まとめ

県内建設業が抱える課題は、担い手の確保と育成が必要であること、生産性を向上させること、地域の建設業の経営を安定させ強化していくこと、地域を守り、支える能力を維持・強化していくことに整理できる。

これらの課題は前プラン時と同様であり、プランの取組により改善が図られているものもあるが、より深刻化している点も見られることから、効果的かつスピード感をもった施策を講じていく必要がある。

第4章 基本理念及び基本目標

第1節 基本理念

第1章「本県の建設産業を取り巻く現状」、第2章「第3期みやぎ建設産業振興プランの検証」、第3章「現状の考察と課題の整理」及び「みやぎ建設産業振興懇談会」での意見（P97参照）を踏まえ、これら課題解決に向けた考え方として、建設産業に求められる役割、建設産業のあるべき姿を次の通りとする。

建設産業に求められる役割、建設産業のあるべき姿

- 建設産業は、平時には社会資本の整備・維持を通じて県民生活と経済活動を支える重要な産業であるのみならず、激甚化・頻発化する自然災害の発生時には社会資本の早期復旧を担い、社会経済活動の早期回復に貢献する「地域の守り手」として重要な役割を担っている。
- 建設産業が、昨今の厳しい経営環境の中にあっても、県内の各圏域において「地域の守り手」としての役割を十分に担っていくためには、いわゆる小規模事業者をはじめ、それぞれの建設企業が必要な担い手を確保し安定した経営を行うことにより、建設産業が全体として、将来にわたり他産業と遜色の無い産業競争力を維持することが必要である。

また、本プランの上位計画である「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」では、「次世代に『安全・安心』と『活力』を引き継ぐ「持続可能」な宮城の県土づくり」に取り組むことを基本理念に掲げ、「持続可能な宮城の県土づくりを支える人材育成と生産性の向上」を基本目標の一つに位置付けている。

以上から、本プランの基本理念を以下の通り定める。

<基本理念>

「地域の守り手」として宮城の県土づくりを担う
持続可能な建設産業の育成

基本理念の実現のためには、県の各種事業展開、制度の運用改善の取組のみならず、各建設企業における企業努力を促すとともに、建設業団体としても自主的な取組を推進することが必要不可欠であり、上記の「あるべき姿」を目指し、官民が緊密に連携して取り組む。

第2節 基本目標

基本理念の達成に向けて、前章の4つの課題に応じた基本目標を以下のとおり設定する。

1 基本目標1「担い手の確保・育成」

- 担い手の入職・定着促進に向け、長時間労働の是正をはじめとする働き方改革を推進し、他産業と遜色の無い待遇の実現など、新3K（給与、休暇、希望）の実現を目指す。
- 新卒者のほか、中途採用者や多様な人材による担い手の確保を目指し、女性の活躍と、外国人労働者の活用促進にも取り組む。
- 未だ根強い3Kイメージを払拭し、多様な人材に建設業を選択してもらえるよう、戦略的に広報展開を行っていく。

〈施策〉

- (1) 働き方改革の推進
- (2) 多様な人材の活躍と定着
- (3) 建設産業の戦略的広報

2 基本目標2「生産性の向上」

- 生産年齢人口の減少に対応するには、生産性の向上が必要不可欠である。入職者の確保と併せて効率化・省人化を推進するために、中小建設企業も含めたICT活用とDXの浸透を目指して、建設業のDXを推進し、そのための人材育成にも取り組む。
- また、現場を担う人材の育成や新工法の採用促進による現場の省力化・効率化、技術力・専門力の強化にも引き続き取り組む。

〈施策〉

- (1) 現場の省力化・効率化
- (2) DXの推進
- (3) 技術力・専門力の強化及び評価

3 基本目標3「経営の安定・強化」

- 地域建設産業が持続していくため、建設企業が中長期的に経営の健全性を強化していくことを目指し、近年の急速な社会情勢の変化に対応できるような経営力の向上支援と、将来を見通せる環境整備に取り組む。
- また、公共工事における適正かつ公平な市場環境の整備と受注機会の確保のほか、法令遵守の推進による適切な競争環境の推進にも引き続き取り組んでいく。

〈施策〉

- (1) 社会情勢の変化に合わせた経営支援
- (2) 将来を見通せる環境整備
- (3) 法令遵守の強化推進
- (4) 適正かつ公平な市場環境の整備と受注機会の確保

4 基本目標4「地域力の強化」

- 地域建設業が「地域の守り手」の役割を担いつつづけるために、地域建設業の持続性確保に向け、インフラの維持管理に資する入札契約制度の改善や、災害対応の知見を生かした災害対応力強化に取り組んでいく。

〈施策〉

- (1) 地域建設業の持続性の確保
- (2) 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保

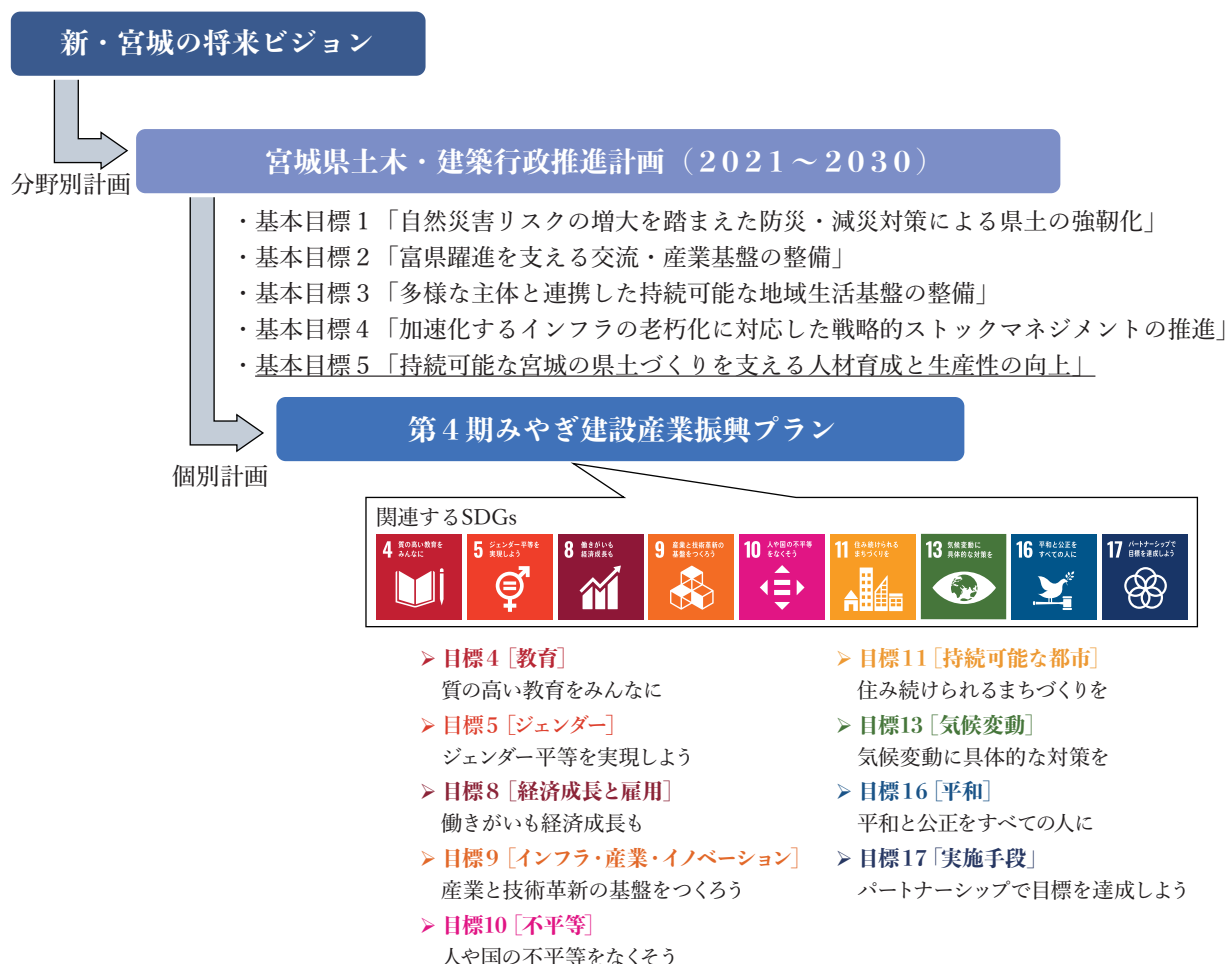
第3節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

建設産業は「地域の守り手」としての役割を持ち、社会資本整備・維持を通じて経済・社会・環境に大きな影響を与えることから、「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」¹は、担い手確保や生産性向上など、様々な課題を抱える建設業にとって、重要な観点となっている。

また、人口減少を見据えた持続可能な地方創生の実現や脱炭素による環境負荷低減などにも資することから、自治体も積極的に取り組む必要があるものである。

本プランの上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」や「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」においては、SDGsの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない社会の実現（包摂性）」や「経済・社会・環境の相互作用による成長（統合性）」などの特徴や17のゴールを、理念や施策に反映しており、本プランにおいても関連する7つのSDGsの視点を取り入れ、各取組を進めていくこととする。

《計画の位置付け及びSDGsの関連性のイメージ》



¹ 持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標。「地球上の誰一人として取り残さない」という理念のもと、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、2030年を達成期限とする17のゴールが設定されている。

第5章 各基本目標を推進する施策

第1節 施策体系

4つの基本目標と12の施策、27の取組から成る以下の施策体系に基づき、本県の建設産業の振興を推進していく。

基本目標 1	担い手の確保・育成	
	施策 1	働き方改革の推進
		取組 1 適切な賃金水準の確保
		取組 2 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進
		取組 3 計画的な休暇取得の推進
		取組 4 時間外労働の是正
		取組 5 建設工事従事者の安全及び健康確保
	施策 2	多様な人材の活躍及び定着
		取組 1 担い手の入職促進と離職防止
		取組 2 女性活躍・定着の推進
		取組 3 外国人労働者の活用
		取組 4 若者の人材育成
	施策 3	建設産業の戦略的広報
		取組 1 官民が連携した積極的な広報活動の展開
基本目標 2	生産性の向上	
	施策 1	現場の省力化・効率化
		取組 1 新技術・新工法の活用促進
		取組 2 施工時期平準化の推進
		取組 3 業務効率化の推進
	施策 2	DXの推進
		取組 1 建設企業のDX推進とデジタル人材育成
		取組 2 各種手続きの電子申請化推進
	施策 3	技術力・専門力の強化及び評価
		取組 1 技術力・専門力の向上支援
基本目標 3	経営の安定・強化	
	施策 1	社会情勢の変化に合わせた経営支援
		取組 1 経営力の向上支援
	施策 2	将来を見通せる環境整備
		取組 1 中長期的な公共投資見通し等の公表
		取組 2 適正な利潤の確保を可能とする予定価格の設定等
	施策 3	法令遵守の強化推進
		取組 1 法令遵守の推進と不良不適格業者への指導監督
		取組 2 適正な元請・下請関係の促進
	施策 4	適正かつ公平な競争環境の整備と地元企業の受注機会の確保
		取組 1 入札契約制度の適確な運用・改善
		取組 2 ダンピング対策の強化
基本目標 4	地域力の強化	
	施策 1	地域建設産業の持続性の確保
		取組 1 地域における社会資本の維持に資する入札契約制度の構築及び普及
		取組 2 専門性の高い維持管理技術者の確保・育成
		取組 3 事業承継支援
	施策 2	災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保
		取組 1 地域の災害対応力の強化

第2節 基本目標1「担い手の確保・育成」を推進する施策

施策1 働き方改革の推進

【現状と課題】

- 生産年齢人口の減少と従事者の高齢化により担い手不足の更なる深刻化が予想される。
- 入職者を確保するためには、適切な賃金水準の確保や労働時間の削減と休暇制度の充実など、働き方改革の推進による就労環境の改善が急務である。

【施策の方向性】

- 技能者の適切な賃金水準の確保や将来的なキャリアアップを見据えた待遇改善に繋がる取組のほか、休日の確保、時間外労働の是正など労働環境の改善に向けた取組を実施。

- ◆ 【新規】、【拡充】…新規にプランに掲載する取組又は前プランの内容を拡充する取組
- ◇ 【継続】…前プランから継続する取組

〈取組1〉適切な賃金水準の確保

◇ 実態を踏まえた公共工事労務単価の改定【継続】

実施主体：県

農林水産省及び国土交通省が毎年実施している公共事業労務費調査により労働者の賃金を調査し決定された労務単価について、毎年2月に改定を行い、3月から適用している。引き続き、最新の公共工事設計労務単価を設定し、適切な賃金水準の確保に努める。

◇ 各建設業団体等による適切な賃金水準確保の取組の徹底・強化【継続】

実施主体：民間

建設企業が、公共工事設計労務単価や、国土交通省が実施する標準労務費の勧告と雇用に伴う必要経費の関係を正しく理解し、適切な賃金水準を確保できるよう、各建設業団体等の取組の徹底・強化を図る。

◆ スライド条項の適用による労務費の価格転嫁推進【新規】

実施主体：県・民間

請負契約締結後の急激な賃金水準又は物価水準の変動により当初の請負金額が不相当となった場合における請負代金額の変更については、県の工事請負契約書第27条の規定により、基準日以降の残工事について見直しを行えることとしている。

引き続き、スライド条項を適用し適正な工事価格となるよう価格転嫁の推進に努めていく。

◆ 標準労務費の勧告を踏まえた著しく低い労務費等に対する指導【新規】

実施主体：県

第三次・担い手3法により、国土交通省で実施される標準労務費の勧告のもと、建設企業が適切な労務費を見積もりに計上したうえで、工事請負契約を締結しているか立入検査等により確認を実施し、必要があれば指導を行い、労務費の適切な計上の促進を図る。県発注工事においては、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、受注業者が下請け契約を締結する際に、労務費等が適切に計上されているか確認を行う。

◇ 法定福利費を内訳明示した見積条件の普及促進【継続】

実施主体：県

工事請負契約の見積において、法定福利を内訳明示し適切な金額を計上しているか、定例の立入検査において確認を行う。

県発注工事については、発注部署による確認を実施し、適切な計上が行われていない疑いのある案件について、県事業管理課への報告を求め、必要に応じて指導を行う。

〈取組2〉建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進

◇ CCUSの活用に応じた総合評価落札方式での加点評価【継続】

実施主体：県

技能者の能力・経験等に応じた適正な待遇改善につなげることを目的としたCCUSの普及促進のため、総合評価落札方式において、「CCUSの事業者登録」、「CCUSの活用提案」を評価項目として設定している。今後も、応札者における登録状況や活用状況などを踏まえ、活用促進に向けた取組を展開していく。

◇ CCUSを活用した技能や経験にふさわしい待遇（給与）の実現【継続】

実施主体：民間

技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能者の技能・経験に応じた待遇改善を進めることで、有能な技能者がその技能と経験・資格等に見合った報酬を得られるよう、建設企業において、CCUSを活用し各レベルに応じた適切な賃金水準の確保を図るとともに、登録サポートやポスターなどによる普及啓発、広報活動を実施する。

【図31】 CCUSの概要

＜建設キャリアアップシステムの概要＞



（出典）国土交通省HPより（https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/ccus_about.html）

〈取組3〉計画的な休暇取得の推進

◇ 適正工期の確保等を通じた休日拡大の誘導【継続】

実施主体：県

適正な工期の設定は、品確法における発注者の責務であり、工事の実態に見合った工期の設定が必要となることから、「工期設定支援システム」を活用し、4週8休や天候による不稼働日を考慮した工期設定を行っている。

令和2（2020）年度に「工期設定支援システム活用マニュアル」を制定し、試行工事を実施し、試行工事と併せて、土木部職員研修「積算システム研修（新任職員）」で操作方法等についての研修を実施し、周知を図った。

令和6年度からは、原則全ての土木工事で「工期設定支援システム」を活用し工期設定を行っている。引き続き、適正な工期設定に取り組んでいく。

◆ 週休2日制の普及拡大【拡充】

建設業は、他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっている。現場に従事する技術者・技能者の長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要となっている。このため、県では、これまで週休2日モデル工事の発注件数を拡大しながら実施してきた。令和6年4月より建設業においても「罰則付き時間外労働上限規制」が適用になったことを踏まえ、「通期の週休2日（発注者指定型）」の標準化や「月単位の週休2日（受注者希望型）」の導入など取組を段階的に実施してきた。今後は、「月単位の週休2日（発注者指定型）」への段階的な移行や、さらなる休日の質の向上を図るため「完全週休2日」を目指し、週休2日制の普及拡大を図るとともに、建設業団体・国・県・市町村と連携した取組「週休2日制普及促進DAY」による普及啓発活動を行っていく。

実施主体：県・民間

【図32】R6週休2日制普及促進DAYポスター



◇ 計画的な休暇取得に資する現場での工程管理の徹底【継続】

発注者が「工期設定支援システム」を活用して作成した工程と、受注者が施工計画時に作成した現場の工事工程を基に、計画的な工程管理を徹底することで土日の現場閉所を促進していく。

実施主体：県・民間

〈取組4〉時間外労働の是正

◇ ウィークリースタンス（工事・関連業務）の推進【継続】

担い手の育成及び確保を目的として、受発注者間相互の1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に工事・業務を履行することで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っている。令和2（2020）年度に「ウィークリースタンス等実施要領」を策定し、建設工事及び建設関連業務で取組みを行っており、令和5（2023）年度には共通仕様書にウィークリースタンス（工事・関連業務）の取組を記載することで標準化し、県・市町村職員の参加する研修会場を通じて周知を行っている。引き続き、研修会等において周知を図り推進に努めていく。

実施主体：県・民間

◇ 工事情報共有システムの普及促進【継続】

受発注者双方の工事帳票の処理の迅速化することで業務を効率化し生産性の向上を図ることとして、令和元（2020）年度に「工事情報共有システムの実施要領」及び「工事情報共有システムの活用ガイドライン」を策定し、工事書類の提出は原則、工事情報共有システム（ASP）を活用することとしている。

実施主体：県・民間

ほとんどの工事で適用されているが、市町村工事での活用も含め更なる取組の徹底が必要と考えており、引き続き、研修会等において周知を図り推進に努めていく。

◇ 遠隔現場臨場やウェブ会議等リモート技術の活用【継続】

実施主体：県・民間

工事及び地質・土質調査（ボーリング調査）において、受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して段階確認や材料確認、立会を行うことで、受発注者の移動時間の削減等による効率化を図ることを目的として令和3（2022）年度に「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を策定している。

令和6（2024）年度には共通仕様書に建設現場における遠隔臨場の実施について明記し、標準化しているが、市町村工事での活用も含め更なる取組の徹底が必要と考えており、引き続き、研修会等において周知を図り推進に努めていく。

◇ 書類の簡素化・統一化【新規】

実施主体：県

受注者に提出を求めている工事関係書類について、提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を図ることを目的に、平成25（2013）年度に「工事書類の簡素化の試行要領」を定め、簡素化を図ってきた。

また、令和元（2020）年度に「工事関係書類の標準化実施要領」を策定し、国と県の両方で共通する様式について、国様式37種類のうち、10種類について様式を統一し、残りの27種類のうち14種類は県独自様式や、県で使用しない様式であり、残る13種類が契約関係様式となることから、統一化・簡素化を実施する。

さらに、令和元（2020）年度に、「工事書類簡素化ガイドブック」を策定し工事書類を必要最小限に抑えるために省略可能な書類の紹介や、提出・提示の区分を明確に示すなど受発注者双方の簡素化に対する共通認識の更なる向上を図っている。引き続き、研修会等において周知を図り、国様式との統一化を実施していく。

〈取組5〉建設工事従事者の安全及び健康確保

◇ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の推進【継続】

実施主体：県

令和3（2021）年度に建設工事の事故防止対策を計画的に進めるために「第6次県工事事務事故防止対策事業計画」を策定し、事故の発生状況や傾向を踏まえた安全管理目標を定め、事故防止に努めている。また、毎年、受発注者向けに建設工事安全管理講習会を実施し、労働災害の防止に取り組んでいる。引き続き、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上を図るために、受発注者向けの建設工事安全管理講習会を継続して実施していく。

施策2 多様な人材の活躍及び定着

【現状と課題】

- 今後の生産年齢人口の減少と高齢化の進展により、担い手不足が懸念される中で、将来にわたり安定的に社会資本を整備・維持していくためには、若者や女性だけでなく、多様な人材の建設産業への入職促進と定着が課題となっている。

【施策の方向性】

- 若手技術者・技能者の確保と離職防止、早期人材育成への環境整備の推進
- 多様な人材が働きやすい職場環境の整備と活躍・定着に取り組む企業への支援

〈取組1〉担い手の入職促進と離職防止

◇ インターンシップの積極的な活用【継続】

実施主体：県・民間

学生に建設業について正しく理解してもらい、建設業への入職意欲の向上と、入職後の離職を防止するため、各建設企業におけるインターンシップ実施を促進していく。

また、みやぎクラフトマン21事業¹（県高校教育課・産業人材対策課・（一財）みやぎ建設総合センター等）により、技術者を講師とした実習授業を県内の工業高校で実施する。

◆ 奨学金返還支援事業の導入推進【新規】

実施主体：県・民間

建設産業への入職促進と離職防止のため、建設企業において、就職間もない給与水準の低い時期に奨学金返済の負担を一部軽減する事業の導入を推進する。

◇ 多様な採用活動の推進【継続】

実施主体：県・民間

既卒求職者の建設業への入職を促進し、建設企業の中途採用も活用した担い手確保に向け、建設業団体においてもハローワークで建設業への理解を深めるセミナーを開催する等の取組を推進する。

県雇用対策課では、中小建設企業が経営強化につながるような人材をUIターンにより雇用したり、お試し就業を実施する際の助成金や、みやぎジョブカフェにおいて採用に係る助言、情報提供等を行う企業採用コンシェルジュの事業を実施。これらにより建設企業を支援する等、多様な採用活動による担い手確保を支援していく。

◆ ハラスメント防止対策【新規】

実施主体：民間

若年層や女性の担い手を確保していくには、ハラスメントの防止に積極的に取り組む必要があるため、建設業団体においても会員企業に向けて啓発活動を行っていく。

¹ 工業系学科を有する学校において、熟練技能者による実践的な指導等を通じて、企業で即戦力となる人材を育成する事業。

〈取組2〉女性活躍・定着の推進

◇ 女性が働きやすい職場環境の整備【継続】

実施主体：県

建設企業による女性の積極的な登用を促すため、現場に配置される女性技術者用のトイレや更衣室に係る費用計上等の取組により、現場の環境整備を支援する。

また、県雇用対策課が開催している女性を含めた誰もが働きやすい職場環境の整備に向けた企業セミナーを建設企業へ周知し、活用を促していく。

◇ 女性活躍・定着に積極的に取り組む企業への支援【継続】

実施主体：県・民間

女性活躍に取り組む建設企業を後押しするため、女性が働きやすい職場づくりやワークライフバランスの確保に取り組む「女性のチカラを活かす企業」²の認証を受けた企業に対する総合評価落札方式での評価をはじめ、「えるぼし」³や「くるみん」⁴の認定を受けた企業に対する経営事項審査での評価など女性の労働環境の整備を積極的に推進する制度の活用促進を図る。

◇ 女性就業者同士の連携による女性活躍の推進【新規】

実施主体：民間

建設業団体において、建設業で働く女性同士の交流会を設け、女性目線での建設業の環境改善に向けた活動や、積極的な広報活動などを行い、女性の更なる活躍と定着を図る。

〈取組3〉外国人労働者の活用

◇ マッチングイベント等による採用支援【新規】

実施主体：県

県国際政策課では県内企業と外国人人材のマッチングを検討から採用、定着に至るまで段階的に支援する事業や、県内企業と日本で働く意欲のある外国人とのマッチングイベントを実施している。これらへの建設企業の参加を促すなど、外国人労働者の活用に向けた取組を実施していく。

◇ 経営支援セミナー等を活用した普及促進【新規】

実施主体：県

建設企業の課題を解消し、担い手不足への対応として活用いただくために、経営支援セミナー等を活用して先進事例等を紹介するなどの取組を実施し、外国人労働者の雇用や育成、環境整備などについて懸念の解消を図る。

² 「女性のチカラを活かす企業」認証制度は、女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援等の一定基準を満たした場合に宮城県が認証する制度。

³ 「えるぼし」認定制度は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に厚生労働省が認定する制度。

⁴ 「くるみん」認定制度は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出を行った一般事業主のうち、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に厚生労働省が認定する制度。

〈取組4〉若者の人材育成

- ◇ 外部機関（一般財団法人みやぎ建設総合センター等）と連携した研修【継続】 実施主体：民間
若手技術者・技能者の新規入職と建設産業への定着を促進するため、（一財）みやぎ建設総合センターによる新入社員や若手技術者を対象とした人材育成研修や、管理職員を対象とした人材の確保・育成・定着をテーマとする講座を実施する。

- ◇ 若手技能者に対するキャリアパス提示の促進【継続】 実施主体：民間
建設企業が若手技能者に対し、入職後の経験年数・キャリアに応じた収入、職位、技能、基幹技能者等へのルート、更にその先の多様なキャリアの可能性について提示する取組を促進し、担い手の定着を図る。

- ◆ 若手の資格取得促進【新規】 実施主体：民間
若手担い手が各種資格を積極的に取得し、将来のキャリアを明確に描けるようにすることで、離職防止や賃金水準の確保に繋がることから、各建設企業における資格取得に向けた環境整備の促進のほか、建設業団体において、建設産業への入職を志す学生に対して、入職前から資格取得に向けた講習を開催するなどの取組を実施する。

- ◇ 産学官連携による技術力向上支援【継続】 実施主体：県・民間
宮城県土木施工管理技士会、（一社）宮城県建設業協会、（一財）みやぎ建設総合センターが共同で土木系若手技術者を表彰する土木技術奨励賞を実施していくなどの取組により、技術力の向上を支援していく。

施策3 建設産業の戦略的広報

【現状と課題】

- 建設産業に対する3K（キツイ・危険・汚い）のイメージが根強く、担い手確保の障壁となっている。
- 今後、担い手を確保する上で、働き方改革による就労環境の改善と合わせて、建設産業の魅力や役割などを、効果的に発信していくことが重要となる。

【施策の方向性】

- 建設業団体と連携し、様々な年代に戦略的にアプローチする広報活動の展開

〈取組1〉官民が連携した積極的な広報活動の展開

◆ 建設業の魅力を伝える広報イベントの開催【拡充】

実施主体：県・民間

建設業のイメージ向上と入職促進のため、建設業の魅力を伝える広報イベントを開催する。建設業団体と連携し、小学生とその保護者を対象に、県発注工事の現場見学会を開催数を拡大し、各圏域で実施していく。また、毎年11月3日に開催している「みやぎ建設ふれあいまつり」を引き続き開催していく。

建設業団体においても、中高校生を対象とした建設現場や建設機械の見学会や、現場の第一線を担う建設専門工事業の役割と技術継承の重要性を一般にアピールするイベント「建設フェスティバル（K-DAY）」などの各種広報イベントを開催していく。

▼（左）親子現場見学会の様子 （右）みやぎ建設ふれあいまつり



◆ 建設業団体と連携した高校生の入職促進【拡充】

実施主体：県・民間

高校生の建設業への理解・関心を高め、建設業への入職促進を図るため、高校生と若手技術者・技能者との交流会「みやぎ建設産業架け橋サロン」を建設業団体と協力し、開催していく。土木系学科のある工業高校や農林高校を中心に開催してきたが、就職希望者の多い普通科高校についても拡充を図る。

◆ 建設業の魅力を伝える動画コンテンツ等の展開【拡充】

実施主体：県・民間

建設業のやりがい、魅力や役割を伝える動画コンテンツ等を将来の進路を考える中高生に向けて発信するほか、広く一般の県民の方々の目につくようなデジタルサイネージやSNS広告などを活用した広報を展開し、建設業のイメージ向上を図る。また、建設業団体等が独自に制作しているコンテンツとも相乗効果を得られるよう連携を図っていく。

第3節 基本目標2「生産性の向上」を推進する施策

施策1 現場の省力化・効率化

【現状と課題】

- 総人口における生産年齢人口の割合の減少に伴い、建設産業の就業者の減少が加速することが想定される。
- こうした状況の中で、建設産業が社会資本の整備・維持管理を担う産業力を維持していくためには、現場の自動化による省人化、人員や機械の適切な配分と効率的な利用、適切な施工体制の確保に必要な工期設定などが課題となっている。

【施策の方向性】

- 現場の省人化（省力化・効率化）に向けてICT活用拡大など新技術・新工法の活用促進
- 計画的・効率的な施工体制確保のための施工時期の平準化や適正工期の設定の推進
- リモート技術、ASP活用や、書類の簡素化など現場の事務的業務における効率化推進

〈取組1〉新技術・新工法の活用促進

◇ ICTの活用拡大【継続】

実施主体：県・民間

担い手不足が課題となる中、現場での生産性の向上が不可欠となっている。3次元での起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品といった一連での活用により、建設現場の生産性を高める。

また、（一財）みやぎ建設総合センターによる新技術に関する講座、東北地方整備局の東北インフラDX人材育成センターを活用した研修や東北土木技術人材育成協議会⁵による実践研修などにより、ICTを活用する技術者の知識・能力を養成する。

建設業団体においても、先進的に取組む会員企業のノウハウを共有する勉強会を実施するなど、普及啓発活動を実施していく。

⁵ 東北土木技術人材育成協議会は、主に若手技術者を官民が連携し育成することを目的として、東北地方整備局が中心となり平成29年3月に設立された団体で、官民合同の講習会を実施している。

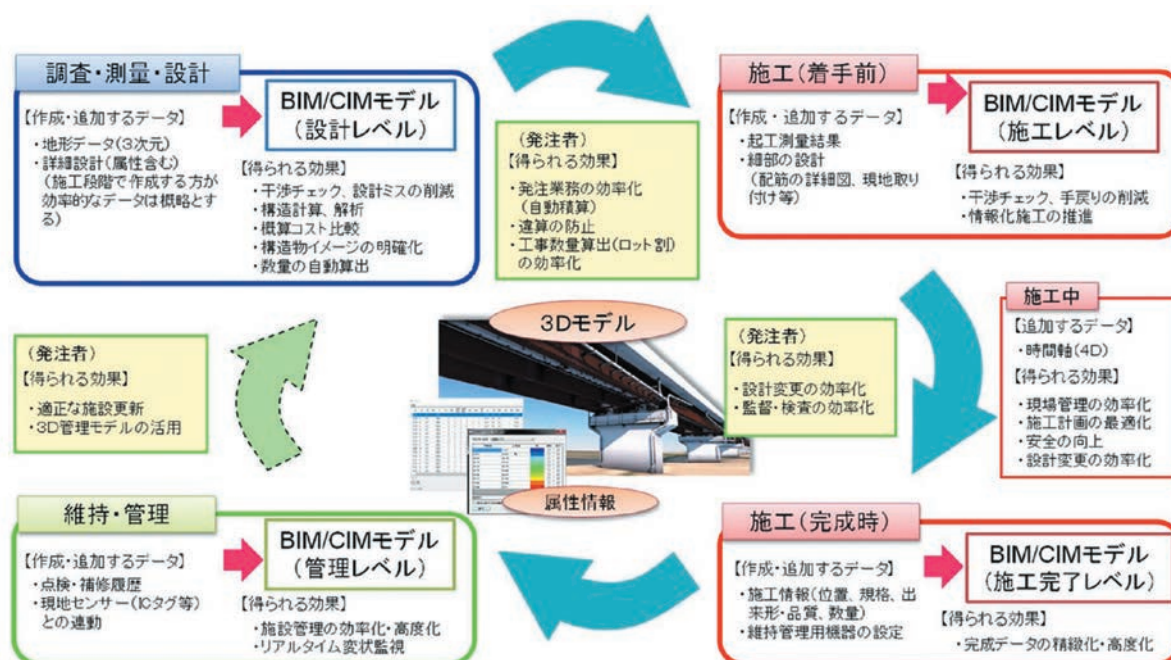
◇ BIM/CIMによる3次元データの活用【継続】

実施主体：県・民間

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用するなど、関係者間で事業全体にわたり情報を共有することで、一連の建設生産システムにおける受発注者双方の業務効率化・高度化につなげていく。BIM/CIMは、これまで測量などの建設関連業務において活用を進めてきており、今後、工事での活用を含め活用促進を図っていく。

建設業団体においても、先進的に取組む会員企業のノウハウを共有する勉強会を開催するなど、普及啓発活動を実施していく。

【図33】 BIM/CIM概念図



(出典) 国土交通省 BIM/CIM 事例集より抜粋

◇ プレキャスト製品及びプレハブ工法の活用【継続】

実施主体：県

コンクリート構造物の設計において、工期短縮に伴う仮設費の縮減など本体工事以外の要素も考慮して比較検討を行った上で活用を図っている。

国土交通省では、設計段階において中型～大型のコンクリート構造物を対象に、建設地の地域性や個々の現場条件の違い等の施工費以外の効果や価値を考慮した比較検討に取り組んでいる。

県においても、建設現場における省力化・生産性向上の取組は重要であることから、プレキャスト製品の更なる活用拡大に取り組んでいく。

〈取組2〉施工時期平準化の推進

◇ 債務負担行為やゼロ県債等の有効活用【継続】

実施主体：県

大規模な工事や工程・気象条件などで年度内完了が困難な工事のほか、1年未満の工事に対しても施工時期の平準化を目的とした債務負担行為の設定を行い、年間を通じ安定した工事を供給する。

◇ 速やかな繰越し手続きによる適正な工期設定【継続】

実施主体：県

年度内に工事が完了できないやむを得ない事由が発生した場合や、工事発注前に既に繰越することが明らかな場合などにおいては、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始し、適正な工期設定を受注者に示すことで、余裕をもった人材・資機材の調達を促す。

◇ 現場施工の着手日を指定した工事の発注【継続】

実施主体：県

余裕期間制度の活用により現場施工時の「着手指定日」を設けることにより、受注者の計画的な工事施工体制と労働者や建設資材等の円滑な確保を図る。

〈取組3〉業務効率化の促進

◇ 工事情報共有システムの普及促進【再掲】

実施主体：県・民間

◇ 遠隔現場臨場やウェブ会議等リモート技術の活用【再掲】

実施主体：県・民間

◆ 書類の簡素化・統一化【再掲】

実施主体：県

基本目標1 担い手の確保・育成 施策1 働き方改革の推進
取組4 時間外労働の是正（P60）を参照

施策2 DXの推進

【現状と課題】

- 生産年齢人口が減少する中では、デジタル技術やデータの活用により、少ない人数で仕事を遂行できるよう、建設産業の仕事のあり方そのものを変革していく必要がある。
- DXを中小規模の建設企業で進めていくにも、DXに対応できる人材を確保することが難しい状況にある。

【施策の方向性】

- 中小建設企業を念頭にDX推進を支援
- 現場とバックオフィスとの分業化に向けた企業の取組や、人材育成への支援

〈取組1〉建設企業のDX推進とデジタル人材育成

◆ DX 推進支援【新規】

実施主体：県・民間

中小建設企業におけるICT機器の導入や、現場管理ソフトウェア等の導入によるDXの推進を支援していく。県中小企業支援室において、アドバイザー派遣やデジタル技術導入経費の補助を行う「中小企業等デジタル化支援事業」や、中小建設企業においては、一企業が単独で対応することに限界もあるため、中小建設企業がグループで実施する業務の共同化による経営の効率化を支援する「中小企業等共同化チャレンジ事業」などを実施している。これらの活用を促すため、建設企業へ周知を行っていく。

建設業団体においても、先進的に取組む会員企業のノウハウを共有する勉強会を開催するなど、普及啓発活動を実施していく。

◆ バックオフィス分業化の促進【新規】

実施主体：県・民間

工事施工に係るデータ整理や書類作成等の業務を現場技術者から分業化し、作業の効率化を図るとともに、これらの業務のDXを推進することで、多様な働き方が可能となり、多様な人材が働きやすい職場環境の実現に繋がる。バックオフィスにおいてこれらの業務にあたるデジタル人材（DXアドバイザー・建設ディレクターなど）の育成を促進していくため、県産業デジタル推進課で開催している中小企業等におけるデジタル人材育成支援のための研修についても建設企業へ周知を行うなどの取組を行っていく。

このほか、DX推進支援と同様、県中小企業支援室の各種事業との連携や、建設業団体における勉強会等の実施により普及啓発活動を行っていく。

〈取組2〉各種手続きの電子申請化推進

◆ 建設業許可関係申請・届出等の電子申請利用及びキャッシュレス化促進【新規】

実施主体：県

定期的に手続きが必要となる建設業許可関係の申請・届出、経営事項審査の申請、解体工事業の登録、入札参加資格登録の申請などについては、窓口において対面での対応や紙媒体による申請が必要であったが、これらの手続きを電子化し、手数料の支払についてもキャッシュレス化することで、窓口へ来庁する手間と時間の削減と利便性の向上に取り組む。

施策3 技術力・専門力の強化及び評価

【現状と課題】

- 担い手不足が深刻化する中で、限られた人材の有効活用や新技術の積極的な導入など、建設現場における生産性の向上が課題となっている。
- 特に、現場の施工力を高めるためには、下請の専門工事業者の技術力・専門力の向上が重要となる。

【施策の方向性】

- 建設企業自らが行う技術力・専門力の向上に資する取組の支援
- 産学官連携による技術力向上のための技術開発、事業化への取組の支援

〈取組1〉技術力・専門力の向上支援

◇ 工事成績考査結果の公表【継続】

実施主体：県

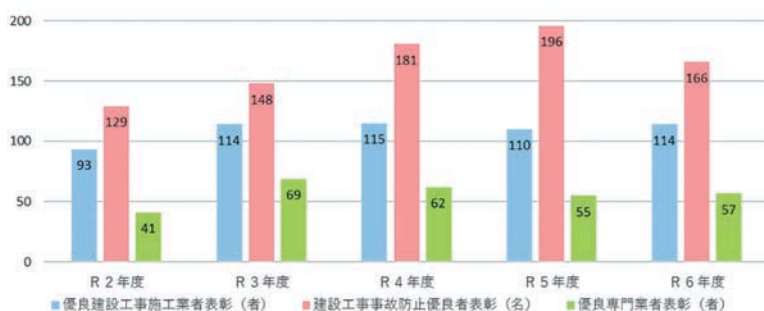
工事検査の公平性・透明性の確保と、企業の技術力・専門力の向上を目的として、前年度に完成し考査を行った契約額が500万円以上の工事を対象に、平成30（2018）年度から工事成績考査結果を出納局検査課ウェブサイトで公表している。今後も、引き続き継続して実施していく。

◇ 表彰制度を活用した技術力向上等への支援【継続】

実施主体：県

県発注する建設工事及び建設関連業務において、他の模範となる優良な県内建設企業、特に安全に努めている技術者、優良な建設工事に貢献した専門工事業者に対する表彰を実施している。引き続き各表彰を継続し、技術力・専門力の向上を図っていく。

【図34】 宮城県優良工事施工業者・建設工事事務防止優良者・優良専門業者の表彰実績



宮城県優良工事施工業者表彰の様子

◇ 産学官連携による技術力向上支援【再掲】

実施主体：県・民間

基本目標1 担い手の確保・育成 施策2 多様な人材の活躍及び定着
取組4 若者の人材育成（P64）参照

第4節 基本目標3「経営の安定・強化」を推進する施策

施策1 社会情勢の変化に合わせた経営支援

【現状と課題】

- 復興需要の収束による建設投資額が減少した中、建設企業は資材価格の高騰、2024年問題、DXへの対応や、気候変動に伴う暑さ対策など、多くの経営課題への対応に迫られている。
- そのような中で、社会資本や雇用の維持に貢献する地域の優良な建設企業が、存続し持続的に発展していくためには、安定した経営基盤を構築することが課題となる。

【施策の方向性】

- 建設企業が社会環境の変化に対応しうる経営力の向上に向けた支援

〈取組1〉経営力の向上支援

◇ 建設業総合相談窓口等を活用した支援【継続】

経営戦略についてのアドバイスを必要としたり、新たな投資や融資を受けることで、経営の安定及び強化を図ろうとする建設企業に対し、県事業管理課に設置している建設業総合相談窓口を活用した効果的な支援策や助成制度等の紹介を行う。あわせて、「建設業支援ガイドブック」の更新やウェブサイト等を通じて支援策等の情報を積極的に発信していく。

県雇用対策課の事業である生産性の向上や経営管理などの経営課題を解決し企業の成長戦略を具現化していく「プロフェッショナル人材」のマッチングサポートを行っている窓口についても周知し、建設企業の活用を促していく。

また、建設業団体においても、会員向けの相談窓口において、経営相談に対応する。

実施主体：県・民間



◆ 地域建設業経営強化融資制度等を活用した支援【継続】

実施主体：県・民間

宮城県建設業協同組合や（株）建設経営サービスによる地域建設業経営強化融資制度の実施と、この融資制度において協同組合が融資を行う際の（一財）建設業振興基金による下請セーフティネット債務保証を実施していく。また、県発注工事において、中間前払金による段階的な支払を実施する。

◇ 建設産業振興に関する講座等による支援【継続】

実施主体：県・民間

専門家を講師に迎え、BCPの策定と運用、DXの推進、外国人労働者の活用による担い手の確保などについて、建設産業振興支援セミナーの開催や、（一財）みやぎ建設総合センターが行う事業と連携しながら、効果的かつ専門的な講座等を開催し、建設企業の安定した経営基盤の構築を支援する。

建設業団体においても、経営課題について勉強会等を実施するなど、会員企業の経営力向上に向けた取組を実施する。

施策2 将来を見通せる環境整備

【現状と課題】

- 震災復興期間における建設投資額の急増と急減は、建設企業の中長期的な経営戦略の立案を困難にさせたが、地域の優良な建設企業が持続していくためには、中長期的な仕事量の見通しのもとに戦略的経営を行い、安定的な収益を確保することが極めて重要となる。

【施策の方向性】

- 中長期的な公共投資や発注の見通しの公表
- 設計書の審査徹底などによる適正な予定価格の設定

〈取組1〉中長期的な公共投資見通し等の公表

◇ 中長期的な公共投資見通しの公表【継続】

実施主体：県

「宮城県土木建築行政推進計画（2021～2030）」において、計画期間10年間の計画投資額、及び、当該計画の実施計画である「宮城県土木・建築行政推進計画アクションプラン（中期）」において、中期3年間に実施する事業名、事業費などの中長期的な公共投資額見通しを公表する。

◇ 発注見通しの公表【継続】

実施主体：県

入札及び契約の透明性・競争性を確保、計画的な入札参加機会の確保及び入札不調の防止を図るため、年度ごとの発注見通しについて、年4回の公表を維持するとともに、具体的な工事内容が把握できるよう公表内容の充実を図る。また、国土強靱化予算による補正予算や災害発生時の災害復旧工事に係る発注見通しなどを臨時で公表する。

〈取組2〉適正な利潤の確保を可能とする予定価格の設定等

◇ 的確な審査体制による積算【継続】

実施主体：県

県発注工事において、設計書審査チェックシートを活用し、予定価格の適正な積算の徹底を図る。また、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいては、設計変更ガイドライン及び工事一時中止ガイドラインに基づき、請負代金や工期の適切な変更を行う。

◇ 最新の積算基準及び単価適用による適正な予定価格の設定【継続】

実施主体：県

毎年、国の実態調査を踏まえ、県の積算基準を最新のものに改定している。高騰する建設資材に対応するため、刊行物調査を毎月実施し、設計単価へ反映を行っているほか、国と同様にスライド条項の柔軟な運用を実施し、最新の取引価格を反映し予定価格を設定している。現物価上昇のスピード感に合わせての単価変更について、今後も取組を継続していく。

◆ スライド条項の適用による労務費の価格転嫁推進【再掲】

実施主体：県

基本目標1 担い手の確保・育成 施策1 働き方改革の推進
取組1 適切な賃金水準の確保（P73）を参照

施策3 法令遵守の強化推進

【現状と課題】

- 建設投資額のピークアウト後も建設業許可業者数は震災以前より約1,000社増加した状態であり、企業間の受注競争が激化していることが推察できる。
- 過剰な競争や人手不足は法令遵守の意識低下を招く恐れがあるほか、「第三次・担い手3法」においても、新たに規定された下請け業者への労務費しわ寄せ防止などに対応し、健全な競争環境を維持していく必要がある。

【施策の方向性】

- 法令遵守の推進、法改正内容の周知のほか、不良不適格業者への指導監督
- 県発注工事における元請と下請との適正な関係の確保に向けた指導徹底

〈取組1〉法令遵守の推進と不良不適格業者への指導監督

◇ 立入検査等の実施【継続】

実施主体：県

建設企業の法令遵守の促進と不良不適格業者への指導監督を徹底するため、営業所や現場への立入検査、必要な聴取等を実施する。また、許可を受けずに建設業を営む者に対しても、許可が必要な工事を請負うなどの法令違反の通報があった場合には、調査を実施し法令遵守に向けた啓発と必要な指導を行う。

◇ 建設業法令遵守の推進及び普及啓発活動の展開【継続】

実施主体：県

「第三次・担い手3法」の施行により、建設業法で著しく低い金額による契約が受発注者双方において禁止されるなど建設企業に求められるコンプライアンスの重要性が増していることから、法令遵守ハンドブックの周知や、国土交通省東北地方整備局などとも連携して法令遵守講習会の開催など、建設業法等の理解促進と法令遵守のための普及啓発活動を展開する。

〈取組2〉適正な元請・下請関係の促進

◇ 「建設業法令遵守ガイドライン」の周知【継続】

実施主体：県

国土交通省が策定している『建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー』を周知する。県発注工事においては、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る。

◇ 「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づく指導【継続】

実施主体：県

県発注工事においては「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、下請契約をする前に、事前に下請負人に係る工事費内訳書の提出を求め、その妥当性の確認を行っている。また、令和6（2024）年度より、法定福利費の妥当性についても確認したうえで承認している。引き続き、要綱に基づき、元請負人と下請負人の適正な関係の確保に向け、受注者に対し指導を行っていく。

施策4 適正かつ公平な競争環境の整備と地元企業の受注機会の確保

【現状と課題】

- 人口減少・少子高齢化の進展に伴う担い手の不足や、建設投資額の減少に伴う受注機会の減少など建設産業を取り巻く環境はより厳しさを増しており、地域の建設産業が健全な経営を持続していくためには、受注機会の確保が重要となっている。地域によっては、地元企業の受注が厳しい状況も確認されていることから、市場の公正な競争環境の整備を図りつつ、受注機会の確保を図ることが課題となっている。

【施策の方向性】

- 公平な競争環境整備のための入札・契約制度の適時改正と適切な運用、**地元企業の受注機会の確保**

〈取組1〉入札契約制度の的確な運用・改善

◆ 技術提案チャレンジ型の適切な運用【新規】

実施主体：県

県発注工事への新規参入や受注実績の少ない企業の受注機会の拡大を図ることを目的に、建設工事及び建設関連業務の総合評価落札方式において、過去の受注実績に関する評価項目を無くし、施工計画等の割合を高くした「技術提案チャレンジ型」による発注を適切に運用していく。

◆ 入札参加条件の改善【新規】

実施主体：県

近年、一部の地域において、地元企業の受注が厳しい状況が見受けられることから、「地域の守り手」である地元企業の受注機会の確保を図るため、入札参加条件等の見直しを図る。

◇ 総合評価落札方式の効果検証と改善【継続】

実施主体：県

総合評価落札方式において、国や業界の動向、建設業における時間外労働の上限規制など社会的要請を踏まえ、入札動向や実施状況を見ながら、価格と品質に優れた調達の推進及び県内建設企業の育成が図られるよう評価項目などの改定を行う。

〈取組2〉ダンピング対策の強化

◇ 低入札調査基準価格及び失格判断基準の適切な設定・活用【継続】

実施主体：県

ダンピング受注は、工事受注者が適正な利潤を確保できず、下請け業者へのしわ寄せを招くため、担い手の待遇悪化に繋がり、建設産業へのイメージ悪化と入職者減少の要因となりうるなど、建設産業の発展を阻害するものである。これを防止するため、国の改定状況や落札率等の入札状況を分析・評価し、県発注工事において適切に低入札調査基準価格及び失格判断基準の運用を図る。

◆ 標準労務費の勧告を踏まえた著しく低い労務費等に対する指導【再掲】

実施主体：県

基本目標1 担い手の確保・育成 施策1 働き方改革の推進

取組1 適切な賃金水準の確保 (P58) 参照

第5節 基本目標4「地域力の強化」を推進する施策

施策1 地域建設産業の持続性の確保

【現状と課題】

- 担い手不足、資材価格の高騰など建設産業を取り巻く環境はより厳しさを増しており、地域の社会資本の整備・維持管理を担う地域建設業が、将来的に各圏域において必要となる建設企業の数、規模が充足できなくなる可能性がある。
- 維持管理を担う地域の建設企業が将来にわたって持続していくため、確実な事業承継を行っていく必要がある。

【施策の方向性】

- 地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の活用推進
- 地域の中小建設企業の確実な事業承継への支援

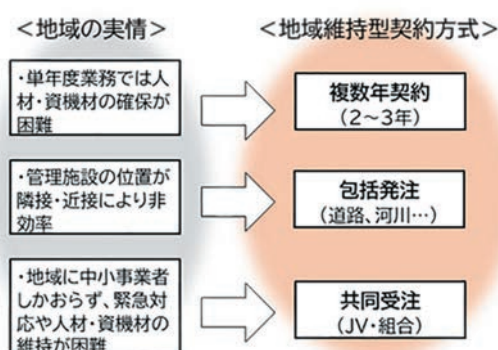
〈取組1〉 地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及

◇ 地域維持型契約方式の活用【継続】

実施主体：県

社会資本の維持管理や除雪など地域の維持に不可欠な維持管理業務について、地域ごとの実情に応じて、複数年契約・包括発注・共同受注による発注方式である「地域維持型契約方式」を適切に活用することにより、人材育成や災害対応力強化等を図る。

【図35】 地域維持型の適用の考え方



◆ 技術提案チャレンジ型の適切な運用【再掲】

実施主体：県

◆ 入札参加条件の改善【再掲】

実施主体：県

◇ 総合評価落札方式の効果検証と改善【再掲】

実施主体：県

基本目標3 経営の安定・強化 施策4 適正かつ公平な市場環境の整備と受注機会の確保
取組1 入札契約制度の的確な運用・改善 (P74) 参照

〈取組2〉専門性の高い維持管理技術者の確保・育成

◆ 専門性の高い民間維持管理資格の配置管理技術者等への活用【継続】 実施主体：県・民間

建設関連業務の配置管理技術者等において、国土交通省資格に登録された点検・診断等の民間維持管理資格の活用を図る。また、維持管理に精通した技術者育成のため、（一社）みやぎ建設総合センターと連携し、研修会等の開催や新たな民間資格の活用方法の検討を行う。

【図36】 国土交通省登録資格（令和6（2024）年2月現在）

分野	主な施設等名	資格数
維持管理分野（点検・診断等業務）	橋梁、トンネル、舗装、砂防施設など	293資格
計画・調査・設計分野	道路、橋梁、河川、ダム、海岸など	81資格
横断型分野	測量（UAV測量）	1資格

◆ 維持管理長期功労者表彰の実施【新規】 実施主体：県

現場代理人の地位向上と意欲の高揚を図ることを目的に、公共土木施設の維持管理において、災害発生時や苦情対応など、夜間休日を問わず対応し、長期にわたって継続的に従事した現場代理人を表彰するもので、令和6年度から開始している。維持管理業務に携わる技術者の確保につながるよう継続して実施していく。

〈取組3〉事業承継支援

◆ 事業承継支援【新規】 実施主体：県

中小建設企業が後継者への事業譲渡や他企業とのM&A等により、事業承継を行っていくにあたっての課題や手続き等について、専門家に相談し、助言が受けられる宮城県事業承継・引継ぎ支援センターの相談窓口の周知を行うなど、県中小企業支援室とも連携を図りながら、地域の中小建設企業における円滑な事業承継を促進する。

施策2 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保

【現状と課題】

- 東日本大震災や令和元年東日本台風、令和4年7月豪雨など、気候変動等の影響による自然災害が本県においても激甚化・頻発化している。
- 東日本大震災においては、発災直後から応急復旧活動等に迅速かつ適切にその力を発揮した経験を活かし、今後さらに、災害対応力を強化していくことが重要である。

【施策の方向性】

- BCPの更なる充実と防災協定による連携体制の確保
- 発災直後に求められる「地域の災害対応力」の強化
- 建設資材の安定供給に向けた関係機関との連携体制の構築

〈取組1〉地域の災害対応力の強化

◇ 地域建設企業のBCP策定に係る普及啓発【継続】

実施主体：県・民間

地域の建設企業は、自然災害や感染症等の様々な事態に直面しても事業を継続していくことが求められるが、県内建設企業のBCP策定率は16.4%（令和6年7月）と未だに低調であることから、「宮城建設産業BCPモデル」を周知する。

また、県の中小企業支援室では、BCPに対する理解を深め、策定に取り組むことを支援する各種セミナーの開催や、策定したBCPを実践するために必要な設備・物品等の導入を支援する「中小企業等BCP・事業継続力強化計画実践支援事業」を実施する。建設業団体と協力してこれら制度の積極的な活用を継続して促し、BCPの普及促進を図っていく。

◇ 地域建設産業の災害対応力強化支援【新規】

実施主体：県

地域建設産業は「地域の守り手」として、防災協定をはじめ、発災直後においては被災調査や応急対応にあたるなど地域防災には必要不可欠な存在となっている。来たる災害に備え、県の防災力のさらなる強化に向けて、県内建設企業等が日頃より取り組む防災体制の構築や災害対応力の強化等に資する取組に対して、県がその費用の一部をハード・ソフトの両面から支援する。

【図37】「地域建設産業災害対応力強化支援補助事業」の概要

	I 型ハード		II型ソフト		
事業の柱	災害への 備 え	災害への 対応力	災害への 備 え	災害への 対応力	災害対応の 持続性
事業目的	備蓄資機材整備等 ICT関連機材の整備		BCP策定、防災訓練など ICT導入サポートなど		
補 助 率	5/10以内		10/10以内		
金 額	下限額 15万円 ～ 上限額 100万円		下限額 15万円 ～ 上限額 30万円		
条 件	・県内に本店(本社)を有する企業 ・県内入札参加登録資格を有する企業 ・BCP策定済、もしくは事業期間内に策定する企業 (本事業によりBCP策定する企業を含む)				

◇ 地域建設企業等との防災協定に基づく連携体制の確保【継続】

実施主体：県・民間

県と建設業団体との防災協定に基づく連携体制の確保は、災害時の迅速かつ効果的な対応に不可欠なものとなっており、自治体や地域団体が協力し、資材や情報などを共有することで、被害の軽減と早期復旧が可能となる。特に、定期的な訓練を通じて、実効性のある連携体制を構築することが重要であることから、建設業団体等との防災協定に基づく訓練等により地域全体の防災力の維持・向上を図る。

◆ 地域建設企業における防災訓練の実施【新規】

実施主体：民間

各建設業団体や建設企業において、防災協定にこだわらず、独自の防災訓練を定期的の実施し、迅速な災害対応の実現に向けて体制の強化を図る。

◇ 災害発生時の緊急時における随意契約制度の活用【継続】

実施主体：県

県が平常時に発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点等から、一般競争入札方式を原則適用している。しかしながら、近年激甚化・頻発化する災害時においては、発災直後の被害状況把握や応急復旧は、緊急度が高く、迅速かつ円滑に実施される体制の整備が求められる。このため、復旧事業に係る工事や業務の発注においては、随意契約制度など平時とは異なる入札契約制度を適切に選定することにより、緊急を要する応急工事等の円滑な執行を図る。

◇ 建設資材の安定供給に向けた連携確保【継続】

実施主体：県・民間

建設資材の安定的確保等を図ることを目的に、発注機関、建設業団体、資材業社団体、資材等調査機関で構成する「建設資材東北地方連絡会」を設置し、建設投資の見通し及び建設資材の需給見通しについて情報交換、調査等を行っている。

建設工事に使用する主要建設資材について、供給量が逼迫しないよう、各発注機関での需要見通しを調査し、年2回開催される連絡会の場で情報交換を行っている。引き続き、県内の発注機関、建設業団体、資材業者団体で組織される「建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会」も活用し、建設資材の安定供給に向けた円滑な連携体制を確保していく。

第6章 数値目標及び進行管理

第1節 基本目標ごとの数値目標

本プランの適切な進行管理のため、基本目標ごとの達成度を示す指標及び数値目標を設け、計画期間内（令和7（2025）年度～令和9（2027）年度）での達成を目指す。

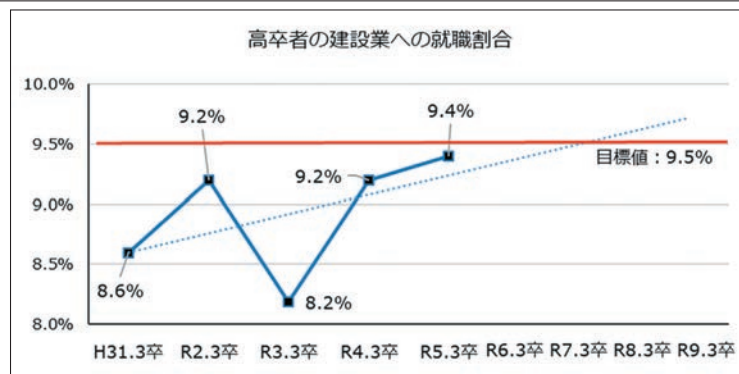
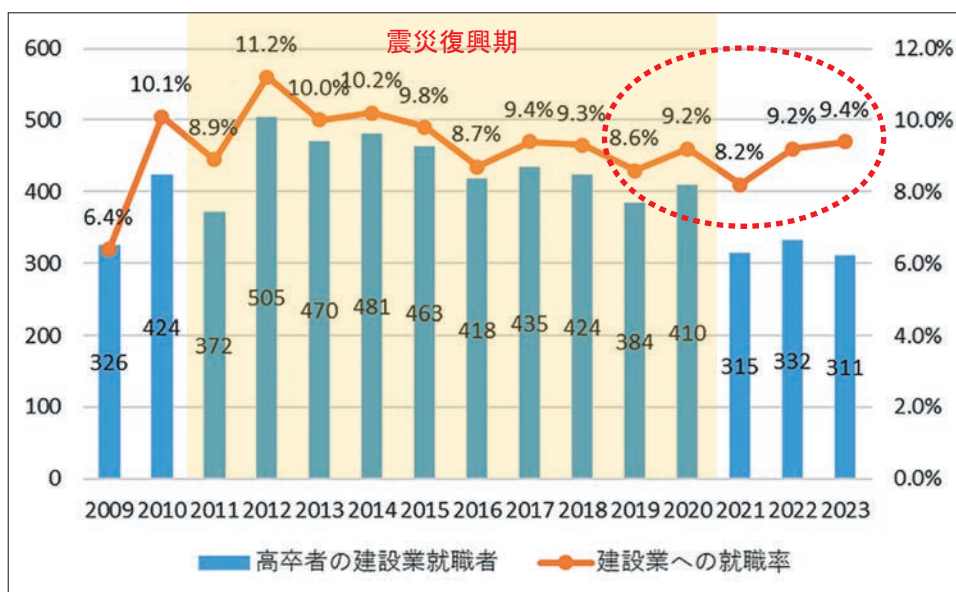
1 基本目標1「担い手の確保・育成」

【指標①】 高卒者の建設業への就職割合

【数値目標①】 9.5%以上

- 若年層の担い手の確保に向けて、就労環境の改善やイメージ向上の取組を行っていくことから、県内高等学校の新規学卒者の建設業への入職状況について、前プランから引き続き指標とする。
- 前プランでは、9.0%以上を目標数値として設定していたところ、令和5年3月卒業生では9.4%と数値目標を上回っている。本プランにおいては、前プラン期間の入職率の増加ペースを維持していくことを目指し、9.5%以上を数値目標に設定する。

▼高卒者の建設業への就職割合と就職者数

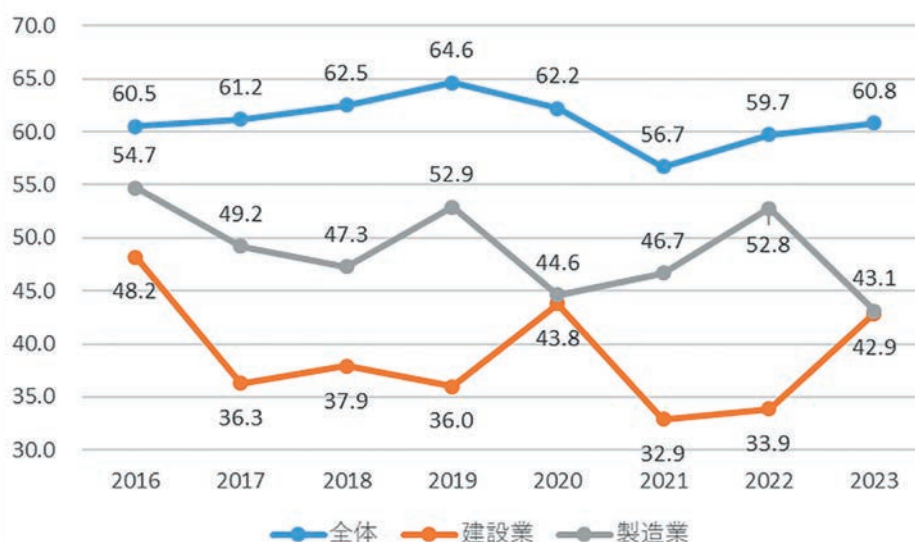


（出典）「学校基本調査結果報告書」（県統計課）

【指標②】建設業における完全週休2日の週休制度導入率
【数値目標②】60.0%以上

- 担い手の確保には、他産業と遜色の無い労働環境の整備が必要である。他産業では完全週休2日制が広く浸透しており、建設産業においても働き方改革・就労環境の改善に継続して取り組んでいく必要があるため、前プランから引き続き指標として設定する。
- 前プランでは、他産業との競争を見込み、同じ第2次産業で比較対象になることが多い「製造業」レベル以上を目指すこととして53%以上を目標値としていたが、42.9%と目標を下回っている。
- 本プランでは、なお一層、他産業との担い手確保の競争力を強化するため、全産業の平均値の現状（令和5年度：60.8%）を踏まえ、60%以上を目指す。

▼完全週休2日の週休制度導入率



（出典）労働実態調査結果（県雇用対策課）より作成

（注）「完全週休2日の週休制度導入率」は、「労働実態調査」において、正社員の週休制について、「完全週休2日制」及び「完全週休2日制より多い」と回答した企業の割合。

- しかしながら、建設業の中には、天候の影響や現場の状況により完全週休2日を確保することが困難な場合もある。そのため、この指標を補完する参考指標として、県発注工事における4週8休達成率を設定する。

【参考指標】県発注工事における4週8休達成率
【数値目標】100%

- 令和6年4月より建設業においても「罰則付き時間外労働上限規制」が適用になったことを踏まえ、県発注工事では、令和6年4月より、原則すべての工事を週休2日工事で発注していることから、目標達成率を100%に設定する。

▼県発注工事における4週8休の達成率

年度	令和4年度	令和5年度
4週8休達成率	15.1%	32.2%

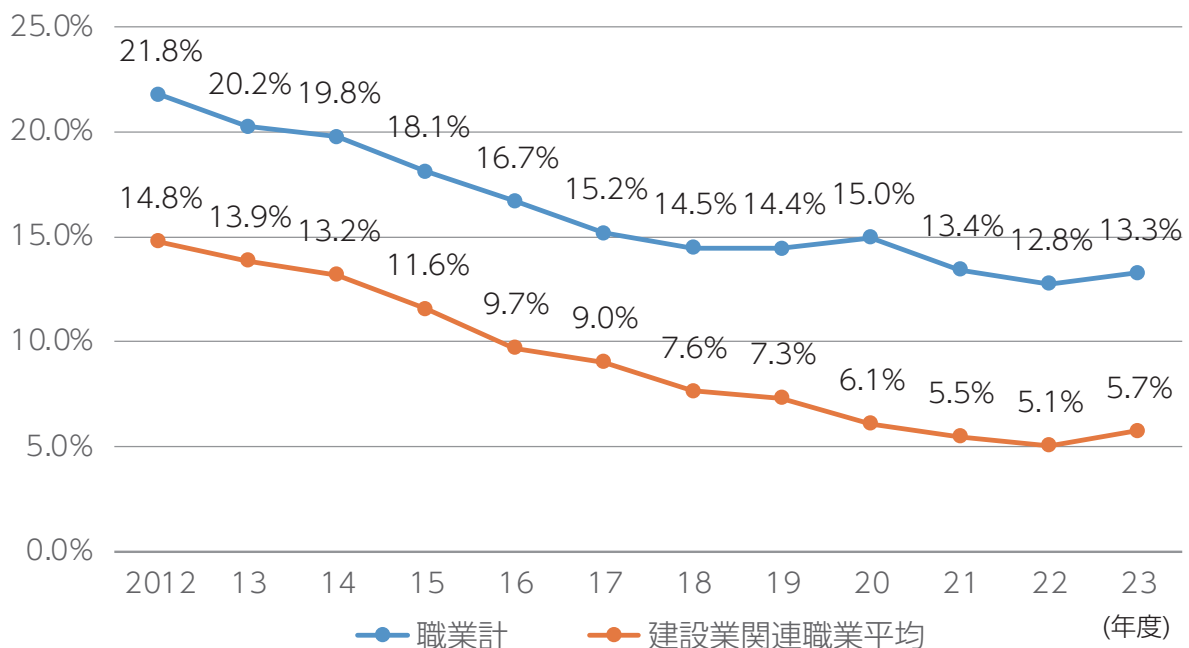
※各年度に完了した工事を対象に集計

[指 標③] 求人に対する充足率

[数値目標③] 令和9年度時点の全職業平均値

- 高齢化と担い手不足は一層深刻化しており、建設関連職業の有効求人倍率（P14）は、年々上昇する一方、対する充足率は年々下降している。建設企業は高校・大学新卒者だけでなく、中途採用についても積極的に採用活動を行っている中、今後は更に多様な人材による担い手の確保が求められる。
- 担い手確保に向けた入職促進の取組や建設産業のイメージ向上に向けた取組を実施していくことから、目標指標として新たに、求人に対する充足率を設定する。
- 建設関連職業の充足率が、軒並み全職業平均を下回っている現状を踏まえ、他産業に負けない担い手確保の競争力を強化するため、建設関連職業の平均値が全職業の充足率と同レベルに改善することを目標とする。

▼建設業関連職種の充足率【再掲】



(出典) 職業安定業務統計（厚生労働省）より県事業管理課が作成

(注) 本プランにおける「建設関連職業」は、「職業安定業務統計」における「建築・土木・測量技術者」「建設躯体工事従事者」「建設従事者」「電気工事従事者」「土木作業従事者」をいう。

2 基本目標 2 「生産性の向上」

[指 標] 県発注工事におけるICT施工実施率
[数値目標] 100%

- 担い手不足の環境においても、建設企業が持続していくためには、個々の企業が生産性向上が不可欠であり、その手段としてICT施工やDXの推進が必要となることから、目標指標として県発注工事におけるICT施工実施率を設定する。
- 建設現場における省人化・生産性向上に取り組むため、国が「i-Construction 2.0」を策定したこと、国が令和7年度よりICT施工を原則化すること、近年社会全体でDXの取組が進展していることなどを踏まえ、数値目標は100%とする。なお、ICT施工実施率は、ICT対象工事に対するICT施工を実施した工事の割合とする。

▼県発注工事におけるICT施工実施率

年度	R3	R4	R5
ICT施工実施率	47.0%	60.5%	68.9%

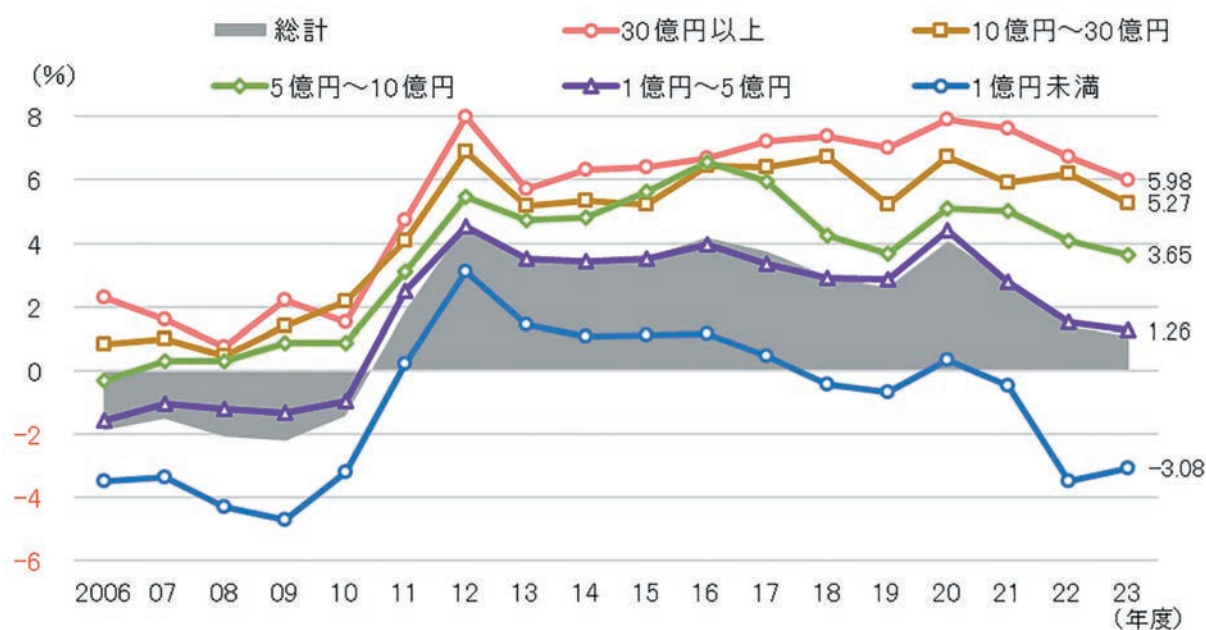
3 基本目標3「経営の安定・強化」

[指標①] 売上高経常利益率

[数値目標①] 2.50%以上 ※東日本建設業保証（株）の数値による

- 今後も続くことが想定される厳しい経営環境下においても、「地域の守り手」の役割を担う建設企業が将来にわたって持続していくためには、一定の利益を確保し経営の安定を図る必要があることから、前プランから引き続き、企業の収益性を示す売上高経常利益率を指標とする。
- 前プランにおいては、3.0%を目標値に設定していたが、現況値は1.11%と低水準になっている。震災復興需要の収束による建設投資額の減少や資材価格の高騰など、直近の経営環境の変化に対応しながらも、安定した経営を持続していくことが求められることから、近年中に東北地区の平均（2.45%）レベルまで回復させることを目指し、2.50%を目標値に設定する。
- 売上高規模別では、特に小規模な建設企業において売上高経常利益率が確保できていない状況であることから、正確に実態を捉えるため売上高の規模別でも数値を把握していく。

▼売上高規模別の売上高経常利益率【再掲】



(出典) 東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」より作成

▼売上高経常利益率の比較 (R5年度)【再掲】

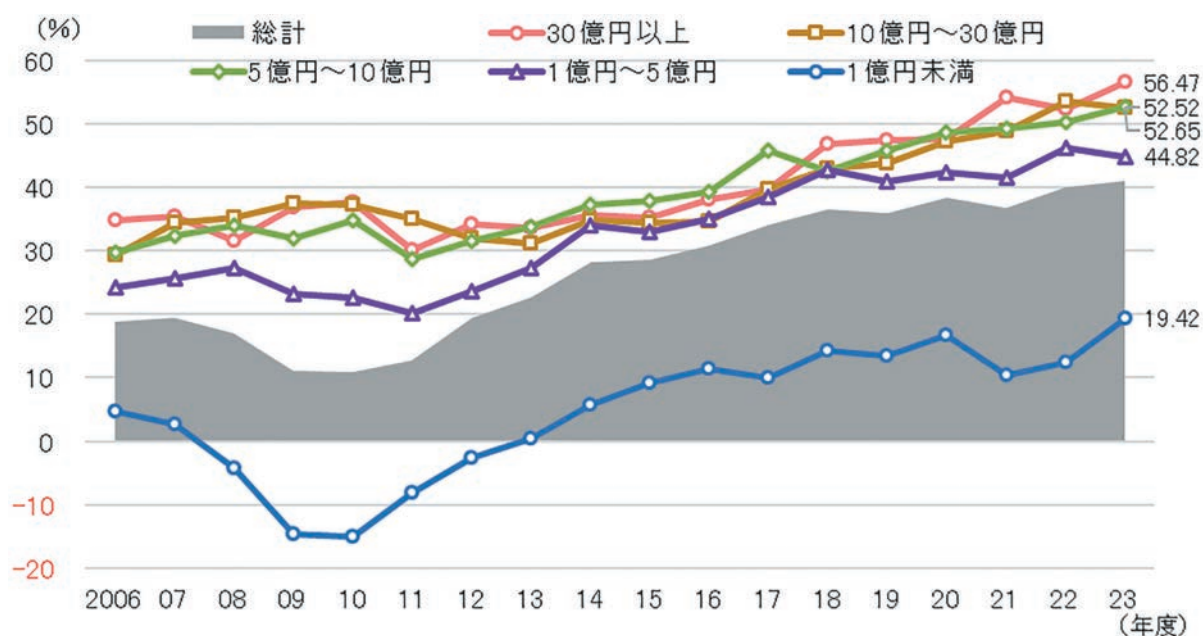
	全売上高規模	うち売上高 1億円未満の企業
宮城県	1.11	-3.08
東北平均	2.45	-1.94
東日本平均	3.07	-0.87

[指標②] 自己資本比率

[数値目標②] 47.00%以上 ※東日本建設業保証（株）の数値による

- 建設企業が「地域の守り手」として存続していくためには、企業の単年ごとの収益性だけに囚われず、企業の持続性に着目し、経過を観察していく必要があることから、企業の中長期的な経営の健全性を表す自己資本比率についても、指標として新たに設定する。
- 特に小規模な建設企業において経営の健全性を安定・強化させる必要がある。**売上高経常利益率と同様に売上高規模別でも自己資本比率を把握していく。**
- 目標数値については、令和5年度の現況値が41.00%と東北地区（47.05%）や東日本（42.90%）の平均値より低い状況であることを踏まえ、他県と同レベルの経営の健全性を維持していくことを目指して、東北地区平均と同レベルの47.00%を目指す。

▼売上高規模別の自己資本比率【再掲】



(出典) 東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」より作成

▼自己資本比率の比較（R5年度）【再掲】

	全売上高規模	うち売上高 1億円未満の企業
宮城県	41.00	19.42
東北平均	47.05	24.13
東日本平均	42.90	22.75

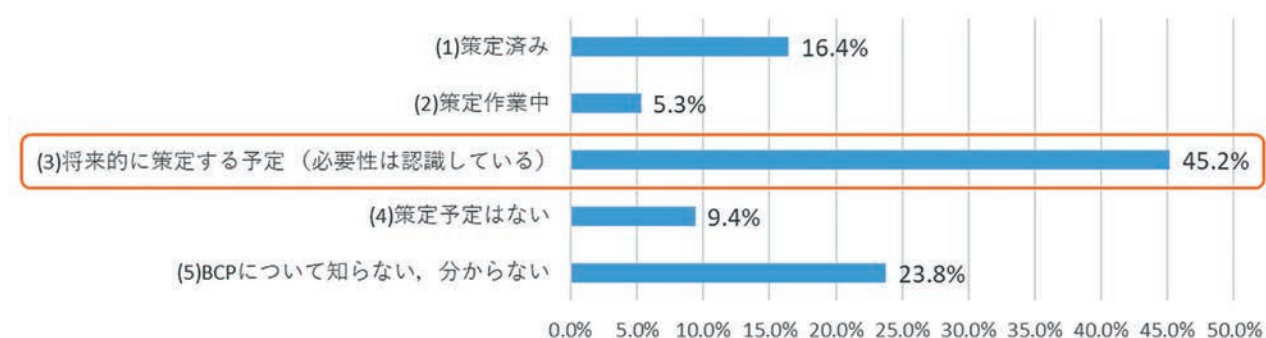
4 基本目標4「地域力の強化」

〔指 標①〕 建設業団体及び県発注工事受注業者のBCP策定率

〔数値目標①〕 50%以上

- 災害発生時等の緊急時に地域建設産業に期待される「地域の守り手」としての役割を果たしていくため、各建設企業で即応できる体制を構築・維持していくことが必要であるため、前プランから引き続き、BCP策定率を指標とする。
- 建設企業には広くBCP策定が望まれ、必要性を認識している建設企業も一定数いる中で、前プラン期間中にはBCP策定が広まらなかったことを踏まえ、「将来的に策定する予定」としている建設企業（45.2%）の半数以上がBCPを策定することを目指し、全体として策定率50%以上を目標値に設定する。

▼県内建設企業のBCP（事業継続計画）の策定状況



（出典）「建設産業振興に関するアンケート調査」（R6.7 県事業管理課）

【参考指標】 県発注工事における地元企業の受注割合

【数値目標】 現況値より上昇

- 地域建設業は「地域の守り手」として、社会インフラの整備や維持管理、そして頻発化・激甚化する自然災害への対応など、重要な役割を担っている。このため、地域建設業が一定の競争力を保ちつつ、地元の担い手を雇用しながら企業が安定的な経営をしていくことが求められる。地域建設業が安定して経営できる環境を整えることは、地域全体の安全と発展に直結し、特に、災害時には迅速な対応が求められるなど、地域に根ざした建設業者の存在は不可欠となっている。
- 地元企業の受注割合は、県内全域で見ると、近年、減少傾向となっており、一部では6割程度となっている地域もあり、震災前と比べても地元企業が受注している割合は低下している。
- このために、県が発注する工事の過半数を占める「土木一式工事」における【地元企業の受注割合】を参考指標として設定する。
- 数値目標については、災害復旧工事などの突発的な工事や年度により事業箇所等のバラつきがあること、市場環境が地域により異なることを踏まえ、具体的な数値目標は定めず、現況値を上昇させることを目指す。
- なお、数値の状況等について、建設業団体とも意見交換を行いながら、適切な市場環境の構築に努めていく。

▼県発注工事（土木一式工事（S～C等級））における地元企業の受注割合

項目	R3	R4	R5
地元企業の受注割合 (②/①)	81.3%	81.6%	80.0%
工事件数①	289	282	325
地元企業受注②	235	230	260

第2節 推進体制

第5章「各基本目標を推進する施策」に挙げた施策を着実に推進していくため、取組の実施主体となる建設業団体、行政機関等で構成する「みやぎ建設産業振興プラン推進会議」を設置する。この会議において、施策の取組状況や数値目標の動向等を毎年度評価し、状況に応じて、取組内容の改善を図るなど、PDCAサイクルにより本プランの着実な推進を図る。

また、市町村発注工事では、小規模な建設企業が受注する機会も多いことから、本プランの施策がより実効性を増すように、市町村に対しても本プランを周知し、連携を図っていく。

〈組織構成・役割イメージ〉

Plan（計画）	第4期みやぎ建設産業振興プラン																		
Do（実行）	プランに基づき取組を実施 県をはじめとする行政機関と建設業団体が連携して取組を実行し、建設企業への取組成果の浸透を図る。 <pre> graph TD A[建設業団体] <--> 連携 B[建設企業] A <--> 連携 C[行政機関] C -- 支援 --> B </pre>																		
Check（評価）	「みやぎ建設産業振興プラン推進会議」 施策を推進するにあたって、取組主体間の情報共有と会議構成員からの情報発信を行いながら、施策の成果を評価し、取組内容の改善を図る。 <u>「みやぎ建設産業振興プラン推進会議」概要</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県（事業管理課・経済商工観光部・教育庁）</td> <td>○ 年1回開催</td> </tr> <tr> <td>宮城県建設業協会</td> <td>○ 各取組主体における取組計画及び実績の共有</td> </tr> <tr> <td>みやぎ中小建設業協会</td> <td>○ 目標指標の動向を確認、評価</td> </tr> <tr> <td>宮城県専門工事業団体連合会</td> <td>○ 施策の成果検証及び改善の検討</td> </tr> <tr> <td>みやぎ建設総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本建設業保証株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	構成員		宮城県（事業管理課・経済商工観光部・教育庁）	○ 年1回開催	宮城県建設業協会	○ 各取組主体における取組計画及び実績の共有	みやぎ中小建設業協会	○ 目標指標の動向を確認、評価	宮城県専門工事業団体連合会	○ 施策の成果検証及び改善の検討	みやぎ建設総合センター		東日本建設業保証株式会社		労働局		仙台市	
構成員																			
宮城県（事業管理課・経済商工観光部・教育庁）	○ 年1回開催																		
宮城県建設業協会	○ 各取組主体における取組計画及び実績の共有																		
みやぎ中小建設業協会	○ 目標指標の動向を確認、評価																		
宮城県専門工事業団体連合会	○ 施策の成果検証及び改善の検討																		
みやぎ建設総合センター																			
東日本建設業保証株式会社																			
労働局																			
仙台市																			
Action（改善）																			

資料編

資料編 目次

- 1 建設産業関連統計資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - (1) 圏域別の生産額（建設業）の推移
 - (2) 県内建設企業の売上高規模別業者数と構成割合【経営事項審査】
 - (3) 売上高規模別の売上高経常利益率【経営事項審査】
 - (4) 各圏域ごとの売上高経常利益率の推移【経営事項審査】
 - (5) 売上高規模別の自己資本比率【経営事項審査】
 - (6) 経常利益を前年と比較した変化（地域別）
 - (7) 経常利益が減少した要因
 - (8) 就業者一人当たりの付加価値生産額の推計

- 2 本プラン策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 3 みやぎ建設産業振興懇談会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 4 建設産業振興に関するアンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・

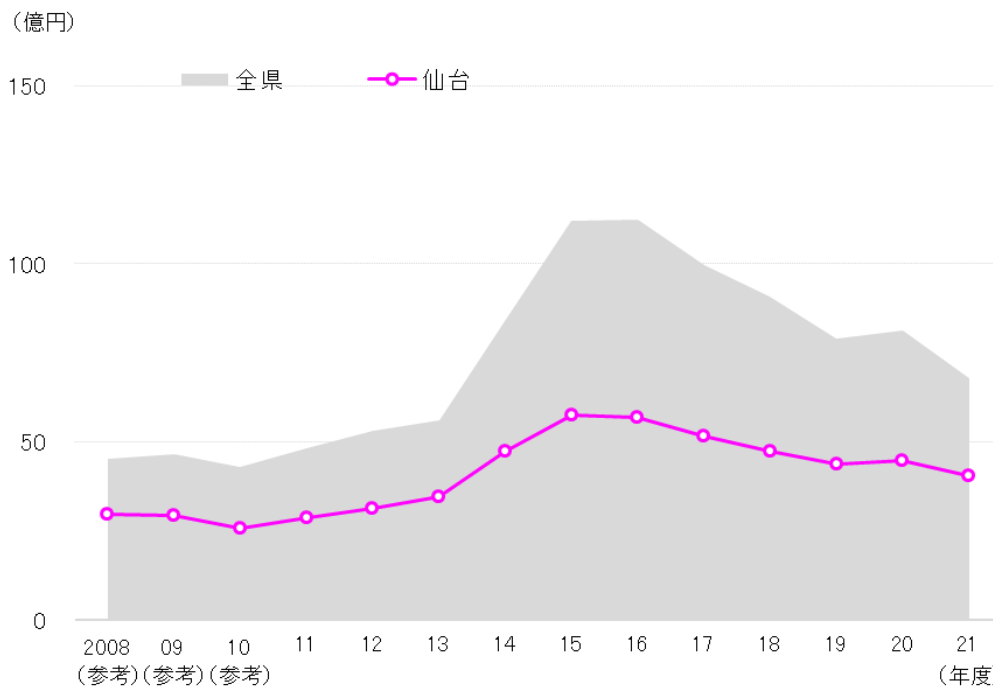
- 5 本プランとSDGsとの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1 建設産業関連統計資料

(1) 圏域別の生産額（建設業）の推移

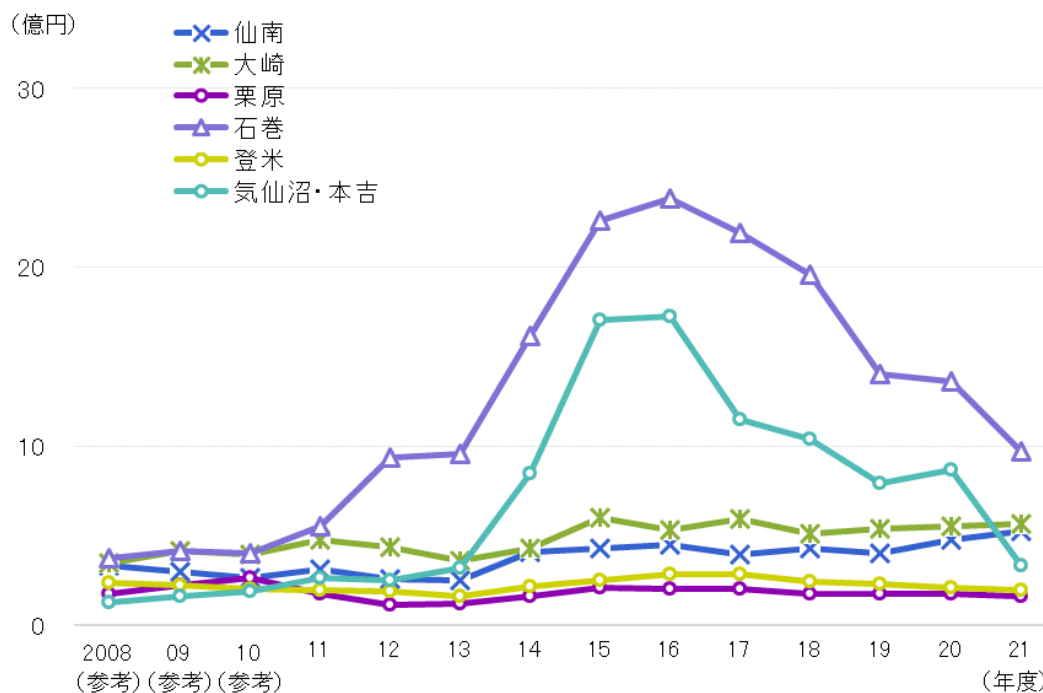
県内総生産のうち建設業の生産額は、震災復興需要により特に仙台、石巻、気仙沼・本吉地域において生産額が急激に増加し、その後減少に転じているが、仙台地域は比較的緩やかに減少しているのに対し、石巻、気仙沼・本吉地域は減少の勢いが激しい。

① 県全体及び仙台地域



(出典)『宮城県市町村民経済計算』から作成

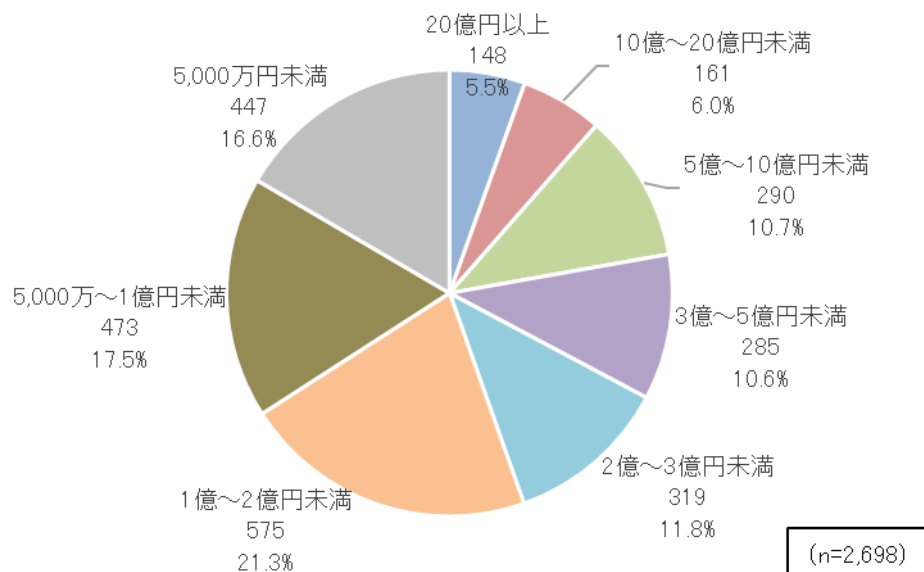
② 仙南、大崎、栗原、石巻、登米、気仙沼・本吉地域



(出典)『宮城県市町村民経済計算』から作成

（２）県内建設企業の売上高規模別業者数と構成割合【経営事項審査データ】

経営事項審査を受審した県内建設企業において、年間売上高１億円未満の企業は３４.１％、売上高５億円未満の企業は全体の７７.８％であり、小規模な建設企業が多数を占めている。

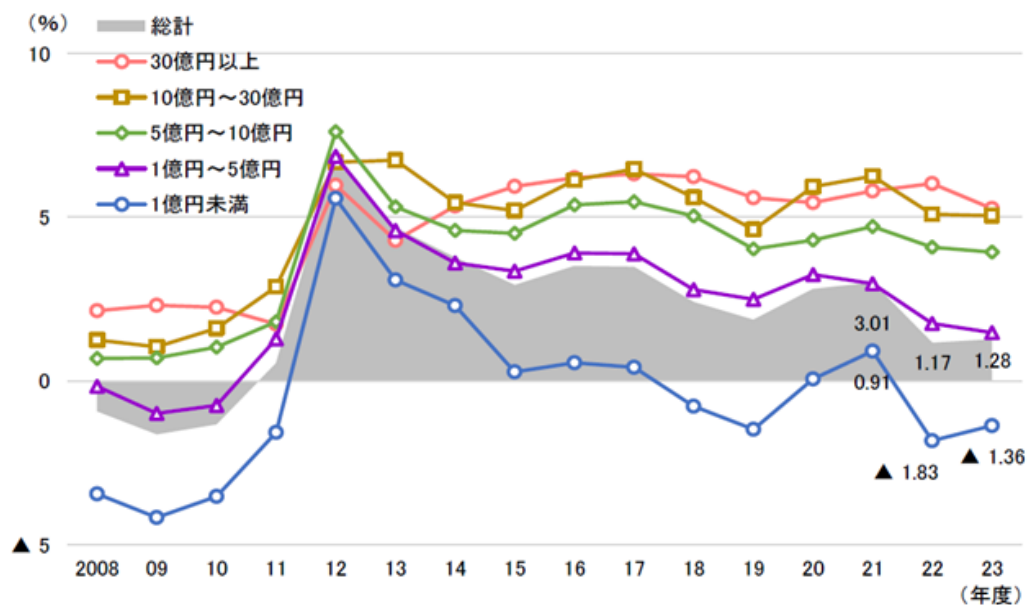


（出典）経営事項審査結果データより作成

（３）売上高規模別の売上高経常利益率【経営事項審査データ】

経営事項審査データにおいても、売上高規模別の売上高経常利益率は、小規模な建設企業（特に売上高１億円未満）において、悪化している状況が現れている。

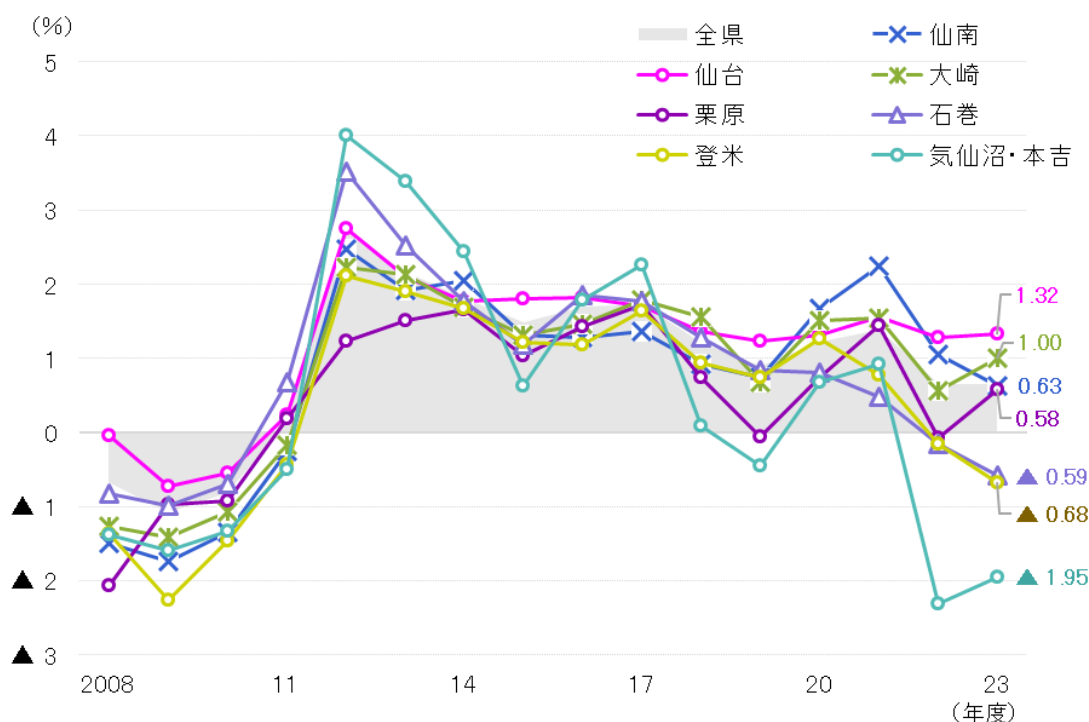
図表 売上高経常利益率の推移（完工高階層別）



（出典）経営事項審査結果データより作成

(4) 各圏域の売上高経常利益率の推移【経営事項審査データ】

各圏域における建設企業の売上高経常利益率は、2023 年度において、石巻、登米、気仙沼・本吉ではマイナスとなっているほか、仙南地域では、2021 年度には全地域で最も利益率が高かったが、その後大幅に低下している。

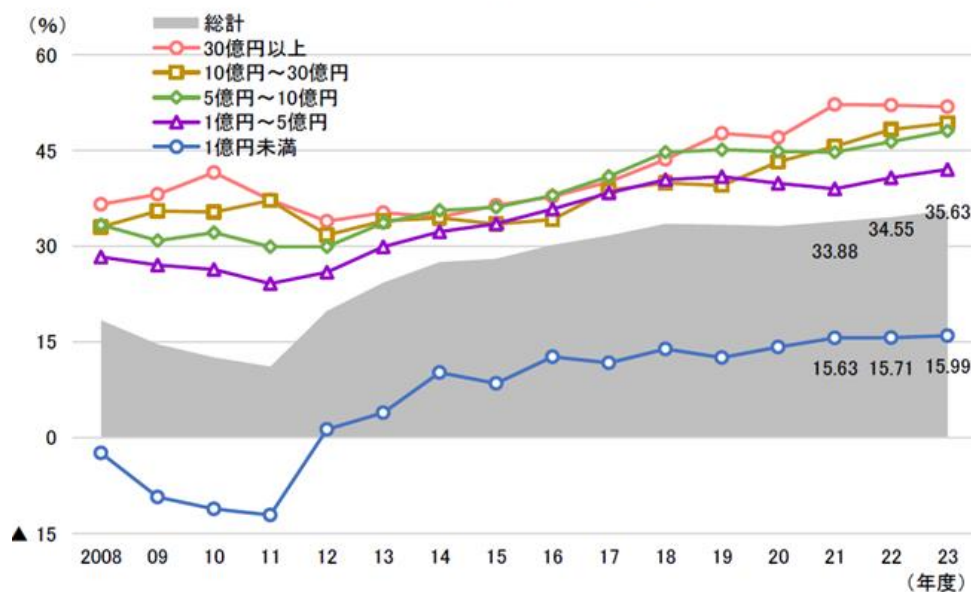


(出典) 経営事項審査結果データより作成

(5) 売上高規模別の自己資本比率【経営事項審査データ】

経営事項審査を受審した県内建設企業の自己資本比率は、売上高 1 億円未満の企業において非常に低い数値となっており、企業の持続性が懸念される。

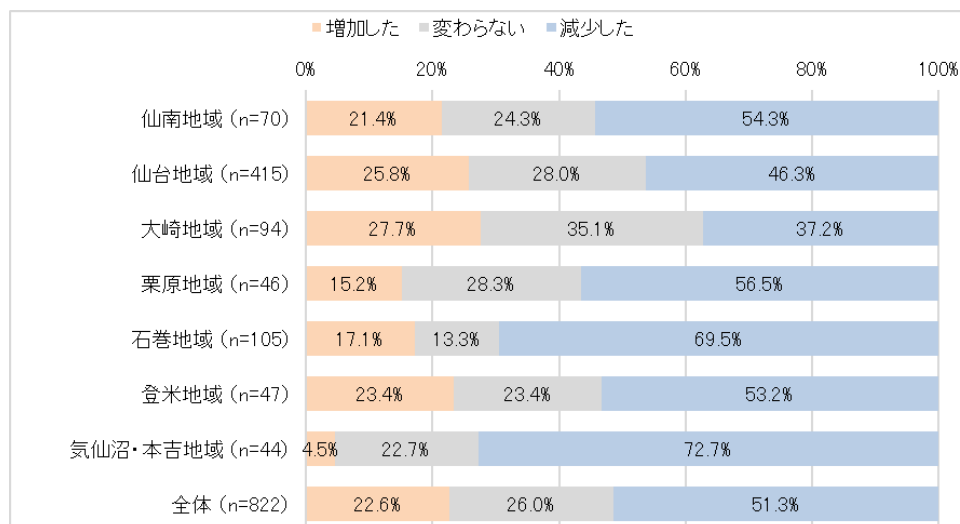
図表 自己資本比率の推移 (完工高階層別)



(出典) 経営事項審査結果データより作成

（６）経常利益を前年と比較した変化（地域別）

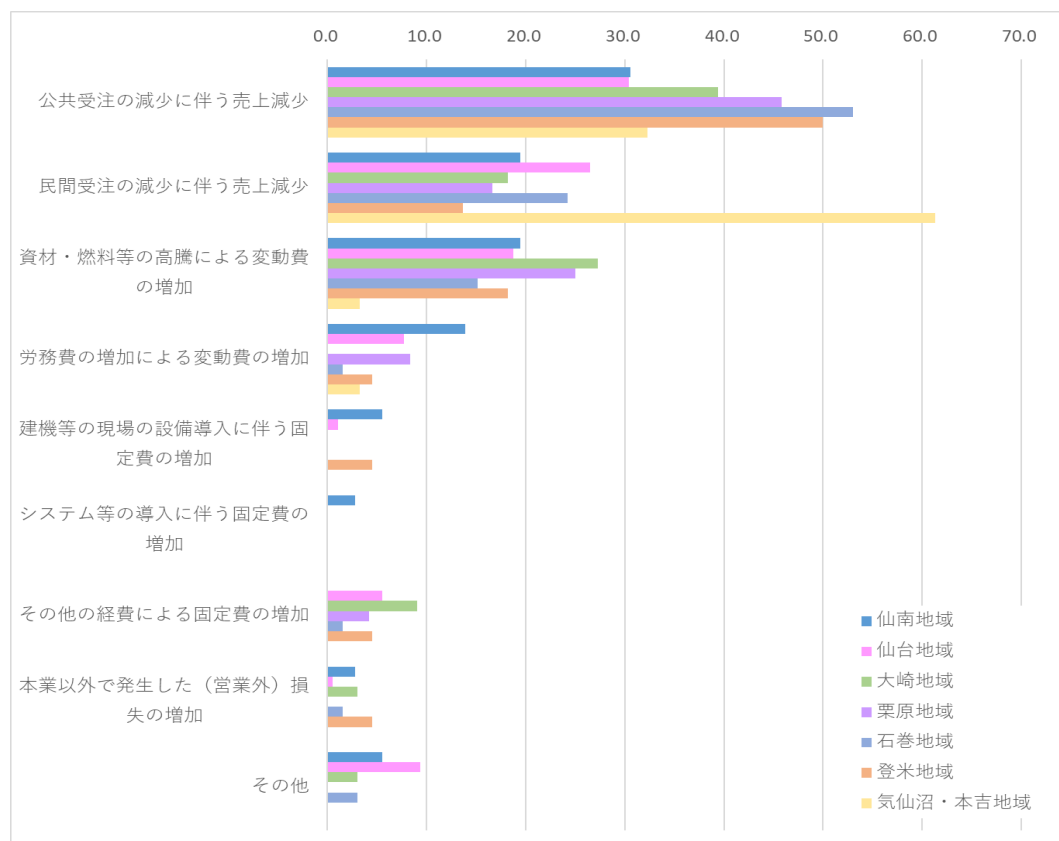
各圏域の建設企業における経常利益の前年からの変化は、全ての圏域で増加した企業よりも減少した企業が多く、石巻や気仙沼・本吉地域において、減少した企業の割合が多くなっている。



（出典）一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」 報告書」より。宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

（７）経常利益が減少した要因

経常利益が減少した要因は、公共受注の減少による売上減少がどの圏域の建設企業においても、高い割合であるが、気仙沼・本吉地域では、民間受注の減少が突出している。

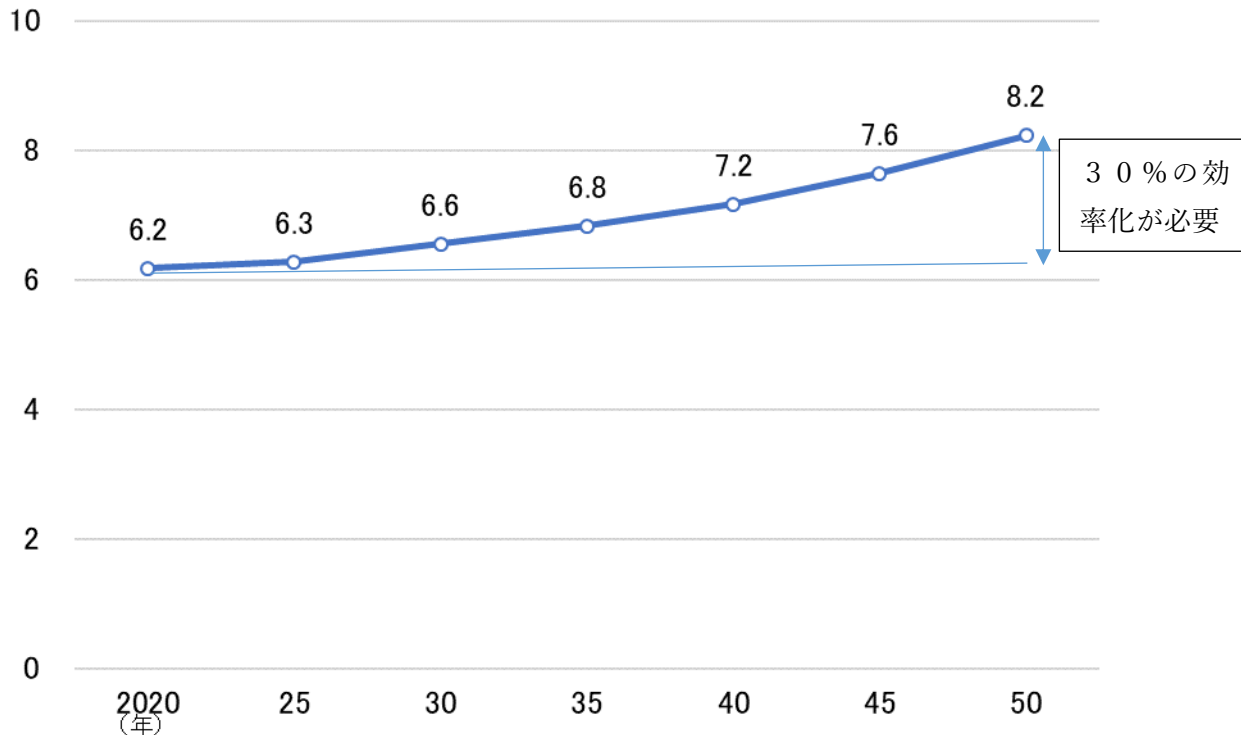


（出典）一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」 報告書」より。宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

(8) 就業者一人当たりの付加価値生産額の推計

本編第一章（P12）における将来の建設業就業者数の推計のとおり建設業就業者数が減少していく場合、2020年の建設業における純付加価値額を維持していくとすると、2050年には従業者一人当たりの付加価値生産額を2020年から30%以上向上させる必要がある。

(百万円)



(出所) 総務省「国勢調査」「経済センサス」に基づき作成

注) 算出根拠について

- 2021年経済センサスにおける宮城県内の建設業における純付加価値額（651,823百万円）を2020年国勢調査における宮城県の建設業就業者（105,548人）で割ることで直近年における一人あたりの付加価値生産額を算出
- 2025年以降の建設業就業者の推計値に基づき、現時点における県内建設業における純付加価値額を維持するための、就業者一人あたりの付加価値生産額の推移を算出

2 本プラン策定までの経過

令和6年6月 ～7月	建設産業振興に関するアンケート調査実施 (詳細は資料編 P59 参照)
令和6年8月	第2回みやぎ建設産業振興懇談会開催 (議事) 第3期みやぎ産業振興プランの検証
令和6年11月	建設業団体との意見交換会開催 (実施団体) ・一般社団法人宮城県建設業協会 ・一般社団法人宮城県建設専門工事業団体連合 ・一般社団法人みやぎ中小建設業協会
令和6年11月	第3回みやぎ建設産業振興懇談会開催 (議事) 第4期みやぎ建設産業振興プランの骨子案の意見聴取
令和6年12月	第4回みやぎ建設産業振興懇談会開催 (議事) 第4期みやぎ建設産業振興プラン中間案の意見聴取
令和7年1月 ～2月	パブリックコメント実施
令和7年3月	第5回みやぎ建設産業振興懇談会開催 (議事) 第4期みやぎ建設産業振興プラン最終案の意見聴取
令和7年3月	第4期みやぎ建設産業振興プラン策定

3 みやぎ建設産業振興懇談会の概要

第2回みやぎ建設産業振興懇談会 議事概要

- 日 時 令和6年8月2日 午前10時から正午まで
- 場 所 宮城県行政庁舎12階1201会議室
- 出席者 11名（1名代理出席）
- 議 題 第3期みやぎ建設産業振興プランの検証
 - （1）みやぎ建設産業振興プランについて
 - （2）第3期みやぎ建設産業振興プランの3年間の取組について
 - （3）宮城県の建設業の現状と次期建設産業振興プランについて

■ 主な意見

（1）第3期みやぎ建設産業振興プランのこれまでの取組や現状を踏まえた分析・課題

- ・ 県内建設産業の経営状況をみると売上高計上利益率が全国最下位であり、小規模企業が特に苦戦している。次期プラン目標指標の設定に向け、次回、委員の専門的見地からの意見も伺い議論していただきたい。
- ・ 経営の面では、震災復興需要が一段落し、地域建設業は転換期を迎えている。今後、働き方改革や賃上げ、ICT や DX 導入、インボイス対応などが求められる中、経営コストが急増しており、特に中小企業は対応が難しいと懸念している。
- ・ 工事の平準化により、建設業界の労働負担軽減や経営の安定化が期待されるが、依然として小規模事業者の固定費負担が課題。利益率の低下は、自己資本の減少を招き、長期的な経営リスクを高めている。

（2）今後の建設産業振興に求められるもの

- ・ 工業高校より普通科高校の卒業生の方が先入観がなく意外と建設業に就職の可能性が高い。若者が建設業を魅力的な職場とを感じるよう、業界の PR と就職後のキャリア形成支援が求められる。
- ・ 若者や女性技術者の活躍促進のため、例えば女性が活躍できる建設業での立場やポスト、職種などの PR を工夫できれば良い。
- ・ コロナ禍の影響で、若者の働き方やキャリア観に変化が見られる。リアルな体験を通じた職業理解を深めることが重要であり、オンラインに偏らない多様な広報手法が求められる。
- ・ 建設業の業界理解を深めるため、子供や若者向けの見学会や職業体験プログラムを増やすことが効果的。中途採用向けの支援策や周知も展開していけたら良い。

■ 座長の総括

- ・ 建設業界が抱える課題は多岐にわたり、特に外国人労働者の受け入れ体制や地域建設業の持続可能性をどう担保するかが重要。
- ・ 次期プランの策定では、ICT 活用による生産性向上のほか人材確保と働き方改革の両面からのアプローチが必須。
- ・ 震災時の経験を基に、地域に必要な建設業のマンパワーやノウハウを長期的にどのような水準で蓄積しておくべきかの議論につながるとよい

第3回みやぎ建設産業振興懇談会 議事概要

- 日 時 令和6年11月1日 午前10時から正午まで
- 場 所 宮城県行政庁舎8階 土木部会議室
- 出席者 11名（1名代理出席）
- 議 題 (1) 県内建設業者の売上高経常利益率の低下要因分析
(2) (仮称) 第4期みやぎ建設産業振興プラン（骨子）について

■ 主な意見

(1) 施策体系について

- ・担い手の確保について、地元企業にも人が来てもらえるよう、賃金水準は確保が必要。
- ・3Kのイメージが残っている点は現場としても強く感じる。生徒が建設業に興味があっても、保護者の意見に大きく左右されてしまう。実質的には進路の決定権が家庭にあるため、3Kのイメージを払拭するのであれば、保護者に対する「戦略的な広報展開」も継続して必要。
- ・働き方改革について、現場レベルでは書類作成負担が軽減されておらず、現状は建設ディレクターのようなバックオフィス人材を増やして対応している。人員が増加した分のコストが経営を圧迫していく可能性があり、書類の簡素化は重要。
- ・新たな取組として「事業承継支援」が挙げられているが、承継だけでなく、今後は合併・再編や廃業などの動きも出てくる。業界の地域性も踏まえて検討いただきたい。
- ・外国人労働者の受け入れニーズは地域によって異なり、また外国人労働者を1人育成するには時間もコストもかかるものの、担い手確保として必要。

(2) 数値目標について

- ・「地域建設業の受注割合」が指標に設定されているが、例えば、地域の産業特性、市町村との関係性、地域住民との関係性など、地域の実情を踏まえて対応いただきたい。
- ・担い手不足を考えるにあたり、就業者数の将来見通しとして10年後、20年後の就業者がどのように変化していくかといった情報は必要ではないか。
- ・完全週休2日制は、天候の影響や繁忙期など現場の実情を考慮すると、完全な達成は難しい。国も「4週8休」の考え方に変わってきているため、原則4週8休、可能であれば完全週休2日制という表現でも良いのではないか。
- ・「建設業の財務統計指標」の宮城県の数値をみると、売上高経常利益率は令和4年度：1.38%から令和5年度：1.11%に低下している。指標に掲げている数値目標の達成は難しいだろう。サブ指標として、事業規模別にも利益率を把握しておいた方が良い。事業規模に応じて、どのような施策の効果があつたか、後々検証することができる。

■ 座長の総括

- 1) 概ね骨子案全体としては理解いただいたと考えている。
- 2) 意見は事務局と整理しプランに反映させていく。

第4回みやぎ建設産業振興懇談会 議事概要

- 日 時 令和6年12月20日 午後1時30分から午後3時30分まで
- 場 所 宮城県行政庁舎8階 土木部会議室
- 出席者 11名（1名代理出席）
- 議 題 (1) (仮称) 第4期みやぎ建設産業振興プラン〔骨子案〕の更新
(2) (仮称) 第4期みやぎ建設産業振興プラン〔中間案〕

■ 主な意見

(1) 骨子案の更新について

- ・個別企業の経営安定化に関する項目について、官民連携の取組は前回より増えた。基本目標に対して官民連携型の取組ができると良い。
- ・経営の安定・強化に係る取組として、宮城県建設業協会として相談窓口を設置し経営力の向上支援等を会員企業向けに実施しているほか顧問弁護士を協会で契約し、契約元と下請けの間でのトラブルなどにも個別相談に応じている。東日本建設業保証株式会社と同様に、当協会の関連団体である宮城県建設業共同組合でも「下請セーフティセット債権保証事業」等の金融支援を行っている。

(2) 中間案について

- ・「推進体制」にある「みやぎ建設産業振興プラン推進会議」の設置・運営について、仙台市は含まれるが、他の市町村は体制に含まれていない。プラン策定後、市町村への浸透も必要。
- ・プランの目標指標について、他県の数値を参考にしているものもある。国の平均値や目標、東北地域の平均値や目標も併記していると、宮城県との状況や国と他地域との乖離などが分かりやすい。
- ・企業として持続していくために、新たな人材の獲得に向けた投資を行っていく重要性は認識しているが、まずは利益を確保しないことには始まらない。一方で、時間外労働の上限規制、震災需要の落ち着き、地域間の競争激化、落札率の低下等の要因により利益の確保が難しい状況である。昨今の原材料費高騰等の事情を踏まえた適正な価格設定、利益率を確保できるような施策が重要。
- ・担い手確保のために若手の待遇を改善したとしても、受注にはつながらず、利益を確保できない企業も多い。もし、地域の中堅企業が破綻して、専門工事ができる企業が地域からいなくなると、他県から高額で受注先を探すことにもなりかねない。
- ・担い手が減少していく中で、省人化に繋げていくことは大切だと認識している。提出書類等の簡素化を図ってほしい。
- ・工業系の学校だけでなく、普通高校にも企業紹介や業務説明できるような場を設けることはできないか。進学率が高いところというよりは、就職率が高い学校であれば、学校や先生からの理解も得られるのではないか。
- ・建設業のイメージについて、従来の負のイメージは生徒より保護者が抱いている印象。実態は以前に比べて大分働きやすくなっている点を、生徒には早い段階からインターンシップや企業見学等で訴求していく必要がある。

- ・ 売上高経常利益率や自己資本比率の改善につなげるべく、公共工事に参画しようとしても、工事の大型化が進み、ランクが低い企業にとっては参入障壁が高い。工事を分割する等により受注機会を確保していただきたい。
- ・ ICT の活用について、重要性は認識しているが、中小・零細企業は導入が難しい。ICT 活用工事が増加すると中小・零細企業の参入が難しくなる。地域企業の実情を踏まえて、企業規模に応じた施策展開をしていただきたい。
- ・ 地元企業の受注割合の数値設定について、台風などで災害が発生し、大きな川のある仙南地区や北部地区で事業規模も大きい復旧工事が生じると、地域の企業だけで賄いきれない場面も出てきて、受注率のバラつきが出てくるのはやむを得ない。現状を踏まえると設定値は妥当ではないか。

第5回みやぎ建設産業振興懇談会 議事概要

- 日 時 令和7年3月10日 午後3時から午後7時まで
- 場 所 宮城県行政庁舎2階 201会議室
- 出席者 11名（1名代理出席）
- 議 題 第4期みやぎ建設産業振興プラン〔最終案〕

■ 主な意見

- （1）最終案について

みやぎ建設産業振興懇談会開催要綱

(目的)

第1 建設産業の振興策について、広く有識者からの意見聴取を行うため、みやぎ建設産業振興懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇談会は、建設産業に関する次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 担い手の確保・育成に関すること。
- (2) 生産性の向上に関すること。
- (3) 経営の安定・強化に関すること。
- (4) 地域力の強化に関すること。
- (5) その他建設産業振興に関すること。

(構成)

第3 懇談会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 令和4年度に「第3期みやぎ建設産業振興プラン」の中間検証、令和6年度に最終検証を行い、同プランに掲げる基本目標ごとの数値目標の達成に向けて、各種施策・取組の改善・見直しを図る。その他、必要に応じて開催する。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は、宮城県土木部事業管理課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月12日限り、その効力を失う。ただし、この日より前に懇談会の目的が達成されたと認められる場合は、目的が達成された日をもって効力を失うものとする。
- 3 この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

別表

みやぎ建設産業振興懇談会 構成員

氏 名	所 属	備 考
増田 聡	帝京大学経済学部地域経済学科教授 東北大学大学院経済学研究科教授	学識経験者
有働 恵子	東北大学大学院工学研究科教授	学識経験者
西村 博英	一般社団法人宮城県建設業協会専務理事兼事務局長	建設業関係団体
伊藤 俊一	一般社団法人宮城県建設専門工事業団体連合会会長	建設業関係団体
船山 雅弘	一般社団法人みやぎ中小建設業協会会長	建設業関係団体
八木橋 雄介	一般財団法人みやぎ建設総合センター事務局長	建設業関係団体
関 洋一	東日本建設業保証株式会社宮城支店取締役支店長	建設業金融関係
佐藤 勝	宮城労働局職業安定部職業対策課長	行政関係・労働
伊藤 俊夫	仙台市都市整備局技術管理室長	行政関係・市町村
菊田 英孝	宮城県教育庁高校教育課長	行政関係・県
鈴木 光晴	宮城県土木部副部長（技術担当）	行政関係・県

4 建設産業振興に関するアンケート調査

1 概要

対象者や実施期間については、本編●ページ参照

2 具体的な取組ごとのアンケート結果は以下のとおり

基本目標1 担い手の確保・育成

具体的な取組		令和3～5年度取組状況	施策評価アンケートの集計結果		
【施策1】働き方改革の推進(処遇改善)			各問の集計結果	取組の必要性	取組実績の評価
1	適切な賃金水準の確保				
	1 実験を踏まえた公共工事労務単価の設定	・令和3年3月に令和4年度適用の労務単価の改定を実施。 ・令和5年3月1日以降に契約した工事でも新労務単価で契約変更ができるよう特例措置を運用開始。	0.9% 7.3% 28.7% 56.6% 6.5%	7.3% 85.3% 7.3%	7.3% 29.6% 63.0%
2	各建設業団体等による適切な賃金水準確保の取組の徹底・強化	・各種通知(適正な賃金の支払、全国建設業協会が進める賃金アップ等)について業界団体から会員への周知を実施。 ・賃上げ施策に関する説明会を東北地方整備局とともにWEBで開催。 ・様々な機会をとらえ、政府・国土交通省・財務省・自民党本部・国会議員や宮城県に対し要望活動を実施。 ・建設業4団体で申し合わせた賃金3%アップの取り組みを会員企業に文書並びに啓発ポスターで周知。 ・業界団体が行ったアンケートでは、80%以上が概ね適正水準と認識。	11.7% 2.3% 30.2% 47.8% 7.9%	11.7% 10.3% 78.0%	11.7% 32.6% 55.7%
【取組2】建設キャリアアップシステムの活用促進					
3	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用に応じた総合評価落札方式での加点評価【重点取組事項】	・令和3年度 県発注工事の総合評価落札方式におけるCCUS事業者登録では、376件で加点評価。 ・令和4年4月総合評価落札方式にて「活用提案」評価の運用を開始。	13.5% 14.4% 19.6% 41.9% 10.6%	13.5% 24.9% 61.6%	13.5% 34.0% 52.5%
	4 CCUSを活用した技能や経験にふさわしい処遇(給与)の実現	・普及啓発、広報活動を実施(ポスター・情報発信・登録サポートなど)・行政機関、元下建設業団体(宮城県建設業団体連合会)が一体となってCCUSの普及・定着の取組を推進する「CCUS官民連絡協議会」を令和3年に立ち上げた。 ・CCUS登録・活用において、中央元請と地元元請及び公共工事と民間工事との間に温度差があり。 ・アンケート調査では、システム登録することで精一杯で、活用を含めた処遇まで至っていないとの回答が70%強。 ・経験と実務レベルに違いがある場合もあり、待遇に苦慮している面あり。	17.9% 14.7% 39.0% 20.8% 7.6%	17.9% 22.3% 59.8%	17.9% 28.4% 53.7%
【取組3】社会保険加入対策の更なる強化					
5	下請企業の社会保険加入促進	・許可申請及び経営事項審査時に確認を実施。	9.7% 3.2% 2.1% 76.5% 8.5%	10.6% 3.2% 86.2%	11.7% 3.2% 85.0%
	6 法定福利費を内訳明示した見積条件の普及促進	・建設業法に基づく立入検査を随時実施し、下請け契約時の法定福利費の計上を確認し、算出方法を明らかにした見積提示の普及促進を図った。	5.9% 5.3% 17.3% 60.4% 11.1%	17.0% 5.3% 77.7%	5.3% 23.2% 71.6%
【取組4】技能者の雇用形態の明確化・安定化					
7	技能者の直接雇用・月給制を原則とする雇用形態の普及促進	・業界団体において、普及啓発活動を実施。 ・業界団体のアンケート調査では、概ね確立されてきているが、苦慮・模索している企業もある。	10.0% 5.0% 27.3% 49.0% 8.8%	10.0% 13.8% 76.2%	10.0% 32.3% 57.8%
【取組5】計画的な休暇取得の推進					
8	適正工期の確保等を通じた休日拡大の誘導【重点取組事項】	・県工事において工期設定支援システムを活用工事を発注。 R3:18件 R4:37件 R5:161件 ・県・市町村職員向け研修会にて周知を実施。	7.0% 3.2% 37.5% 47.8% 4.4%	11.4% 3.2% 85.3%	3.2% 44.6% 52.2%
	9 週休2日制の普及拡大【重点取組事項】	・県発注工事における週休二日工事の拡大。 R2 発注者指定型:13件 受注者希望型:184件 R4 発注者指定型:51件 受注者希望型:184件 R5 発注者指定型:207件 受注者希望型:160件 ※R6は県発注工事では原則週休二日制工事として発注 ※市町村に対して働きかけを実施	5.6% 3.8% 34.6% 52.2% 3.8%	9.4% 3.8% 86.8%	3.8% 40.2% 56.0%

			■取組の必要性が高く、取組実績も評価できる ■取組の必要性は低い、取組実績は評価できる ■取組の必要性は高いが、取組実績は評価できない ■取組の必要性が低く、取組実績も評価できない ■わからない	■取組の必要性が高い ■取組の必要性が低い ■わからない	■取組実績を評価する ■取組実績を評価しない ■わからない
10	計画的な休暇取得に資する現場での工程管理の徹底	・週休2日制普及促進DAYの普及啓発を実施。			
	ウィークリースタンス(工事・関連業務)の推進	・発注者協議会や県・市町村職員の参加する研修会で周知を実施			
【取組6】建設工事従事者の安全及び健康確保					
12	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の推進	・発注者向け・受注者向けの安全講習会を実施(R5は合計14回)。			
【施策2】若者・女性等の活躍及び定着					
【取組1】若手技術者・技能者の人材育成					
13	外部機関(一般財団法人みやぎ建設総合センター等)と連携した研修	・(一財)みやぎ建設総合センターにおいて研修を実施。(BCP研修、ICT基礎研修、安全管理研修、若手技術者研修、原価管理研修、現場代理人研修、工程管理研修、品質管理研修、建設OX研修、土とコンクリート研修)			
14	若手技能者に対するキャリアパス提示の促進	・CCUSの取組の普及拡大を図る活動を展開。 ・業界団体のアンケートでは、大半が進んでいないという回答。若手入職者が低位の状況で取り組みない。			
【取組2】女性活躍・定着の推進					
15	女性が働きやすい職場環境の整備 【重点取組事項】	・県工事におけるモデル工事の発注 R3:41件 R4:80件 R5:94件			
16	女性活躍・定着に積極的に取り組む企業への支援	・認証企業への総合評価落札方式での加点 ・経営事項審査における「えるぼし」「くるみん」認定への加点			
【施策3】建設産業の戦略的広報					
【取組1】産学官が連携した積極的な広報活動の展開					
17	建設業界が一体となった広報活動の実施 【重点取組事項】	・R4/R5年度に業界団体と県が主催して「みやぎ建設ふれあいまつり」を開催。来場者数は各年度とも6,000人。			
18	建設産業関係団体と連携した高校生との意見交換会の開催 【重点取組事項】	・「みやぎ建設架け橋サロン」と称して、高校生と技能者・技術者の意見交換会を業界団体と協力して工業高校を中心に開催。 R3:5回 R4:6回 R5:6回			
19	教育庁をはじめとする他部局との連携	・(一財)みやぎ建設総合センターが「クラフトマン21事業」の事務局に参加。 ※クラフトマン21事業:専門学校、企業及び自治体が、地域産業を担う専門的職業人を育成する体制を構築し、企業等の熟練技能者による実践的な指導や現場実習等の機会を通し、生徒及び教育の技術・技能の向上を図り、地域を支える人材の確保に務めている事業。			
20	小学生と保護者の建設現場見学会、体験型施設見学会の開催	・「小学生と保護者の建設現場見学会」と称して工事現場の見学会を年3回実施。 ・「建物づくりの現場体験会」と称して、建築現場の作業を体験できるイベントを年2回開催。			
21	建設業の魅力を伝える動画コンテンツの制作・公開 【重点取組事項】	・建設業の各職種の魅力を伝えて、建設業への入職促進を図る動画をR4年度より各年3業種づつ作成し、YouTubeへ配信。 R4:建築施工管理、とび、左官 R5:土木施工管理、型枠大工、塗装			

基本目標2 生産性の向上

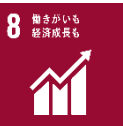
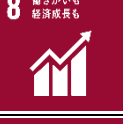
具体的な取組		令和3～5年度取組状況	施策評価アンケートの集計結果		
【施策1】現場の省力化・効率化			各問の集計結果	取組の必要性	取組実績の評価
＜取組1＞新技術・新工法の活用促進					
22	IOTの活用拡大 【重点取組事項】	・県工事における総合評価落札方式における活用提案。 R3: 対象201件⇒活用提案117件、R4: 対象178件⇒活用提案124件、 R5: 対象223件⇒活用提案177件			
23	BIM/CIMによる3次元データの活用 【重点取組事項】	・県工事においてBIM/CIM活用モデル業務を発注。 R3: 10件、R4: 13件、R5: 34件			
24	プレキャスト製品及びプレハブ工法の活用	・年1回実施の県・市町村の技術職員向け説明会でプレキャスト製品等活用推進と留意点(活用による工期短縮、費用縮減など効率性検討要)を周知。 ・国が進めているプレキャスト製品等活用推進に関するマニュアルの作成について、情報収集及び今後の取り扱いについての検討を実施。			
25	工事情報共有システムの普及促進	・年1回実施の県・市町村の技術職員向け説明会で受発注者双方の業務効率化を図るためのASP利用促進を周知。 ※令和2年度から原則、土木部発注分の全土木工事でASPを活用。 ・県土木部の中堅職員向け研修会において工事情報共有システムの利用促進について周知。			
26	遠隔現場臨場やウェブ会議等リモート技術の活用 【重点取組事項】	・発注者側の環境整備後の取組として、受注者に対して活用促進を周知(チラシ配布)。 ・遠隔現場の活用促進に向け、コロナ交付金を利用し、土木事務所へ大型ミーティングボードなど機器を整備。 ・年1回実施の県・市町村の技術職員向け説明会でASPの活用促進を周知。 ・遠隔現場臨場の標準化を通知。 R4: 計58回実施(27工事、4業務)、R5: 94件、計218回実施(87工事、210回、7業務、8回)。 ・机上による段階確認について遠隔現場による確認とするよう周知。			
＜取組2＞施工時期の平準化の推進					
27	債務負担行為やゼロ県債等の有効活用 【重点取組事項】	・平準化を目的とした複数年にわたる予算確保について継続検討。 ・複数年工事の実現に向けた予算確保方策の洗い出し(例: 平準化国債、円滑化国債の活用)。			
28	速やかな繰越手続による適正な工期設定	・県庁内の関係部局との工期延期の時期や手続等に関する協議に向けた準備を実施。			
29	現場施工の着手日を指定した工事の発注	・令和3年度から全工事で着手日指定の適用期間を最大90日とした。 ・着手日指定は今後も継続。			
＜取組3＞現場の効率化促進					
30	多能工等の効率的な活用	・国土交通省での多能工育成に関する先進事例やCCUS評価検討状況等の情報収集を実施。			
【施策2】技術力・専門力の強化及び評価					
＜取組1＞技術力・専門力の向上支援					
31	工事成績評定結果の公表	・県検査課HPで公表。			
32	表彰制度を活用した技術力向上等への支援	・優良専門工事業者表彰を毎年実施。 ・建設工事事故防止優良者表彰と優良建設工事施工業者表彰を毎年実施。 ・維持管理業務功労者表彰の検討。			
33	産学官連携による技術力向上支援	・若手技術者を奨励する土木技術奨励賞を実施。 ・技術者向けCPDS研修を開催(R3: 25回、R4: 毎月2回以上)。 ・県内企業の提案力、技術力及び研究開発力の向上を目的として県内大学等へ産学共同研究会運営を委託(R3: 7件、R5: 8件)。 ・大学教授を講師として「品質工学基礎セミナー(オンライン)」を実施(R3: 2回、延べ21社、95名参加)。 ・業界団体においてBIM/CIM原則適用に向けた研修を国土交通省と連携実施。 ・産学共同研究(テーマ指定型)の成果報告会(対面、Web併用)開催。 ・県内企業を対象にセミナー及び施設見学会を開催(R5: 1回実施)。			

具体的な取組		令和３～５年度 取組状況	施策評価アンケートの集計結果		
【施策１】復興需要後の経営支援			各問の集計結果	取組の必要性	取組実績の評価
34	建設業総合相談窓口を活用した支援 【重点取組事項】	・融資・助成金制度などを照会している建設業支援ガイドブックを更新し、HPで公開。			
	建設業振興に関する講座等による支援 【重点取組事項】	・県主催で建設業振興に関する講座を各年度3回ずつ開催。参加人数 R3: 71名、R4: 77名、R5: 51名			
【取組２】経営力に対する評価					
36	新分野進出及び企業合併に係る入札参加登録の再評価	・県契約課HPにおいて手続きを掲載。 ・県中小企業支援室から新分野参入事業者の情報提供を受け確認。			
【施策２】将来を見通せる環境整備					
【取組１】中長期的な公共投資見通し等の公表					
37	中長期的な公共投資見通しの公表	・中長期的（令和３年度～令和６年度）な公共投資見通しについて、アクションプラン（前期）により、計画投資額及び事業箇所一覧を令和３年３月に公表。			
38	発注見通しの公表	・県工事の発注見通しを公表。 【R3→4月、7月、10月、1月】【R4→2月】【R5→10月、1月】			
【取組２】適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等					
39	的確な審査体制による積算	・県職員向けに積算研修を実施、各土木事務所では設計書点検を実施。			
40	最新の積算基準及び単価適用による適正な予定価格の設定	・R3: 労務単価、建設資材単価の改訂、R4: 積算基準、労務単価の改訂、R5: 労務単価の改訂			
【施策３】建設産業の健全化					
【取組１】法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底					
41	立入検査等の実施	・建設業法違反の疑い業者に対して立ち入り検査、監督処分の実施。			
42	建設業法令遵守の推進及び普及啓発活動の展開	・東北地方整備局と合同で建設業法令遵守講習会を毎年開催。			
【取組２】適正な入札・下請関係の促進					
43	「建設業法令遵守ガイドライン」の周知	・県事業管理課ホームページに掲載し、普及・周知を図っている。			
44	「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づく指導	・発注者・受注者からの照会に随時対応のほか、立入検査を実施し指導を行った。			
【施策４】適正かつ公平な市場環境の整備					
【取組１】入札契約制度の的確な運用・改善					
45	総合評価落札方式の効果検証と改善	・過去５年間の入札データにより、落札－非落札と評価項目との関係等の分析を実施。 ・分析結果を基に、評価項目の有無や配点の変更による落札シミュレーションを実施。			
【取組２】ダンピング対策の強化					
46	低入札調査基準価格及び失格判断基準の適切な設定・活用	・毎月、落札状況を分析しつづ、全ての競争入札案件で低入札調査基準価格を適用。			

基本目標4 地域力の強化

具体的な取組		令和3～5年度 取組状況	施策評価アンケートの集計結果		
【施策1】「地域の守り手」として地域社会の維持、安心・安全の確保			各回の集計結果		
【取組1】地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及				取組の必要性	取組実績の評価
47	地域維持型契約方式の活用 【重点取組事項】	- 令和3年度に地域維持型契約方式で9件発注。 - 令和4年度には複数年契約における諸経費率低減の課題について、国の積算基準を参考に12月に改正を実施。 - 業界との意見交換会の中で活用について適宜情報提供。			
【取組2】専門性の高い維持管理技術者の確保・育成					
48	専門性の高い民間維持管理資格の配置管理技術者等への活用	みやぎ建設総合センターによる維持管理業務に資する研修会開催に向けて、どのような支援が可能か検討中。			
【施策2】災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保					
【取組1】地域の災害対応力の強化					
49	地域建設企業のBCP策定に係る普及啓発 【重点取組事項】	- 令和3年度からBCP策定支援研修を実施し普及啓発を図ってきたほか、令和5年度には「宮城県建設産業BCPモデル」を新たに掲載した「建設業支援ガイドブック」を県事業管理課のホームページに掲載。 - BCP策定率の向上策の一環として、新たな補助事業として令和5年度から「地域建設産業災害対応力強化支援事業費」を創設し、25社に助成。そのうち、BCP未策定だった18社が本事業により策定に至る。			
50	地域建設産業の災害対応力強化支援 【重点取組事項】	- 令和5年度から地域建設産業災害対応力強化支援事業を実施しハード・ソフトの両面で支援を実施。 - 令和5年度は26件交付決定し、1件事業廃止があり25件実施。			
51	地域建設企業等との防災協定に基づく連携体制の確保	- 例年、防災協定に基づき定期的に実施。建設業者は気象災害だけでなく、家畜伝染病の防疫措置にも対応していることにより、令和5年度は家畜伝染病の防疫措置に関する訓練も4会場で実施。 - 令和5年度は、東北地方整備局と業界団体本部、(想定)「災害現場」をweb会議システムによる遠隔臨場を活用した三元中継で道路啓開等実動訓練を初めて実施。 - 防災協定への対応を入札制度の評価項目の一つとしていることにより、多くの建設業者が防災協定対応に積極的に取り組んでいる。			
52	災害発生時の緊急時における随意契約制度の活用	既に制度は運用済みであり、今後の災害時等にも引き続き適用していく。			
53	建設資材の安定供給に向けた連携確保	主要な建設資材の需要見通しを随時情報収集し、県事業管理課のホームページに掲載するほか、年2回、建設資材東北地方連絡会の場でも情報提供済み。			

6 本プランとSDGsとの関連

基本目標	施策	該当するSDGsのゴール	施策とSDGsのゴールとの関係
1 担い手の確保・育成	働き方改革の推進		処遇改善等働き方改革の推進は、ゴール8の達成につながる。
	多様な人材の活躍 及び定着	   	若者や女性等誰もが働きやすい環境整備はゴール5の達成につながり、若手技能者等の確保及び人材育成はゴール4及びゴール8に関連する。
	建設産業の戦略的広報		工業高等学校等の生徒への授業を行うなど、将来の担い手確保に向けた広報活動はゴール4の達成につながる。
2 生産性の向上	現場の省力化・効率化 DXの推進	  	ICTの利用拡大等を進め施工の省力化・効率化を推進することは、ゴール8及びゴール9の達成につながり、DXの推進により、ゴール13につながる。
	技術力・専門力の強化 及び評価	 	産学官連携による技術力向上に向けた取組はゴール4に関連し、ゴール8の達成につながる。
3 経営の安定・強化	社会情勢の変化に 合わせた経営支援	 	専門家による講座等による建設産業における経営力の安定・強化はゴール8及びゴール9の達成につながる。
	将来を見通せる環境整備	 	中長期的な公共投資の見通し等を公表し安定的な収益を確保することはゴール8及びゴール9の達成につながる。
	法令遵守の強化推進		不良不適格業者を徹底的に排除し、公平で透明性のある市場環境の整備を図ることはゴール16の達成につながる。
	適正かつ公平な 競争環境の整備と 受注機会の確保		入札契約制度を適切に運用し、公平で透明性のある市場環境の整備を図ることはゴール16の達成につながる。
4 地域力の強化	地域建設産業の持続性の 確保	 	老朽化した社会資本の点検・診断等を行う専門性の高い技術者の確保・育成を推進することはゴール4に関連し、ゴール11の達成につながる。
	災害対応の知見を 生かした災害発生時の 対応確保		地域の災害対応力を強化することはゴール11の達成につながる。

※ なお、各施策を推進するに当たっては、企業や関係団体等との連携が極めて重要であることから、 17 パートナリーシップで目標を達成しよう については、全ての施策において関連するものである。

